

独立行政法人国立青少年教育振興機構の
平成26年度における業務の実績に関する評価

平成27年8月

文 部 科 学 省

様式 1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成 26 年度
	中期目標期間	平成 23～27 年度（第 2 期）

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	文部科学大臣			
法人所管部局	スポーツ・青少年局	担当課、責任者	青少年課、泉 潤一	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、柳 孝	

3. 評価の実施に関する事項
政策評価に関する有識者会議 国立青少年教育振興機構ワーキングチームに評価結果案を諮り、意見を聴取した。 手順は以下のとおり ① ワーキングチーム委員を機構の行うべき業務 5 項目（教育事業、研修支援、調査研究、関係団体等との連携促進、助成事業）に委員が持っている専門性を考慮しながら割り振り、担当制とした。 ② 機構が作成した自己評価書をワーキングチーム委員に送付。事前に機構に確認したい点や追加資料要望等を提出いただき、機構に送付。 ③ 法人ヒアリングの開催 ・第 1 回法人ヒアリングの開催（平成 27 年 7 月 16 日（木）） 担当分野①（教育事業、研修支援、関係団体等との連携促進）の担当委員及び機構の担当理事・部長で質疑応答が行われた後、意見を聴取。 ・第 2 回法人ヒアリングの開催（平成 27 年 7 月 23 日（木）） 担当分野②（調査研究、助成事業）の担当委員及び機構の担当理事・部長で質疑応答が行われた後、意見を聴取。 ・第 3 回法人ヒアリングの開催（平成 27 年 7 月 28 日（火）） ○理事長とワーキングチーム委員 4 名による意見交換会を実施。 ○監事とワーキングチーム委員 4 名による意見交換会を実施。 ④ 全ての法人ヒアリング実施後、評価書の自己評価欄にワーキングチーム委員の意見を反映させ作成。 ⑤ 作成後、ワーキングチーム委員にはメールで作成した評価書を送付し、さらにご意見をいただき、評価書に反映。

4. その他評価に関する重要事項
特になし

5. 国立青少年教育振興機構ワーキングチーム 委員名簿
主査：古川 和 NPO 法人体験型科学教育研究所専務理事、国立大学法人東京学芸大学監事 青木 富造 公益財団法人修養団理事・青年部長 片岡 麻里 公益社団法人ガールスカウト日本連盟事務局次長 北村 信彦 公認会計士 中西 茂 読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員

1. 全体の評定					
評定※ ¹ (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況※ ²			
			2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
		業務の質の向上	A	A	A
		業務運営の効率化	A	A	A
		財務内容の改善等	A	A	A
評定に至った理由	平成 26 年度においては、中期計画それぞれ定めた「参加者からのプラス評価」、「青少年人口の 1 割程度の研修利用者数」、「関係機関・団体等との連携促進」、「ナショナルセンターとしての調査研究の実施及び成果の普及」、「子供の体験活動等の裾野の拡大」等の目標を達成するため、各業務が着実に実施され、所期の目標を達成していると認められる。特に、 <u>国の喫緊の課題である子供の貧困対策に係る取組について、「子供の貧困対策に関する大綱」(平成 26 年 8 月 29 日閣議決定)に基づきいち早く実施するとともに、当該大綱に明記されている取組以外の取組も機構を挙げて実施しており、経済的に困難な状況にある青少年の生活や自立を支援する取組が着実に実施されている。また、過去最大規模の大口の民間出えん金及び寄附金を受け入れていることは大いに評価できる。</u> しかしながら、開発したモデル的プログラムの公立施設等への普及状況、宿泊利用者の減少などを踏まえ、総合的に勘案し B 評定とした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	・「子供の貧困対策に関する大綱」(平成 26 年 8 月 29 日閣議決定)に明記された実施主体であり、<u>国の喫緊の課題である子供の貧困対策に係る取組として、「青少年の「自立する力」応援プロジェクト」を策定し、経済的に困難な状況にある青少年の生活や自立を支援する取組を機構を挙げて機動的に実施していることは大変高く評価できる。</u> ・自己収入の確保については、事業収入等における予算額 1,563,757 千円を上回ることを目標に、利用者数増加のための利用の促進や国立オリンピック記念青少年センターの施設使用料の料金改定等の取組を行ったことにより、<u>1,696,978 千円(対予算比 8.5%増)の収入額となった。</u>また、「子どもゆめ基金」に関する広報活動等を継続的に実施してきた結果、平成 26 年度において、<u>過去最大規模の大口の民間出えん金(800,000,000 円)及び寄附金(200,000,000 円)を受け入れることができた。</u> ・平成 26 年度の総利用者数は 5,103,385 人と前年度に引き続き 500 万人を上回った。宿泊室稼働率は前年度の 60.3%から 60.0%と微減したものの、<u>全教育施設において「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)において示された稼働率 5 割を上回る実績を確保している。</u> ・青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進については、我が国の青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすための各種取組を実施しており、<u>事業数や参加者数も前年度に比べ増加している。</u>また、<u>中期計画における満足度 90%の目標値に対して、99.1%と上回っている。</u> ・青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援については、学校や青少年団体等に対し、広く学習活動の場や機会、情報を提供し、指導・助言等を行う取組を実施しており、「<u>青少年人口の 1 割程度の研修利用者を確保する</u>」という目標を達成している。また、利用団体の<u>満足度は 99.1%であり、中期計画における 80%の目標値を大きく(23.9%増)上回っていることは高く評価できる。</u> ・青少年教育に関する調査及び研究については、<u>日米中韓 4 か国の高校生を対象とした意識調査を実施し、その成果を取りまとめたほか、平成 18 年度から実施している青少年の体験活動等に関する実態調査の質問項目について、子供の貧困やネット依存など青少年を取り巻く問題を考慮したものに変更し調査を実施するなど改善を加え実施されている。</u>それら調査及び研究の成果についても、<u>関係者等へ周知が行われ、複数引用等されている。</u> ・青少年団体が行う活動に対する助成については、<u>応募数、採択数、参加人数ともに前年度を上回り、地域レベルでの活動が広がっている。</u> ・業務の効率化については、<u>一般管理費及び業務経費共に目標値以上の削減を達成している。</u>また、人件費についても<u>国家公務員の給与水準を十分に考慮し、機構の業務の特殊性を踏まえた上で適正な水準を維持するとともに、人員削減計画を実施し、効率化に努めている。</u>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	【青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進】(P 6 参照) 公立施設等へのモデル的プログラムの更なる普及のためには、具体的なニーズや課題の把握のほか、共催事業の実施や職員の派遣などの取組が重要である。 【青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援】(P 20 参照)

	学校利用、また宿泊日数が増えるよう、体験活動の重要性について学校関係者等に対して引き続き理解を得るための取組を強化することが重要である。 【青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進】（P 2 5 参照） 韓国の国立青少年活動振興院と交流協定を結ぶなど、韓国との協力体制は定着してきているが、今後は、アジア各国における青少年教育機関等とのネットワークを強化し、青少年に関する教育・人材・情報の交流の充実を図ることが必要である。 【青少年教育団体が行う活動に対する助成】（P 3 5 参照） 今後は、新規の応募団体が増えるよう、全国各地で助成事業について戦略的な広報活動を行うことが必要である。 【共通的事項（広報の充実）】（P 4 5 参照） 青少年教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえて体験活動の重要性及び国立青少年教育振興機構の活動について広く国民に対して周知するため、広報戦略の見直しを行うことが必要である。 【業務の効率化（保有資産の見直し）】（P 5 5 参照） 保有資産について、引き続き見直しをしっかりと行うことが重要である。 【効果的・効率的な組織の運営（内部統制の充実・強化）】（P 6 3 参照） 監事監査の基本方針の内容に沿うよう体制の整備が必要である。 【人事に関する計画】（P 8 0 参照） 4 法人で行う合同研修の内容については、お互いの法人の業務を理解できるような研修内容をしていくとともに、職員相互の交流が図られていることも重要である。
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	平成 27 年 7 月 28 日（火）に監事 2 名よりヒアリングを行ったが、特に記載が必要な事項はなし。
その他特記事項	特になし

※ 1 S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

※ 2 平成 25 年度評価までは、文部科学省独立行政法人評価委員会において総合評定を付しておらず、項目別評価の大項目について段階別評定を行っていたため、この評定を過年度の評定として参考に記載することとする。

様式3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	2 3 年 度	2 4 年 度	2 5 年 度	2 6 年 度	2 7 年 度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1－1 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進	S	A	A	A		1－1	
1－2 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	A	A	A	B		1－2	
1－3 青少年教育に関する関係機関・団体との連携促進	A	A	A	B		1－3	
1－4 青少年教育に関する調査及び研究	A	A	A	B		1－4	
1－5 青少年教育団体が行う活動に対する助成	A	A	A	A		1－5	
1－6 共通的事項	A	A	A	B		1－6	
項目評価	A	A	A	B		－	
Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置							
2－1 業務の効率化	A	A	A	B		2－1	
2－2 効果的・効率的な組織の運営	A	A	A	B		2－2	
項目評価	A	A	A	B		－	
Ⅲ．予算、収支計画及び資金計画							
3 予算（人件費の見積もりを含む。）、 収支計画及び資金計画	A	A	A	A		3	

※平成25年度評価までの評価は、「文部科学省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針」（平成14年3月22日文部科学省独立行政法人評価委員会）に基づく。また、平成26年度以降の評価は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成27年6月文部科学大臣決定）に基づく。詳細は下記の通り。

平成25年度評価までの評価	平成26年度評価以降の評価
S:特に優れた実績を上げている。(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評価を付す。)	S:中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
A:中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100%以上)	A:中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする。)
B:中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%以上100%未満)	B:中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。
C:中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%未満)	C:中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
F:評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評価を付す。)	D:中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずべきと判断した場合に限りDの評価を付す。)

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	2 3 年 度	2 4 年 度	2 5 年 度	2 6 年 度	2 7 年 度		
Ⅳ．短期借入金の限度額							
4 短期借入金の限度額	－	A	－	－		4	
Ⅴ．不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画							
5 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	－	A	A	B		5	
Ⅵ．上記以外の重要な財産の処分等に関する計画							
6 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画	－	－	－	－		6	
Ⅶ．剰余金の使途							
7 剰余金の使途	A	A	A	B		7	
Ⅷ．その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
8－1 施設・設備に関する事項	A	A	A	B		8－1	
8－2 人事に関する計画	A	A	A	B		8－2	
8－3 中期目標期間を超える債務負担	A	－	－	－		8－3	
8－4 積立金の使途	A	A	A	B		8－4	
項目評定	A	A	A	B		－	

	置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。
--	--------------------------

様式４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
１―１	青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立青少年教育振興機構法 第三条	業務に関連する 政策・施策	政策目標２ 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標２－３　青少年の健全育成	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成２７年度）２－３ 行政事業レビューシート番号００７１、００７２

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
参加者評価満足度	計画値	通年で 90%以上	—	90%	90%	90%	90%	90%		決算額（百万円）	621	611	716	710	
	実績値	—	98.4%	98.4%	98.6%	98.9%	99.1%			従業員人数（人）	241	239	251	250	
	達成度	—	—	109.3%	109.6%	109.9%	110.1%								

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	１．青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進 青少年の体験活動等を活用した我が国の青少年教育のナショナルセンターが行うにふさわしい教育事業を通じ、青少年の課題や困難を有する青少年の問題等への対応を総合的	１．青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進 青少年教育のナショナルセンターとして、機構が企画して実施する教育事業として、青少年及び青少年教育指導者等を対象に、以下のような事業を積極的に実施するととも	１．青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進 青少年教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、青少年及び青少年教育指導者等を対象として国の政策課題に応える事業を実施する。その際、アンケート調査等を実	＜主な定量的指標＞ 【教育事業】・90%以上の参加者からプラスの評価が得られているか。 ＜その他の指標＞ 教育事業の実施状況・青少年教育におけるニーズや現状等を考慮し、青少年教育の振興及び	＜業務報告書参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書　P4-1～18（第４章 1～6） ＜主な業務実績＞ 機構においては、青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目的として、「体験活動を通じた青少年の自立」をテーマに、①青少年教育に関するモデル的プログラム開発事業、②国際交流事業、③青少年教育指導者等の養成・研修事業、④青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に関する事業及び⑤東日本大震災対応事業について、自ら事業を企画・実施することにより、様々な体験活動の場と機会を提供する教育事業を実施している。 また、事業の企画段階から関係機関・団体と連携し、地域のニーズや課題を踏まえながら実施している。 平成 26 年度は、「青少年の現状と課題、そして機構が果たすべき役割」（平成 20 年 9 月 2 日）及び「機構活性化プラン」（平成 22 年 1 月 12 日）の具現化、さらに「体験の風をおこそう」運動の一層の推進を図るため、表 4-1 のとおり事業項目を設定し、教育事業を実施した。教育事業数は 556 事業、参加者総数は 176,756 人であり、満足度は中期計画に定める目標値（毎年度平均 90%以上の参加者からプラスの評価）を上回り、99.1%であった。（表 4-1 参照）	＜自己評価参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書　P4-19（第４章 7） ＜評定と根拠＞ 評定：A 教育事業については、我が国の青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たしていくため、国の喫緊の課題や青少年施設等の機能を踏まえ、青少年教育に関するモデル的プログラムの開発、国際交流事業、指導者養成及び資質の向	評定	A	＜評定に至った理由＞ 教育事業数は５５６事業（対前年度：２８事業の増加）、参加者数１７６，７５６人（対前年度：９，９８０人の増加）、中期計画における目標値（毎年度平均９０％以上の参加者からプラスの評価）を上回る９９．１％であったことは、プログラムの内容、運営面等において利用者を大いに満足させることが実施できていると言える。 また、東日本大震災以降、岩手県・宮城県の沿岸地域及び福島県全域の青少年を対象に、様々な体験活動の機会と場の提供などの支援や、防災に関する事業等を継続的に行うとともに、新たに子供の

に図るため、 以下のような 事業につい て、機構が自 ら企画して取 り組むととも に、毎年度平 均90%以上 の事業の参加 者からプラス の評価を得ら れるよう、そ の質の向上を 図る。	に毎年度平均 90%以上の 参加者からプ ラスの評価を 得られるよう 事業の質の向 上を図る。	施し、90% 以上の参加者 からプラス評 価が得られる よう事業の質 の向上を図る。 青少年の健 全育成を図 るための事 業が的確に 企画・実施さ れているか。 ・モデル的な プログラム が開発され、 そのプログラ ムが公立 施設等で活 用されている か。 国際交流事 業の実施状 況 ・事業が的確 に実施され、 十分な成果 が得られて いるか。 指導者養成 ・研修事業 の実施状況 ・事業が的確 に実施され、 十分な成果 が得られて いるか。	表 4-1 教育事業実施状況	上について積極的に事業を展開した。 特に、モデル的プログラムの開発については、公立施設での活用が前年度と比較して大きく増加している。また、子供の貧困対策として、国の政策を踏まえ、当該課題に早急に対応すべく新たに「青少年の自立する力応援プロジェクト」を立ち上げ、経済的に困難な状況にある子供を対象とした「生活・自立支援キャンプ」を実施するなど、積極的に取り組んだことなどから、A 評価とした。	貧困対策に関する取組として、経済的に困難な状況にある子供の自立に資する事業を企画・実施など積極的に対応するなど、政府の政策実現に寄与していることも大いに評価する。 これらのことから、当該項目は、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため A 評価とした。
			(注 1) 参加者数は実人数。上段 () の数値は、前年度の数値。 (注 2) 延参加者数の合計欄の数値は、出前事業や研修支援利用のための事前・事後訪問指導等 (282, 851) を除く。 (注 3) 参加者の満足度については、各教育事業の終了時に参加者に対して行ったアンケート調査の結果。事業全体を通しての満足度は、「満足」・「やや満足」・「やや不満」・「不満」の 4 段階で調査し、本報告書中の「満足度」は、「満足」と「やや満足」の合計値。		
(1) 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発 「子ども・若者ビジョン」(平成 22 年 7 月子ども・若者育成支援推進本部決定)において示された青少年の課題や困難を有する青少年の問題等の国の政策課題に対応した先導的・モデル的な体験活動事業を実施し、公立の青	(1) 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発 青少年を対象として、「子ども・若者ビジョン」(平成 22 年 7 月子ども・若者育成支援推進本部決定)において示された青少年の課題や困難を有する青少年の問題等の国の政策課題に対応した以下の先導的・モデル的	(1) 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発 青少年教育のナショナルセンターとして、青少年の課題や国の政策課題に対応した以下の事業を関係機関・団体、公立青少年教育施設等と連携しながら厳選・特化して実施する。また、事業の企画・実施に当たっては、課	1. 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発(表 4-2 参照) 青少年教育に関するモデル的なプログラム開発を目的として、①豊かな人間性を育むための様々な体験活動に関する事業、②不登校、引きこもりや児童養護施設の子供等、困難を有する青少年を支援する事業、及び③その他、青少年の課題や国の政策課題に対応した青少年の体験活動に関する事業を企画、実施した。事業数は 72 事業、参加者数は 6, 080 人(前年度比 1, 106 人減)であり、満足度は 98. 4%であった。	【青少年教育に関するモデル的プログラムの開発】 モデル的プログラム開発については、参加者の満足度(満足・やや満足)は 98. 4%となり、年度計画において 90%以上の参加者からプラス評価を得るという目標を達成している。 また、公立施設等での活用状況について、平成 26 年度は 109 件となり、平成 25 年度の活用状況に比べ 41 件増加しており、第 2 期中期目標・中期計画期間における過去 4 年間の平均(73 件)よりも高い実績となった。 さらに、平成 26 年度	＜今後の課題＞ 公立施設等へのモデル的プログラムの更なる普及のためには、具体的なニーズや課題の把握のほか、共催事業の実施や職員の派遣などの取組が重要である。 ＜WT 委員からの助言＞ モデル的プログラム事業は、参加できる青少年が増えるような取組がなされるよう期待する。 また、国際交流事業については、効果をしっかりと調査し、普及・啓発に役立てていただきたい。
表 4-2 モデル的プログラム開発事業実施状況					

少年教育施設等において活用できるモデル的なプログラムを開発する。その際、公立の青少年教育施設等における各種事業の普及状況等を踏まえ、事業を厳選・特化する。	事業を実施する。その際、公立の青少年教育施設等における各種事業の普及状況等を踏まえ、対象者や実施施設も含めて、事業を厳選・特化する。 ・青少年の意欲や社会性、規範意識など、豊かな人間性を育むための自然体験活動等のプログラム開発 ・児童養護施設に入所する子どもや不登校・引きこもりなど、困難を有する青少年への支援を行う事業 ・その他、環境教育やボランティア活動の推進に関する事業など、国の政策課題に対応した青少年の体験活動事業	題や目的を明確にするとともに、成果については、アンケートの他、参加者の変容を捉えるなど内容や方法を十分検討し、充実させる。 ・青少年の意欲や社会性、規範意識など豊かな人間性を育むための自然体験活動等のプログラム開発 ・不登校・引きこもりや児童養護施設に入所する子ども等困難を有する青少年への支援を行う事業、各年齢期に対応した事業及び子育て支援の事業 ・その他、環境教育やボランティア活動の推進に関する事業など、国の政策課題に対応した青少年の体験活動事業	十分な成果が得られているか。 東日本大震災関連事業の実施状況・事業が的確に実施されているか。	また、機構が開発したプログラムや教材、運営方法が、公立施設等で活用された件数は109件（前年度比41件増）である。活用された件数が増加した要因は、施設職員が、関係団体と連携し、ニーズに合ったプログラム開発の試行事業を実施したからである。 【参考】表9-2 公立施設等での活用状況（9-4頁参照） <table><tr><th>活 用 内 容</th><th>実施教育施設数</th><th>実施件数</th></tr><tr><td>ア 教育施設で開発したプログラムが、公立施設等で活用・実施された</td><td>9</td><td>23</td></tr><tr><td>イ 教育施設で開発した活動プログラムが、公立施設等で活用・実施された</td><td>6</td><td>56</td></tr><tr><td>ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された</td><td>6</td><td>18</td></tr><tr><td>エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>オ その他</td><td>5</td><td>9</td></tr><tr><td>計</td><td>28</td><td>109</td></tr></table> （注）「活動プログラム」とは、登山やオリエンテーリング等の一つ一つの活動内容を指し、これらを組み合わせた一連のものを「プログラム」という。 （1）豊かな人間性を育むための様々な体験活動に関する事業 機構においては、青年期までの各年齢期に必要とされる様々な体験活動の機会を提供し、健康な身体、感性豊かな心、様々な課題にチャレンジする意欲と能力を身につけることを支援している。 【取組事例】「若狭湾海湖（うみ）の自然学校」 若狭湾においては、小学5年生から中学2年生合計16人を対象に、川から出発し湖を通り海へ出る、移動型のキャンプ事業である「若狭湾海湖（うみ）の自然学校」を8月17日～23日の6泊7日で実施した。この事業は、長期宿泊体験を通して協調性を養うとともに、活動意欲を向上させることを目的としている。 実施にあたっては、事業の企画段階から、福井県三方青年の家、福井県里山里海湖研究所及び総合型地域スポーツクラブわかさ等と連携し、近隣の市町教育委員会の協力を得て実施した。 三方五湖の湖畔を、1日で30km自転車走破し、その翌日から3日間かけて三方湖に流れ込むハス川を出発点として、湖から海へと続く約40kmの行程をシーカヤックで漕艇した。最終日には、キャンプ中に培ったチームワークを発揮して、梅丈岳の頂上（400m）を目指した。 参加者は、本事業を通して、「いろいろなことを諦めずにできるようになった」（小5男）、「学校行事に積極的になった」（中1男）、「若狭で約40kmの道のりをシーカヤックを漕いで達成できたので、中学の勉強などもやり遂げようと思う」（中1男）、「前向きに一步踏み出そうと思うようになった」（中1女）、「弱音を吐かなくなった」（中2男）等の感想を述べていた。 また、事業中の様子を毎日ブログで発信していた。事業後には、保護者から「事業の内容についてたくさん話してくれた。友達やボランティアの大学生といろいろ話した経験から、将来自分もボランティアで参加したいと考えているかもしれない」「無口な我が子が次から次へと事業について話している。若狭は美しく良い所なので、多くの方に事業に参加してほしい」等多数の応援コメントが当ブログに寄せられ、本事業に対する保護者の関心の高さが伺えた。 さらに、参加者の更なる交流と事業後の参加者の様子を把握するため、本事業から半年後の平成27年2月に参加者、保護者及びボランティアスタッフが一堂に会する同窓会を行った。事業後における家庭での子供の様子について保護者に尋ねたところ、「全員でやり遂げたことが大きな収穫だった。自分が欠けてはならない、お互いに責任を全うしながら事業全体が進行していくという経験ができてよかった。今までは、家で何かを食べるときに自分のものを確保しそれを食べて終わりだったが、事業から帰ってきてから、家族に分けるようになった。同じ釜の飯を食べるという経験は大きい。人を信じ苦難とともに乗り越える経験はとてもよかった」などの意見が寄せられた。 移動型のキャンプを実施するのは、若狭湾では初めての試みであったため、食事計画や準備物の不備等、運営面での課題が見られた。特に、プログラムの時間配分にゆとりが無かったことは、安全なプログラム運営に支障をきたす恐れがあり、改善する必要がある。 （2）不登校、児童養護施設の子供等、困難を有する青少年を支援する事業	活 用 内 容	実施教育施設数	実施件数	ア 教育施設で開発したプログラムが、公立施設等で活用・実施された	9	23	イ 教育施設で開発した活動プログラムが、公立施設等で活用・実施された	6	56	ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	6	18	エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	2	3	オ その他	5	9	計	28	109	は「子どもの貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定）を踏まえた「生活・自立支援キャンプ」を新たに実施するなど、ナショナルセンターとして国の重要な政策課題への対応に係る取組も行った。 【青少年の国際交流の推進】 青少年の国際交流については、平成25年度に比べ参加者数は減少したものの、参加者の満足度は99.7%となり、年度計画において90%以上の参加者からプラス評価を得るという目標を達成した。 また、それぞれの国際交流事業に参加した学生等が、帰国後、それぞれの地域において、主体的な活動を実施している事例や、参加者の保護者からも国際交流事業に関する肯定的な評価が多数寄せられた。 【青少年教育指導者等の養成及び資質の向上】 青少年指導者等の養成及び資質の向上に関する事業について、満足度が99.5%であり、年度計画において90%以上の参加者からプラス評価を得るという目標を達成している。 また、自然体験活動上級指導者（インストラクター）の養成事業など、新たな研修事業を試行的に実施するとともに、研修事業への参加者に対する追跡調査の結果、9
活 用 内 容	実施教育施設数	実施件数																								
ア 教育施設で開発したプログラムが、公立施設等で活用・実施された	9	23																								
イ 教育施設で開発した活動プログラムが、公立施設等で活用・実施された	6	56																								
ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	6	18																								
エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	2	3																								
オ その他	5	9																								
計	28	109																								

				近年、青少年のスマートフォンを所有する割合や、スマートフォンなどを通じてインターネットを活用する割合及び平均的な利用時間が増加傾向にあり、いわゆるネット依存への対策が喫緊の課題となっている。 本部においては、下記の通り文部科学省の委託を受けて、「青少年教育施設を活用したネット依存対策研究事業」を実施した。 【取組事例】「セルフチャレンジキャンプ」（文部科学省委託事業） ネット依存傾向の青少年を対象に、自然体験や宿泊体験プログラムを通じたネット依存対策を図る本事業は、中央を会場として、8月16日（土）～24日（日）の8泊9日間、国立病院機構久里浜医療センターと連携し、韓国でネット依存問題の改善を目的に全国規模で実施されているレスキュースクール（11泊12日の寄宿型治療キャンプ）を参考に、日本版の試行事業として実施した。参加者は、男子10名（中1：1名、中3：1名、高1：1名、高2：2名、高3：4名、大1：1名）で、地域別の内訳は関東5名、東北2名、北陸1名、近畿1名、九州1名と全国であり、事業内容は、久里浜医療センターが主体となって実施する「認知行動療法」、「カウンセリング」の治療に加え、教育的観点から、中央が主体となって実施する「仲間づくりの活動」「富士山トレッキング」「野外炊事」等も取り入れたプログラムとした。 また、キャンプ終了後、11月15日（土）～16日（日）と平成27年1月17日（土）～18日（日）に、1泊2日の「フォローアップキャンプ」を実施した。 本事業後、不登校の参加者7名中4名が登校するようになり、キャンプ全体の効果として捉えることができるものの、プログラムの直接的な効果について今後引き続き、検証を行う。 調査研究結果としては、キャンプ終了3か月後の、「1週間の総ゲーム時間数」で有意な減少が見られ、また、自己効力感尺度の実効項目（病識、迷い、実行）に有意な改善が見られた。これらのことから、ネット依存傾向の参加者にとって、「仲間との活動や自然との直接体験」が日常生活を見直し、改善するきっかけづくりとなったことがわかる。 また、認知行動療法から見た参加者の変容としては、自身の意見を発言し、受け入れられる体験が、自信を取り戻す経験となっていたこと、不登校であったが、キャンプ後、毎日休まず通学するようになったことが挙げられる。 なお、本部では、マスメディア対応として、メインキャンプ後のプレス・ブリーフィングと、まとめの事業企画運営委員会終了後の報道発表を行い、関心を持って取り上げられた。 課題としては、メンター（期間中、参加者とマンツーマンで行動する学生ボランティア等）に対して、認知行動療法など医療に関する事前研修をする必要があることがあげられた。 （3）その他、青少年の課題や国の政策課題に対応した青少年の体験活動に関する事業 環境教育、ボランティア活用の推進、幼児教育、防災教育、子育て支援等が青少年の課題や国の政策課題としてあげられている。 【取組事例】「さんべ夢ステージ（企画編、試行編、準備編、本番編）」 三瓶では、ボランティア活用の推進事業として、養成研修を受けた法人登録ボランティアの大学生を対象に、企画編、試行編、準備編を経て、本番編で施設開放事業として実施される「さんべ祭」の一部を運営する、「さんべ夢ステージ」を平成18年度から実施している。 企画編では、事業全体の統一的な目標をたてるため、事業のテーマを全体で考える機会と場を設け、参加者の意見を基に班編成を行い、参加者同士で企画案を出し合った。 また、試行編では職員に対して、それぞれの班の企画案のプレゼンテーションを行い、発表する力を身に付け、本番編に向けた準備を行った。 さらに、企画編～準備編までの3編では、毎回、「リーダーシップ」や「人間関係能力」について学ぶ機会を設けた。 事業終了後に行ったアンケートでは、「準備編でやってきたこと、大学に戻って準備してきたことが本番編でしっかりとできた。苦戦してやっと完成した楽器がとても人気で、多くの方に面白いね、すごいねと言ってもらえてとても嬉しく、達成感も生まれた。また、今回の班メンバーに自分らしさを100%出せたことが一番嬉しかった」と感想が寄せられており、満足度はとても高かった。 また、別の参加者は、「企画から運営までやり抜くことは、とても大変だったが、大きな達成感を味わうことができた。今回の経験を今後の活動に活かしていきたい」とアンケートで答えており、本事業での経験が今後の活動に対する意欲を高めていることがわかった。 課題としては、3か月間に渡る長期間の事業のため、参加者の継続的な参加が難しい面や、モチベーションが維持しにくい面があった。また、「試行編」からの参加者にとっては、途中からの参加というこ	割の参加者が研修事業における講習において得たことを所属している施設又は団体で活かしているなど、研修で学んだ知見、知識が参加者に着実に根付いていることが確認できた。 【青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発】 各団体等が実施する事業内容を容易に検索できるWeb上のシステムを新たに構築し、また、そのWeb上からのエントリーを可能にするなどの取組を行ったことにより、平成26年10月の「体験の風をおこそう推進月間」における関係事業への参加者が201,225人となり、平成25年度に比べて増加し、体験活動に関する社会的気運の醸成を行うことができた。 ＜課題と対応＞ 子供のネット依存対策や、子供の貧困対策など国の喫緊の課題にいち早く対応する事業を展開しており、今後、国の動向や方針を踏まえつつ、アンケートや聞き取り調査等を通じてニーズの把握に努め、機構における対策を更に推進していく。 モデル的プログラム開発事業についてアンケート結果を見ると、参加者の満足度は全体では変わらないが、「満足」が減少し、「やや満足」が増加した。利用者のニーズをより積極的に把握し、プログラムの改善及び事業の
--	--	--	--	--	--

				ともあり、不安を感じたり、事業の趣旨や目的等の共通理解に不十分な面があったりしたため、職員と参加者との連携を図り、フォローしていく必要があった。	運営に活かしていく。																																																																																															
（２）青少年の国際交流の推進 青少年及び青少年教育関係者との国際交流を推進するとともに、国内外の青少年の異文化理解を増進させる。	（２）青少年の国際交流の推進 国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年に対する異文化理解の増進を図るため、以下のような事業を実施する。 ・青少年及び青少年教育関係者の相互交流等を行う事業 ・青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業	（２）青少年の国際交流の推進 青少年及び青少年教育指導者等を対象とした、以下の国際交流事業・異文化理解事業を実施する。 ・日独の青年及び青少年指導者の交流事業 ・日韓青少年交流事業 ・東アジア青少年交流事業 ・韓国青少年活動振興院との交流協定に基づく事業	2. 青少年の国際交流の推進（表 4-3 参照） 機構においては、青少年及び青少年教育関係者の国際交流を推進するとともに、国内外の青少年の異文化理解を増進させるため、国際交流事業を実施している。また、この事業の中で、青少年の国際理解や国際的視野の醸成を図り、青少年のボランティアなどの社会参加を促し、青少年のリーダーを養成することを目的とした取組を行っている。 平成 26 年度の事業数は 31 事業であり、参加者数は 1,821 人（対前年度比 99 人減）であった。また、参加者の満足度は 99.7%であった。 表 4-3 国際交流事業の交流先と参加者数（表は合計人数） <table><tr><th colspan="3">（１）日独の青少年及び青少年指導者の交流事業</th></tr><tr><th>交 流 先</th><th>参加者数</th><th>派遣・受入の別</th></tr><tr><td>ドイツ連邦共和国</td><td>116</td><td>派遣・受入</td></tr><tr><th colspan="3">（２）アジアの青少年交流事業</th></tr><tr><th>交 流 先</th><th>参加者数</th><th>派遣・受入の別</th></tr><tr><td>大韓民国</td><td>179</td><td>派遣・受入</td></tr><tr><td>カンボジア王国</td><td>7</td><td>受入</td></tr><tr><td>インドネシア共和国</td><td>7</td><td>受入</td></tr><tr><td>ラオス人民民主共和国</td><td>7</td><td>受入</td></tr><tr><td>マレーシア</td><td>39</td><td>派遣・受入</td></tr><tr><td>ミャンマー連邦</td><td>7</td><td>受入</td></tr><tr><td>フィリピン共和国</td><td>7</td><td>受入</td></tr><tr><td>シンガポール共和国</td><td>7</td><td>受入</td></tr><tr><td>タイ王国</td><td>57</td><td>派遣・受入</td></tr><tr><td>ベトナム社会主義共和国</td><td>7</td><td>受入</td></tr><tr><td>スリランカ民主社会主義共和国</td><td>20</td><td>受入</td></tr><tr><th colspan="3">（３）その他の交流事業</th></tr><tr><th>交 流 先</th><th>参加者数</th><th>派遣・受入の別</th></tr><tr><td>マーシャル諸島共和国</td><td>34</td><td>派遣・受入</td></tr><tr><td>ミクロネシア連邦</td><td>70</td><td>派遣・受入</td></tr><tr><td>パラオ共和国</td><td>35</td><td>派遣・受入</td></tr><tr><td>チュニジア共和国</td><td>3</td><td>受入</td></tr><tr><td>インドネシア共和国</td><td>3</td><td>受入</td></tr><tr><td>バングラデシュ人民共和国</td><td>3</td><td>受入</td></tr><tr><td>インド</td><td>3</td><td>受入</td></tr><tr><td>ネパール連邦民主共和国</td><td>3</td><td>受入</td></tr><tr><td>パキスタン・イスラム共和国</td><td>3</td><td>受入</td></tr><tr><td>スリランカ民主社会主義共和国</td><td>3</td><td>受入</td></tr><tr><td>フィジー共和国</td><td>3</td><td>受入</td></tr><tr><td>日本在住の留学生等</td><td>285</td><td></td></tr><tr><td>招聘事業等に参加した日本人</td><td>913</td><td></td></tr><tr><td>合 計 人 数</td><td>1,821</td><td></td></tr></table> （１）日独の青年及び青少年指導者の交流事業 本事業は、日独両国間の理解と親善を深め、青少年交流の発展を図ることを目的として、両国において関係機関・団体等での実地研修、意見交換を行う両国政府主催の相互交流事業であり、我が国では文部科学省の委託を受けて、当機構が実施している。 平成 26 年度は、青年を対象とした「日独勤労青年交流事業」、「日独学生青年リーダー交流事業」、及び青少年指導者を対象とした「日独青少年指導者セミナー」を実施した。また、事業の事前研修やド	（１）日独の青少年及び青少年指導者の交流事業			交 流 先	参加者数	派遣・受入の別	ドイツ連邦共和国	116	派遣・受入	（２）アジアの青少年交流事業			交 流 先	参加者数	派遣・受入の別	大韓民国	179	派遣・受入	カンボジア王国	7	受入	インドネシア共和国	7	受入	ラオス人民民主共和国	7	受入	マレーシア	39	派遣・受入	ミャンマー連邦	7	受入	フィリピン共和国	7	受入	シンガポール共和国	7	受入	タイ王国	57	派遣・受入	ベトナム社会主義共和国	7	受入	スリランカ民主社会主義共和国	20	受入	（３）その他の交流事業			交 流 先	参加者数	派遣・受入の別	マーシャル諸島共和国	34	派遣・受入	ミクロネシア連邦	70	派遣・受入	パラオ共和国	35	派遣・受入	チュニジア共和国	3	受入	インドネシア共和国	3	受入	バングラデシュ人民共和国	3	受入	インド	3	受入	ネパール連邦民主共和国	3	受入	パキスタン・イスラム共和国	3	受入	スリランカ民主社会主義共和国	3	受入	フィジー共和国	3	受入	日本在住の留学生等	285		招聘事業等に参加した日本人	913		合 計 人 数	1,821		青少年の国際交流については、日独青少年指導者セミナーについても成果をまとめ、今後の事業に活かしていく。 「体験の風をおこそう」運動については、「体験の風をおこそう推進月間関連事業」及び「子ども体験遊びリンピック」の参加団体数、事業数、参加者数の増加につながるよう、「体験の風 ナビゲーション」の内容を周知し、一層の活用を図るとともに、幅広い層の国民に対しても普及啓発を図れるよう、「体験の風をおこそう」運動応援団の任命やキャラバン隊派遣など応援団の活用を図ることで、体験活動の身近なものとなるよう積極的な広報に努めていきたい。 東日本大震災関連事業については、参加者及び保護者から、「長期間での実施」や「月 1～2 回の実施」に関する要望が多くあったことから、通年型プログラムの検討が課題となっている。 「生活・自立支援キャンプ」の実施については、特定の状況下にある子供たちに対する適切な支援を行うこと、また、今後も企画の段階から児童養護施設や母子寡婦福祉会等の連携先と十分な聞き取りを含めた事前打合せを更に綿密に行う必要がある。
（１）日独の青少年及び青少年指導者の交流事業																																																																																																				
交 流 先	参加者数	派遣・受入の別																																																																																																		
ドイツ連邦共和国	116	派遣・受入																																																																																																		
（２）アジアの青少年交流事業																																																																																																				
交 流 先	参加者数	派遣・受入の別																																																																																																		
大韓民国	179	派遣・受入																																																																																																		
カンボジア王国	7	受入																																																																																																		
インドネシア共和国	7	受入																																																																																																		
ラオス人民民主共和国	7	受入																																																																																																		
マレーシア	39	派遣・受入																																																																																																		
ミャンマー連邦	7	受入																																																																																																		
フィリピン共和国	7	受入																																																																																																		
シンガポール共和国	7	受入																																																																																																		
タイ王国	57	派遣・受入																																																																																																		
ベトナム社会主義共和国	7	受入																																																																																																		
スリランカ民主社会主義共和国	20	受入																																																																																																		
（３）その他の交流事業																																																																																																				
交 流 先	参加者数	派遣・受入の別																																																																																																		
マーシャル諸島共和国	34	派遣・受入																																																																																																		
ミクロネシア連邦	70	派遣・受入																																																																																																		
パラオ共和国	35	派遣・受入																																																																																																		
チュニジア共和国	3	受入																																																																																																		
インドネシア共和国	3	受入																																																																																																		
バングラデシュ人民共和国	3	受入																																																																																																		
インド	3	受入																																																																																																		
ネパール連邦民主共和国	3	受入																																																																																																		
パキスタン・イスラム共和国	3	受入																																																																																																		
スリランカ民主社会主義共和国	3	受入																																																																																																		
フィジー共和国	3	受入																																																																																																		
日本在住の留学生等	285																																																																																																			
招聘事業等に参加した日本人	913																																																																																																			
合 計 人 数	1,821																																																																																																			

				イツ団との合宿セミナーへ過去の交流事業参加者が参画すると共に、帰国後に成果を発表する機会を創設するなど、継続的な交流の機会や活動機会の充実を図る取組を行った。 【取組事例】 日独学生青年リーダー（派遣） 日本とドイツにおける青少年の健全育成を推進するために、青少年団体等でリーダーとして活動する学生・青年等が、「若者の社会参画」をテーマに両国のボランティア制度や意識等の共通点・相違点、日独青少年団体のボランティアに関する取組について学習する事業を実施している。 平成 26 年度におけるドイツへの派遣では、ドイツの青少年援助の概略、ボランティア活動や社会参画の個人的・社会的意義とリーダーシップの関係性、その中で青少年団体が果たす役割をドイツの自然保護団体・民主主義の啓発団体・青少年施設の訪問や合宿セミナー（2 泊 3 日）のディスカッションを通して学んだ。 ドイツ滞在の最終日に行われた学習成果発表会では、若者が社会を牽引する立場として積極的に社会参画し、多様性のある社会の構築を目指して活動していること、市民一人ひとりのリーダーシップを重視し、リーダーシップ教育に取り組んでいることなど、日本とドイツの比較を通じた発表が日本団よりあった。 帰国後、参加者の中には、所属団体や大学のゼミ等で報告会を開いたり、新聞や団体が発行するニュースレターに経験を投稿する者のほか、国際交流イベントでリーダーを担ったり、自治体と学生の協同で地域を巻き込んだ活動を始動している者などもある。 また、福島県から参加した女性は、帰国後、大人と若者の交流を通して地域を活性化させたいと、学生 6 名と共にボランティア団体を立ち上げ、いわきの商店街活性化のイベントや学校のイベント等地域に根付いた活動を行っている。 （２）アジアの青少年交流事業 機構は、アジアにおける青少年教育の拠点を目指し、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年交流事業を実施している。 平成 26 年度は、日韓の高校生と大学生を対象にした「日韓高校生交流」、「海は人をつなぐ～KIZUNA～〔日韓環境交流事業〕（若狭湾）」、東南アジア各国の中学生を対象にした「アセアン加盟国中学生招聘交流事業（乗鞍・江田島・妙高・諫早）」、タイやマレーシアの高校生を対象にした「タイ王国高校生招聘交流事業（夜須高原）」、「ジャパン・マレーシア交流プロジェクト 2014（曾爾）」、南アジアのスリランカの高校生を対象にした「アジアの架け橋 沖縄スリランカプロジェクト（沖縄）」、中国・韓国・台湾からの留学生を対象とした「ユース オブ ワールド 2014（大雪）」を実施した。なお、例年実施していた「日中韓子ども童話交流事業」は、4 月に韓国で起きたフェリー沈没事故を受けて急遽中止となった。 【取組事例】 ジャパン・マレーシア交流プロジェクト 2014 曾爾においては、日本の高校生とマレーシアの高校生の交流事業「ジャパン・マレーシア交流プロジェクト 2014」を実施した。マレーシアの高校生の受け入れに加え、はじめて、日本の高校生をマレーシアに派遣し、相互交流事業として実施した（派遣 15 人、受入 12 人）。4 年目となる今回のテーマを「次のステージへ、そしてさらに強い絆を作っていく（THE NEXT STAGE・THE STRONGER BOND）」とし、日本の高校生参加者が、マレーシアとの交流を通して視野を広げるとともに日本文化の理解を深めること、積極的にコミュニケーションを図る上で大切な自己表現能力と相手を理解することの大切さを学ぶ企画を、5 月～11 月にかけて実施した。 マレーシアへの派遣（8 月 17 日～23 日）では、事前に 4 回の研修を行い、マレーシアについての学習、日本文化紹介等の準備、交流時の出し物となるソーラン節をアップテンポにした「南中ソーラン」の練習等を行った。実際のマレーシア訪問では、3 つの高等学校や教育省等の訪問で 4 度のプレゼンテーション発表とそのプレゼンテーション内容について討論することとし、自分の意見を発表する機会を多く設けた。 また、受入（11 月 7 日～18 日）では、奈良県下から公募した高校生 28 名に対して 8 回の事前研修を開催し、日本の魅力をテーマにしたディスカッション、奈良市の歴史案内の学習、交流プログラムの企画及び準備などを主体的に行い受入にあたった。 これらの結果、日本の高校生からは、海外の理解だけではなく、日本文化をもっと理解しなければならないこと、文化や宗教の違いを越えて高校生同士の交流ができることなどの学習発表がされた。 本事業終了後、受入に携わった日本の高校生の 1 人は、曾爾が実施した教育事業「高校生 大いに語れ！」（12 月 13 日～14 日）の 1 つプログラムにおいてパネラーとなり、「グローバル化の意味」、「国		
--	--	--	--	--	--	--

				際交流と英語力」、「紛争と宗教・他者理解」等のテーマについて一般高校生参加者と討論を行った。 また、他の男子高校生は、交流プログラムを通して、あきらめていた「看護師になる」という夢に挑戦することを決めた。 その他、最上級生として下級生の相談役とまとめ役になった高校生の母親からは、「友達の後しか付いて行かない子だったが、この事業に関わって本当に変わった。高校の懇談で先生に言われることが中学と全く違っていて驚いている」との感想が寄せられた。 このように、本事業終了後も積極的に他の事業に関わったり、本事業が普段の生活や進路を見直す機会となったことが伺える。 (3) その他の交流事業 上記以外に、「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」、「世界の仲間とゆく年くる年」、「えいご de キャンプ in テンパーク」など、多くの国々の青少年を対象とした事業を実施した。 【取組事例①】ミクロネシア諸島自然体験交流事業（派遣） 太平洋諸島の子供たちとの相互交流を通じて、自然体験や異文化体験等を行い、子供たちに自然のすばらしさ、共存することの大切さを学ぶ機会を提供することを目的に「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」を実施した。 受入事業においては、太平洋諸島（マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、パラオ共和国）の小学校5年生から中学校2年生までの子供60人を平成24年6月14日から6月24日の日程で招聘し、派遣事業では、日本の子供48人を7月21日から7月30日の日程でマーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、パラオ共和国に派遣した。 派遣事業では、今年度初めて、3か国に派遣された子供たちの学習成果発表会を保護者の参加のもと、成田空港周辺の会場で実施した。パラオ共和国に派遣された子供からは、ペリリュー島での滞在から、「戦跡を見て当時の生活の厳しさや命の尊さを知ることができた。戦争がいかに悲しく人々に辛い思いを与えたかを知り、改めて戦争を絶対にやってはいけなくと強く思った。この交流を通して、『人を傷つけない』、『人を思いやる』、『自然に感謝する』、『戦争をしない』、これら4つについて深く考えることができた」と発表された。 学習成果発表会に参加した保護者からは、「ミクロネシア地域の自然や日本とミクロネシアの歴史がわかり、この交流事業に子供を参加させ本当に良かった。来年度以降も学習成果報告会を開き、この交流事業の大切さを伝えていって欲しい」との要望を多数受けた。 【取組事例②】世界の仲間とゆく年くる年～体験日本のお正月～ 本部においては、日本の年末年始の行事や文化に触れ、日本文化への理解を深め、楽しみながら異文化交流を行うことを目的に、年末年始を日本で迎える留学生と日本の大学生・高校生等を対象に、12月30日～1月2日の3泊4日で「世界の仲間とゆく年くる年」を実施している。 第5回目となる平成26年度は、過去最多の34か国・地域から参加者314人が集い、グループでの生活や活動を中心に、羽子板の絵付け、日本舞踊や太鼓などの日本文化体験及び日本の正月をテーマとしたグループ発表等を行った。 事業実施に際し、過去の参加者のうち本事業に関心のある大学生や留学生、社会人14人による企画運営委員会を立ち上げ、同委員会が中心となって企画運営に取り組み、事業の2か月前から全体打ち合わせや各ワーキンググループの打ち合わせなどの準備を進めた。 また、企画運営委員会では、今回のテーマを「New Year, New Friends」と決め、年末年始を過ごす自分の家のような、アットホームな雰囲気作りを目指して事業を行った。例えば、家族で囲む団欒を演出するため、大晦日にこたつと卓上みかんを置いた畳のスペースを用意した。当日、用意した10台のこたつには多くの参加者が集まり、中には13人が1台のこたつを囲んだり、順番待ちができるなど盛況であった。 参加者からは、「温かく迎えられ、国籍も言葉も越えて、世界の仲間と一つの家族になれた」、「グループ発表に向けて意見の衝突もあったが、発表後の達成感から班のメンバーとの絆が強まっていくことが爽快だった」などの感想が寄せられた。 企画運営委員の中には、太鼓プログラムのリーダーになり、事前の企画から当日の司会まで様々な役割を担った女子大学生がいる。企画運営委員を担った経験から、「きちんとした段取りや周到な準備があったからこそ、参加者から好意的な意見を得ることができた。この活動を通して、段取りや準備の大切さを痛感することができたため、社会人になってもこの経験を活かして頑張りたい」との感想が寄せられた。		
--	--	--	--	---	--	--

				これらの成果を踏まえ、平成 27 年度以降も引き続き過年度参加者を中心とした企画運営を行う予定である。																																																							
	（３）青少年教育指導者等の養成及び資質の向上 青少年教育団体等で中核となる青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以下「青少年教育指導者等」という。）の研修事業を実施し、その資質を向上させる。また、新たな青少年教育指導者等を養成する。	（３）青少年教育指導者等の養成及び資質の向上 公立の青少年教育施設や学校等の教職員、青少年教育団体等で中核となる青少年教育指導者等の養成事業や研修事業を実施する。また、関係機関・団体等と連携し、全国共通の指導者養成カリキュラムを開発するなど、体系的な指導者養成・活用システムを構築する。	（３）青少年教育指導者等の養成及び資質の向上 ①青少年教育指導者等の養成事業や研修事業、学校の教職員の研修事業として、以下の事業を実施する。 ・教員免許状更新講習 ・体験活動安全管理研修 ・全国青少年教育施設所長会議 ・ボランティア養成事業 ②体系的な指導者養成・活用システムを構築するため、関係機関・団体と連携し、新たに作成した自然体験活動に関する全国共通の指導者養成カリキュラムによる指導者養成事業を実施する。	3. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上（表 4-4・表 4-5 参照） 安心安全な青少年の体験活動の充実のため、指導者養成及び指導力等の向上を目的とした青少年の体験活動に関わる自然体験活動指導者養成事業（NEAL）、青少年の体験活動に関わっている指導者等の研修事業、教員を対象とした研修事業（教員免許状更新講習を含む）、及びボランティアの養成・研修事業などを実施した。 事業の企画立案の際には、体験活動に関する指導力の向上やボランティア等の資質能力の向上、安心安全な体験活動の実施など青少年教育指導者等が求めるニーズを踏まえるとともに、事業実施後のアンケート結果等を踏まえ、事業の改善にも取り組んでいる。 平成 26 年度における青少年教育指導者等の養成・研修事業の事業数は 118 事業、参加者数は 5,641 人（前年度比 4 人減）であり、満足度は 99.5%であった。 なお、青少年の体験活動に関わる指導者養成等の事業（養成、研修）参加費については、食費、シーツ等洗濯代を徴収している。また、教員免許状更新講習は、食費、シーツ等洗濯代以外に受講料を受益者負担として徴収している（1 時間あたり 1,000 円）。																																																							
				表 4-4 青少年教育指導者等の養成・研修事業実施状況																																																							
				<table><tr><th rowspan="2">事業項目及び区分</th><th rowspan="2">事業数</th><th rowspan="2">参加者数 (人)</th><th colspan="4">参加者の満足度(%)</th></tr><tr><th>満足</th><th>やや満足</th><th>やや不満</th><th>不満</th></tr><tr><td>(1) -① 青少年の体験活動に関わる自然体験活動指導者養成事業（NEAL）</td><td>(3) 5</td><td>(108) 123</td><td>(84.0)</td><td>(15.0)</td><td>(0.9)</td><td>(0.1)</td></tr><tr><td>(1) -② 青少年の体験活動に関わっている指導者等の研修事業</td><td>(33) 37</td><td>(1,405) 2,192</td><td>86.2</td><td>13.5</td><td>0.3</td><td>0.0</td></tr><tr><td>(2) 教委音を対象とした研修事業（教員免許状更新講習を含む）</td><td>(33) 41</td><td>(1,807) 1,358</td><td>(84.7) 87.9</td><td>(14.8) 11.6</td><td>(0.5) 0.5</td><td>(0.0) 0.0</td></tr><tr><td>(3) ボランティアの養成・研修事業</td><td>(37) 33</td><td>(1,686) 1,709</td><td>(78.5) 82.9</td><td>(20.7) 16.2</td><td>(0.7) 0.8</td><td>(0.1) 0.1</td></tr><tr><td>(4) その他</td><td>(3) 2</td><td>(639) 259</td><td>(85.0) 0</td><td>(13.4) 0</td><td>(1.3) 0</td><td>(0.3) 0</td></tr><tr><td>計</td><td>(114) 118</td><td>(5,645) 5,641</td><td>(83.0) 85.7</td><td>(15.9) 13.8</td><td>(0.8) 0.5</td><td>(0.3) 0.0</td></tr></table> （注）上段（ ）の数値は、前年度の数値。 （１）青少年の体験活動に関わる指導者等の養成及び研修事業 ① 青少年の体験活動に関わる自然体験活動指導者養成事業（NEAL） 平成 25 年 2 月に官民協働で体験活動に関する新たな指導者認定制度を創設し（平成 20 年度から 24 年度まで文部科学省の委託事業として実施した自然体験活動指導者養成事業を発展させたもの）、体験活動に関する正しい知識と経験を有する指導者資格の養成を開始した。指導者の種類は、専門的な知識や経験の程度により、①自然体験活動指導者（リーダー）、②自然体験活動上級指導者（インストラクター）、③自然体験活動統括指導者（コーディネーター）の 3 資格があり、「青少年教育における体験活動」など、全 8 科目の養成カリキュラムを表 4-5 に示す必要時間数行い、段階的に修了する必要がある。 平成 26 年度は、学校や青少年教育施設で活動している職員や民間事業者、地域で活動するボランティア、学生等 91 人を対象に、3 教育施設（磐梯、赤城、室戸）でリーダー養成事業を実施した。また、インストラクター養成事業については、リーダー養成事業を修了し、演習Ⅰを履修した 32 人を対象に、2 教育施設（妙高、阿蘇）で試行実施した。 インストラクター養成事業については、今回実施した試行事業を踏まえ、カリキュラム内容や時間数等を見直し、平成 27 年度より本格実施することとし、コーディネーター養成事業については、平成 27 年度に新たに試行実施することとしている。	事業項目及び区分	事業数	参加者数 (人)	参加者の満足度(%)				満足	やや満足	やや不満	不満	(1) -① 青少年の体験活動に関わる自然体験活動指導者養成事業（NEAL）	(3) 5	(108) 123	(84.0)	(15.0)	(0.9)	(0.1)	(1) -② 青少年の体験活動に関わっている指導者等の研修事業	(33) 37	(1,405) 2,192	86.2	13.5	0.3	0.0	(2) 教委音を対象とした研修事業（教員免許状更新講習を含む）	(33) 41	(1,807) 1,358	(84.7) 87.9	(14.8) 11.6	(0.5) 0.5	(0.0) 0.0	(3) ボランティアの養成・研修事業	(37) 33	(1,686) 1,709	(78.5) 82.9	(20.7) 16.2	(0.7) 0.8	(0.1) 0.1	(4) その他	(3) 2	(639) 259	(85.0) 0	(13.4) 0	(1.3) 0	(0.3) 0	計	(114) 118	(5,645) 5,641	(83.0) 85.7	(15.9) 13.8	(0.8) 0.5	(0.3) 0.0		
事業項目及び区分	事業数	参加者数 (人)	参加者の満足度(%)																																																								
			満足	やや満足	やや不満	不満																																																					
(1) -① 青少年の体験活動に関わる自然体験活動指導者養成事業（NEAL）	(3) 5	(108) 123	(84.0)	(15.0)	(0.9)	(0.1)																																																					
(1) -② 青少年の体験活動に関わっている指導者等の研修事業	(33) 37	(1,405) 2,192	86.2	13.5	0.3	0.0																																																					
(2) 教委音を対象とした研修事業（教員免許状更新講習を含む）	(33) 41	(1,807) 1,358	(84.7) 87.9	(14.8) 11.6	(0.5) 0.5	(0.0) 0.0																																																					
(3) ボランティアの養成・研修事業	(37) 33	(1,686) 1,709	(78.5) 82.9	(20.7) 16.2	(0.7) 0.8	(0.1) 0.1																																																					
(4) その他	(3) 2	(639) 259	(85.0) 0	(13.4) 0	(1.3) 0	(0.3) 0																																																					
計	(114) 118	(5,645) 5,641	(83.0) 85.7	(15.9) 13.8	(0.8) 0.5	(0.3) 0.0																																																					
				表 4-5 自然体験活動指導者の種類、養成カリキュラム時間数																																																							
				<table><tr><td>名称</td><td>リーダー (18 時間)</td><td>インストラクター (67.5 時間)</td><td>コーディネーター (49.5 時間)</td></tr></table>	名称	リーダー (18 時間)	インストラクター (67.5 時間)	コーディネーター (49.5 時間)																																																			
名称	リーダー (18 時間)	インストラクター (67.5 時間)	コーディネーター (49.5 時間)																																																								

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

				絵本にこめられた作家の思いなど、多種多様な授業内容で構成されており、受講者からは、「これだけ広く体系的に絵本の専門知識を学んだことがなかった」など専門的かつ高度な授業展開に好意的な感想が多かった。その一方で、カリキュラム構成と絵本専門士に「望まれる資質・能力」との関連性をより明確に整理する必要があるという課題も指摘されている。 以上の成果と課題を踏まえ、平成 27 年度の第 2 期養成講座については、募集定員を 60 名に増やすとともに、平成 26 年 10 月に「絵本専門士養成講座カリキュラムに関するガイドライン作成ワーキンググループ」を立ち上げ、平成 27 年秋頃を目途に指導内容を体系的に整理し、指導指針を作成することとしている。 【取組事例②】「第 31 回全国青少年相談研究集会」 本部においては、青少年の様々な問題に関する協議等を通じて、それぞれの知見を広げ、団体間の連携協力の促進を図ることを目的に、青少年教育関係者や警察、法務関係者及び福祉関係者等を対象に、「第 31 回全国青少年相談研究集会」を平成 27 年 1 月 19 日～21 日の 2 泊 3 日で実施し、全国から 222 人が参加した。 平成 25 年度までは、青少年が抱える課題の中からテーマを絞って実施してきたが、課題が多様化・深刻化している現代社会の背景を踏まえ、1 つの事象に対して多様な分野の専門家や諸機関が連携・協力して課題に取り組む体制づくりの重要性を提供するため、「青少年を取り巻く課題」という幅広いテーマを設定し、事業を実施した。 プログラムでは、日本子ども家庭総合研究所長の衛藤隆氏による「若者の孤独にどう向き合うのか～基本的な背景を踏まえたセーフティプロモーションの観点から」と題する基調講演や、「ネット社会で深刻化する若者の“自殺”の実相」、「ネット依存とひきこもり・不登校」、「児童虐待と問題行動～関係機関との連携～」等、5 つの分科会とシンポジウム「青少年を取り巻く課題に対する様々な機関の連携について」において、各講師から様々な事例に関する情報提供があり、参加者は講師や参加者との協議などを踏まえ、研鑽に励んだ。 参加者からは、「表面的な事象だけに対応するのではなく、事象の背景を理解し、広い視野で組織的に課題に取り組む重要性を知ることができた」、「関係機関・団体との連携がいかに有効的か理解することができた」、「今回得ることのできた情報は、学校現場でも生かせる内容であった」などの感想が寄せられた。		
	（４）青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発 青少年の自然体験活動等の体験活動や読書活動等の重要性に関する普及・啓発を図る。	（４）青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発 青少年の体験活動や読書活動、基本的な生活習慣等の重要性を社会に発信するための事業を実施する。	（４）青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発 ①青少年の体験活動や読書活動、基本的な生活習慣等の重要性を社会に発信するため、関係機関・団体と連携した事業や施設を活用した事業等を実施する。 ②「体験の風をおこそう」運動を通じて、青少年の体験活動を推進する機運を高めるための	４．青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発 青少年や保護者に様々な体験活動の機会と場を提供し、体験活動の重要性について関係機関等を通じて広く普及するとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を目的として、民間団体と連携し、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動など様々な体験活動等の普及・啓発事業を実施した。 （１）「体験の風をおこそう」運動の取組 「体験の風をおこそう」運動とは、近年、社会が豊かで便利になる中で、子供たちの自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少している状況を踏まえ、子供たちの健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、様々な体験の機会や場の拡充など体験活動の推進について社会的機運の醸成を図る運動である。機構においては、平成 22 年度から青少年育成に関わる複数の団体と連携して、「体験の風をおこそう運動推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を立ち上げ、同運動の推進に努めている。また、平成 25 年度から、各地域においても同運動を推進する組織作りを進めている。（6-1 頁参照） ① 機構本部での取組 推進委員会においては、毎年 10 月を「体験の風をおこそう推進月間」と定め、本運動に賛同して実施する事業を募集している。平成 26 年度は、WeB 上で事業を検索できる「体験の風 ナビゲーション」を新たに立ち上げ、「体験の風をおこそう推進月間」に各団体等が実施する事業内容を容易に検索できるようにするとともに、参加希望団体の WeB 上からのエントリーを可能にし、本事業への参加を重点的に呼びかけた。平成 26 年度の推進月間関連事業の参加者数は 201,225 人（500 団体、889 事業）であり、前年度（参加者 200,691 人、558 団体、1,114 事業）に続いて 20 万人を超えた。 また、機構本部では、「体験の風をおこそうフォーラム」を実施し（9 月 11 日、269 人が参加）、青少年教育指導者等に対する普及啓発を行ったほか、競技性のある体験活動や子供たちが楽しめる様々な体験活動を提供する「第 3 回春のキッズフェスタ」（2,477 人が参加）及び「冬のキッズフェスタ」（2,563		

		各種事業を行う。 ③「早寝早起朝ごはん」国民運動を通じて、青少年の基本的な生活習慣の定着を図るための各種事業を行う。	人が参加)、月に1回家族で様々な体験を楽しむ「キッズフェスタクラブ」の実施(189 家族、592 人が登録)、体験の風をおこそう運動応援団の任命・活用等を通じて、積極的に体験活動に取り組む気運の醸成に努めた。 このほか、「第5 回全国青少年書初め大会」を実施し、日本における書の伝統と文化を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、全国の青少年の交流を促進した。 ② 地域での取組(表 4-6 参照) 平成 25 年度から「地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」を実施し、各地域において、青少年教育に関わる複数の団体が連携して実行委員会を立ち上げ、市町村と協働して体験の重要性を啓発する活動、小学校と連携して地域を清掃する活動などに取り組み、地域一体となった運動を推進することを支援している。 平成 26 年度までに、31 の実行委員会が立ち上がり、全国の 28 都道府県(約 6 割)に広がった。 表 4-6 「地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」の実施による実行委員会一覧 <table><tr><th>都道府県</th><th>実行委員会名</th></tr><tr><td>北海道</td><td>” 足寄から吹かそう!” 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動実行委員会</td></tr><tr><td>北海道</td><td>イランカラッテを合い言葉に体験の風をおこそう運動実行委員会</td></tr><tr><td>北海道</td><td>きたそらち「体験の風をおこそう」運動推進協議会</td></tr><tr><td>北海道</td><td>北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会</td></tr><tr><td>岩手県</td><td>アウトドアチャレンジ岩手県実行委員会</td></tr><tr><td>岩手県</td><td>みちのく「体験の風をおこそう」運動推進協議会</td></tr><tr><td>宮城県</td><td>栗原市立花山小学校協働教育推進委員会</td></tr><tr><td>福島県</td><td>「体験の風をおこそう」運動西郷村地域推進協議会</td></tr><tr><td>福島県</td><td>磐梯山麓体験の風推進事業実行委員会</td></tr><tr><td>栃木県</td><td>だいすきましこ! 実行委員会</td></tr><tr><td>千葉県</td><td>青少年おもてなしカレッジ実行委員会</td></tr><tr><td>新潟県</td><td>体験の風をおこそう運動「はね馬プロジェクト」推進実行委員会</td></tr><tr><td>富山県</td><td>富山県青少年教育施設協議会「体験の風をおこそう」推進事業実行委員会</td></tr><tr><td>石川県</td><td>親子でつくろう体験の和実行委員会</td></tr><tr><td>長野県</td><td>「信州 体験の風をおこそう」運動推進実行委員会</td></tr><tr><td>岐阜県</td><td>世界遺産白川郷体験プロジェクト委員会</td></tr><tr><td>静岡県</td><td>静岡県「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会</td></tr><tr><td>愛知県</td><td>地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動愛知県西尾市実行委員会</td></tr><tr><td>三重県</td><td>みえ四日市「体験の風をおこそう」運動実行委員会</td></tr><tr><td>奈良県</td><td>体験の風をおこそう from うだ実行委員会</td></tr><tr><td>兵庫県</td><td>淡路島から体験の風をおこそう実行委員会</td></tr><tr><td>和歌山県</td><td>白崎青少年の家「体験の風をおこそう」実行委員会</td></tr><tr><td>岡山県</td><td>岡山市立少年自然の家シェアリングネイチャーキャンプ実行委員会</td></tr><tr><td>広島県</td><td>よしわ体験の風実行委員会</td></tr><tr><td>愛媛県</td><td>大洲から「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会</td></tr><tr><td>福岡県・佐賀県</td><td>福岡県・佐賀県「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会</td></tr><tr><td>大分県</td><td>大分県「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会</td></tr><tr><td>長崎県</td><td>「長崎・地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」実行委員会</td></tr><tr><td>熊本県</td><td>熊本体験活動ネットワーク事業実行委員会</td></tr><tr><td>鹿児島県・宮崎県</td><td>鹿児島・宮崎「体験の風をおこそう」運動実行委員会</td></tr><tr><td>沖縄県</td><td>沖縄県体験の風をおこそう運動推進協議会</td></tr></table> (2)「早寝早起朝ごはん」国民運動の取組 機構では、青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を図るため、「早寝早起朝ごはん」全国協議会と協力し、「早寝早起朝ごはん」国民運動に取り組んでいる。同運動は平成 18 年度に開始され、これま	都道府県	実行委員会名	北海道	” 足寄から吹かそう!” 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動実行委員会	北海道	イランカラッテを合い言葉に体験の風をおこそう運動実行委員会	北海道	きたそらち「体験の風をおこそう」運動推進協議会	北海道	北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会	岩手県	アウトドアチャレンジ岩手県実行委員会	岩手県	みちのく「体験の風をおこそう」運動推進協議会	宮城県	栗原市立花山小学校協働教育推進委員会	福島県	「体験の風をおこそう」運動西郷村地域推進協議会	福島県	磐梯山麓体験の風推進事業実行委員会	栃木県	だいすきましこ! 実行委員会	千葉県	青少年おもてなしカレッジ実行委員会	新潟県	体験の風をおこそう運動「はね馬プロジェクト」推進実行委員会	富山県	富山県青少年教育施設協議会「体験の風をおこそう」推進事業実行委員会	石川県	親子でつくろう体験の和実行委員会	長野県	「信州 体験の風をおこそう」運動推進実行委員会	岐阜県	世界遺産白川郷体験プロジェクト委員会	静岡県	静岡県「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会	愛知県	地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動愛知県西尾市実行委員会	三重県	みえ四日市「体験の風をおこそう」運動実行委員会	奈良県	体験の風をおこそう from うだ実行委員会	兵庫県	淡路島から体験の風をおこそう実行委員会	和歌山県	白崎青少年の家「体験の風をおこそう」実行委員会	岡山県	岡山市立少年自然の家シェアリングネイチャーキャンプ実行委員会	広島県	よしわ体験の風実行委員会	愛媛県	大洲から「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会	福岡県・佐賀県	福岡県・佐賀県「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会	大分県	大分県「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会	長崎県	「長崎・地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」実行委員会	熊本県	熊本体験活動ネットワーク事業実行委員会	鹿児島県・宮崎県	鹿児島・宮崎「体験の風をおこそう」運動実行委員会	沖縄県	沖縄県体験の風をおこそう運動推進協議会
都道府県	実行委員会名																																																																		
北海道	” 足寄から吹かそう!” 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動実行委員会																																																																		
北海道	イランカラッテを合い言葉に体験の風をおこそう運動実行委員会																																																																		
北海道	きたそらち「体験の風をおこそう」運動推進協議会																																																																		
北海道	北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会																																																																		
岩手県	アウトドアチャレンジ岩手県実行委員会																																																																		
岩手県	みちのく「体験の風をおこそう」運動推進協議会																																																																		
宮城県	栗原市立花山小学校協働教育推進委員会																																																																		
福島県	「体験の風をおこそう」運動西郷村地域推進協議会																																																																		
福島県	磐梯山麓体験の風推進事業実行委員会																																																																		
栃木県	だいすきましこ! 実行委員会																																																																		
千葉県	青少年おもてなしカレッジ実行委員会																																																																		
新潟県	体験の風をおこそう運動「はね馬プロジェクト」推進実行委員会																																																																		
富山県	富山県青少年教育施設協議会「体験の風をおこそう」推進事業実行委員会																																																																		
石川県	親子でつくろう体験の和実行委員会																																																																		
長野県	「信州 体験の風をおこそう」運動推進実行委員会																																																																		
岐阜県	世界遺産白川郷体験プロジェクト委員会																																																																		
静岡県	静岡県「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会																																																																		
愛知県	地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動愛知県西尾市実行委員会																																																																		
三重県	みえ四日市「体験の風をおこそう」運動実行委員会																																																																		
奈良県	体験の風をおこそう from うだ実行委員会																																																																		
兵庫県	淡路島から体験の風をおこそう実行委員会																																																																		
和歌山県	白崎青少年の家「体験の風をおこそう」実行委員会																																																																		
岡山県	岡山市立少年自然の家シェアリングネイチャーキャンプ実行委員会																																																																		
広島県	よしわ体験の風実行委員会																																																																		
愛媛県	大洲から「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会																																																																		
福岡県・佐賀県	福岡県・佐賀県「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会																																																																		
大分県	大分県「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会																																																																		
長崎県	「長崎・地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」実行委員会																																																																		
熊本県	熊本体験活動ネットワーク事業実行委員会																																																																		
鹿児島県・宮崎県	鹿児島・宮崎「体験の風をおこそう」運動実行委員会																																																																		
沖縄県	沖縄県体験の風をおこそう運動推進協議会																																																																		

					でに以下のような成果が出ている。 ・子供の朝食摂取率について、平成 15 年度と 26 年度を比べると、朝食を毎日食べる割合は小学 6 年生で 12.7 ポイント（75.4%→88.1%）、中学 3 年生で 14.0 ポイント（69.9%→83.9%）増加した。（出典：文部科学省全国学力・学習状況調査） ・夜 10 時以降に寝る幼児の割合について、平成 12 年度と平成 22 年度を比べると、5 歳児で 15 ポイント（40%→25%）減少した。（出典：ベネッセ教育総合研究所 第 3 回子育て生活基本調査報告書（幼児版）） ・規則正しい生活をしつづけている保護者の割合について、平成 15 年度と平成 20 年度を比べると、15 ポイント（56%→71%）増加した。（出典：（公社）日本小児保健協会幼児健康度調査報告書） また、自治体や NPO 等においても様々な取組が行われている。たとえば、青森県三戸町の小中学校では、子供の睡眠時間をチェックして学校で指導を行う取組が実施されている。慢性的な睡眠不足が体内時計を狂わせて不登校となるケースもあることから、この取組は不登校を予防する試みとしても注目されている。 このように、「早寝早起き朝ごはん」国民運動は全国的な広がりを見せているところであるが、より多くの国民に認識・実践してもらうため、次の事業を実施している。 ・地方公共団体が主催する「早寝早起き朝ごはん」フォーラムの支援（全国 7 か所、4,500 人参加） ・「土曜朝塾支援事業」の実施（全国 19 か所） ・「早寝早起き朝ごはん」キャラバン隊による運動の PR（全国 12 か所、6,700 人参加） ・「早寝早起き朝ごはん」ボランティア研修（20 人参加） ・「早寝早起き朝ごはん」フォーラムの開催（230 人参加） ・「『やってみよう！はやねはやおきあさごはん』（ポスター）」や「1 品で心も体も大満足！朝ごはんポケットレシピ No. 2」等の普及啓発用資料の作成・配布 （3）第 36 回少年の主張全国大会 センターを会場として平成 26 年 11 月 9 日に秋篠宮佳子内親王殿下ご臨席の下、全国の中学生の 16% に当たる 56 万人を超える応募の中から選抜された中学生 12 人が、日常生活を送る中で感じた家族や友人、地域の人々に対する思いや感謝、また感動や感銘を受けた経験などを自分の言葉で表現し、同世代や社会に向けて発表した。 会場には 555 人の来場者があり、多くの中学生や一般の方々の参加を得ることができた。 来場者のアンケートでは、「大人である私も色々たふりかえる良い機会となった」といった感想があったほか、同世代の来場者からは「同じ年代の発表を聞いて感動した。私もこれから何をすべきか考えるきっかけとなった」との意見が寄せられた。 （4）読書活動の推進 平成 25 年 5 月に、第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、その目標として今後 10 年間で 1 か月に 1 冊も読まない子供の割合を半減することが掲げられている。 しかしながら、年々、家庭、地域及び学校等における子供の読書活動に係る取組や環境の整備が進んでいる一方で、1 か月に 1 冊も読まない子供の割合は依然として高く、「子ども読書活動推進計画」の策定状況や公立図書館の設置状況等の自治体における取組については、地域間の差が顕著になるなど、子供の読書活動及びその推進体制に関しては課題も見られる。 このような子供の読書に係る現状等を踏まえ、4 月 23 日の「子ども読書の日」を記念して、文部科学省との共催により、「子どもの読書活動推進フォーラム」を実施したほか、全国の小学校の 5・6 年生 100 人を対象にした、3 泊 4 日の「読書と体験の子どもキャンプ」、また、著名人による絵本や童話の朗読、童謡、唱歌、読み語り等を通して、参加した子供や保護者の読書活動へのきっかけになることを目的に、全国 3 会場で「伝えよう日本語の美しさ」などを実施した。 また、本部では、読書活動の重要性を普及させるため、絵本のスペシャリストの養成を行うことが必要であるとして、平成 26 年度より絵本専門士養成講座を実施している。（4-12 頁参照） 5. 東日本大震災復興支援に係る取組（表 4-7 参照） 機構は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響を受け、岩手県・宮城県の沿岸地域及び		
--	--	--	--	--	--	--	--

			福島県全域の青少年を対象に、様々な体験活動の機会と場の提供などの支援や、防災に関する事業等の取組を行っている。平成 26 年度の実組は、以下のとおりである。 ① 施設単独実施事業 機構は、平成 23 年度に実施した「リフレッシュ・キャンプ」をはじめとする、様々な体験活動の提供などの支援を実施している。平成 26 年度は、岩手県・宮城県の沿岸地域及び福島県全域の小・中学生、家族を対象として、岩手山、磐梯、花山、那須甲子の東北 4 教育施設で 5 月から 3 月にかけて 8 事業実施し、延べ 2,781 人が参加した。 ② 福島こども力プロジェクト ふみだす探検隊 平成 24 年度から、公益財団法人東日本大震災復興支援財団の協賛を受け、福島県の小学生を対象に事業を実施している。 平成 26 年度は、体験活動を行うだけでなく、体験したことを文章に整理するなど、他者に伝えるといった新たなプログラムを実施した。実施施設もこれまでの 6 教育施設（磐梯、赤城、花山、那須甲子、信州高遠、妙高）に、新たに中央を加えた 7 教育施設で 7 月から 3 月にかけて 17 事業実施し、延べ 3,360 人が参加した。 参加した子供たちからは、「こんなに親と離れるのは初めてだったが、とても楽しかった」、「苦しいことがたくさんあったが、キャンプが終わって思い返すと全てが楽しいことだった」などの感想が寄せられるとともに、保護者からは、「2 週間離れて、家族の大切さを学んだキャンプだったと子供から言われ胸が熱くなった。積極的に家事も手伝い、姉や妹にも労いの言葉を言っていた」、「思いきり体を動かし、自然に触れ合ったことで、ゲームでなくとも、楽しい遊びはたくさんあると言っていた」など、日常的な場面において子供の成長を実感できるようになったと事業の成果を示す感想が多く寄せられた。 表 4-7 東日本大震災対応事業の実施状況 <table><tr><th>区 分</th><th>実 施 施 設 名</th><th>事業数</th><th>延参加者数</th></tr><tr><td>施設単独実施事業</td><td>岩手山、磐梯、花山、那須甲子</td><td>8</td><td>2,781 人</td></tr><tr><td>福島こども力プロジェクト ふみだす探検隊</td><td>磐梯、赤城、中央、花山、 那須甲子、信州高遠、妙高</td><td>17</td><td>3,360 人</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>25</td><td>6,141 人</td></tr></table> （注）上記の数値は、「表 4-1 教育事業実施状況」の「⑤東日本大震災対応事業」に加え、子どもゆめ基金リレーションシップ事業等の 16 事業（3,604 人）を加えている。 6. 子供の貧困対策に係る取組 我が国の子供の相対的貧困率は、年々上昇しており、世代を超えた「貧困の連鎖」が指摘されるなど、子供の貧困は喫緊の課題であるとして、平成 26 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され（表 4-8 参照）、国において総合的な取組が推進されることとなった。このような国の動向を踏まえ、機構においては、「青少年の自立する力応援プロジェクト」を立ち上げて、経済的に困難な状況にある子供たちを対象に、主に、「生活・自立支援キャンプ」の実施、「子どもゆめ基金」による支援、「学生サポーター制度」の創設を行った。教育事業としては、以下の取組が挙げられる。 表 4-8 子供の貧困対策に関する大綱（抄）（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定） <table><tr><td>第 4 指標の改善に向けた当面の重点施策</td></tr><tr><td>1 教育の支援</td></tr><tr><td>（6）その他の教育支援</td></tr><tr><td>（多様な体験活動の機会の提供）</td></tr><tr><td>独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。</td></tr><tr><td>また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。</td></tr></table>	区 分	実 施 施 設 名	事業数	延参加者数	施設単独実施事業	岩手山、磐梯、花山、那須甲子	8	2,781 人	福島こども力プロジェクト ふみだす探検隊	磐梯、赤城、中央、花山、 那須甲子、信州高遠、妙高	17	3,360 人	合 計		25	6,141 人	第 4 指標の改善に向けた当面の重点施策	1 教育の支援	（6）その他の教育支援	（多様な体験活動の機会の提供）	独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。	また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。		
区 分	実 施 施 設 名	事業数	延参加者数																								
施設単独実施事業	岩手山、磐梯、花山、那須甲子	8	2,781 人																								
福島こども力プロジェクト ふみだす探検隊	磐梯、赤城、中央、花山、 那須甲子、信州高遠、妙高	17	3,360 人																								
合 計		25	6,141 人																								
第 4 指標の改善に向けた当面の重点施策																											
1 教育の支援																											
（6）その他の教育支援																											
（多様な体験活動の機会の提供）																											
独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。																											
また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。																											

				(1) 生活・自立支援キャンプ ひとり親家庭や児童養護施設、母子生活支援施設など、経済的に困難な状況にある子供が規則正しい生活習慣や自立する力を身につけることができるよう、「生活・自立支援キャンプ」を主に冬季休暇及び春季休暇中に44事業を実施し、1,174人が参加した。 本キャンプでは、自然体験や交流体験などの様々な体験活動を提供したり、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の啓発資料を活用しながら料理体験をしたり、つどいの実施や標準生活時間での集団宿泊体験を通して基本的な生活習慣の確立と定着を図るなど、体験活動のノウハウを活かし、下記事例の通り、施設が関係機関と連携して実施した。 【取組事例①】親子ふれあいオリセンキャンプ センターにおいては、平成27年3月7日～8日の1泊2日で、「親子ふれあいオリセンキャンプ」を実施し、母子家庭の子供とその保護者30人が参加した。 キャンプでは、初日に、野外活動広場にて思う存分体を動かした後、翌日の野外炊事に向けて、火おこし・焚き火の安全な方法を学び、夜は、ボランティアと子供たちだけで入浴や就寝を行った。2日目は、子供達を中心となって野外炊事（カレーづくり）を行った。 保護者からは、男性ボランティアスタッフとの入浴や就寝等の生活体験、普段あまりすることのない、疲れ果てるまで遊んだりすること、また、男性スタッフから「叱られる」等の、母子家庭故に普段体験し得ないこれらの経験が、子供にも母親にも良い刺激を与えたという意見があった。 【取組事例②】体験の風キャンプ in ゆーすびあ大雪 大雪では、児童養護施設と連携し、平成27年1月6日（火）～10日（土）の4泊5日で「体験の風キャンプ in ゆーすびあ大雪」を実施した。小・中学生を中心に幼児から大学生まで26人が参加し、イグルーやスノーキャンドルづくり、スキーやカーリング体験など、冬の北海道ならではの雪上活動を体験した。 冬の活動でありながら、汗だくになって取り組んでいる子供たちの姿を見て、児童養護施設職員からは、「子供たちは、こんなこと（遊び・活動）がしたかったということがわかった」と、普段の施設生活では見られない、子供達の新しい一面を見ることができたという感想が得られた。また、初めて5日間の事業に参加した子供達の感想文を読んだ児童養護施設職員は、「こんなに多くの感想を書いたことは、今まで一度もなかった」と驚いていた。 (2) 児童養護施設に在籍する児童の招待 大型絵本による読み語りやサヌカイト演奏、子守唄を通して、子供たちの情操を育む機会とするとともに、保護者の子育て意識の向上を図るため、センターを会場に、11月30日（日）に「ふれあいキッズコンサート」を開催し、都内の児童養護施設1園に在籍する児童等38人を招待した。 また、2月28日（土）に開催した「冬のキッズフェスタ」において、都内の児童養護施設2園に在籍する児童等37人を招待した。		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－2	青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立青少年教育振興機構法 第三条	業務に関連する 政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－3　青少年の健全育成	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成 2 7 年度） 2－3 行政事業レビューシート番号 0 0 7 1、0 0 7 2

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
利用団体評価満足度	計画値	通年で 80%以上	—	80%	80%	80%	80%	80%		決算額（百万円）	126	126	126	127	
	実績値	—	98.7%	98.7%	99.0%	99.1%	99.1%			従業員人数（人）	55	57	52	52	
	達成度	—	—	123.4%	123.8%	123.9%	123.9%								
人口に対する利用者比率	計画値	通年で 1 割程度	—	3,644,700人	3,619,788人	3,668,599人	3,621,002人								
	実績値	—	3,910,909人	3,714,850人	3,946,352人	3,934,895人	3,878,096人								
	達成度	—	—	101.9%	109.0%	107.3%	107.1%								

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
2. 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援 青少年及び青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言する等の教育的支援を行うことにより、研修利用者の	2. 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援 青少年及び青少年教育指導者等の多様で主体的・効果的な学習活動を促進するため、広く学習の場や機会、情報を提供し、指導・助言等の教育的	2. 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援 青少年及び青少年教育指導者等の多様で主体的・効果的な学習活動を促進するため、広く学習の場や機会、情報を提供し、指導・助言等の教育的	＜主 な 定 量 的 指 標＞ 【 研 修 に 対 する 支 援 】 ・ 8 0 % 以上 の 利 用 団 体 から プ ラ ス の 評 価 が 得 ら れ て い る か。 ・ 直 近 の 青 少 年 人 口 の 1 割 程 度 の 研 修 利 用 者 が 確 保 さ れ て い る か。	＜業務報告書参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書　P5-1～6（第 5 章 1～3）	＜自己評価参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書　P5-6～7（第 5 章 4）	＜評定に至った理由＞ 利用者数は、4, 5 6 7, 2 8 3 人（対前年度：1 0 7, 7 3 4 人の増加）、宿泊利用者数は、2, 7 0 1, 9 1 3 人（対前年度：3 9, 6 1 6 人の減少）、日帰り利用者数は、1, 8 6 5, 3 7 0 人（対前年度：6 8, 1 1 8 人の減少）であったが、中期計画における目標値（利用団体の満足度、毎年度平均 8 0 % 以上の利用団体からプラスの評価）を大きく上回る 9 9. 1 %（目標値の 1 9. 1 % 増加）また、青少年人口の 1 割程度の研修利用者の確保という目標も達成していること、また、団体の目的達成の為に適切な指導助言が	評定 B
				＜主な業務実績＞ 機構においては、青少年及び青少年教育指導者等の利用団体に対して、学習目的に応じた主体的で効果的な活動ができるよう、様々な体験活動の場と機会及び情報を提供するとともに、教育効果の高い活動プログラムの提案など積極的な相談及び学習指導による研修支援を行っている。また、本部から教育施設に対して、年度計画を踏まえ「事業方針」などを示し、教育機能の充実を図るとともに安心安全な教育環境の整備に努めている。 1. 利用者の状況（表 5-1 参照） 平成 26 年度の利用者数（教育事業による利用者を除く）は、4,567,283 人（前年度比 107,734 人減）であり、宿泊・日帰り別では、宿泊利用者数は 2,701,913 人、日帰り利用者は 1,865,370	＜評定と根拠＞ 評定：B 研修支援に関しては、年度計画及び事業計画を企画立案するための指針となる事業方針並びに「稼働率向上（利用者増加）のための対策」（平成 20 年		

	多様で主体的・効果的な学習活動を促進するとともに、毎年度平均80%以上の利用団体からプラスの評価を得られるよう、その質の向上を図る。	支援を行うとともに、毎年度平均80%以上の利用団体からプラスの評価を得られるよう、研修目的達成に向けた教育機能の充実を図る。	支援を行う。その際、研修利用団体を対象にアンケート調査を実施し、80%以上の利用団体からプラスの評価を得られるよう質の向上を図る。	＜その他の指標＞ 研修利用の促進状況 ・利用団体数の増減の原因を分析し、利用団体数増加に向けた取り組みは適切に行われているか。 ・利用団体数は増加しているか。 研修に対する支援状況 ・研修計画の作成・実施に対する指導・助言等が的確に実施され、十分な成果が得られているか。 ・教育的な観点に立った活動プログラムの開発・充実がなされているか。 ・学習指導要領と連携したプログラムが開発されているか。 また、そのプログラムは提供・普及されているか。	人であった。 また、利用者数のうちセンターを除く教育施設では、2,647,897人（前年度比79,272人減）であり、そのうち、宿泊利用者は2,288,625人（前年度比43,553人減）、日帰り利用者は359,272人（前年度比35,719人減）であった。 なお、アンケート調査による利用団体の満足度は99.1%（前年度と同じ）であり、中期計画において定めている数値（平均80%以上の利用団体からプラスの評価）を大きく上回った。（9-6頁、表9-3参照） （1）青少年及び青少年教育指導者等の利用者数（表5-1参照） 平成26年度における利用者数のうち、青少年及び青少年教育指導者等の「青少年利用」は3,878,096人（前年度比56,799人減）であった。 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（平成26年3月31日現在）の年齢階級別人口によると、青少年（0歳～29歳）人口は36,210,026人であり、中期計画に示している「青少年人口の1割程度の研修利用者を確保する」という目標を達成した。 （2）利用団体数（表5-1参照） 平成26年度における利用団体数については、66,782団体（前年度比2,826団体減）であった。宿泊・日帰り別では、宿泊利用数は20,738団体（前年度比432団体減）、日帰り利用数は46,044団体（前年度比2,394団体減）であった。 また、青少年・一般別では、青少年利用団体数は51,213団体（前年度比1,982団体減）、一般利用団体数は15,569団体（前年度比844団体減）となっている。 なお、自然災害（台風、大雪）以外の利用団体数及び利用者数の減少要因を調べるため、減少している教育施設に対して、月毎、四半期毎に分析を行い、利用促進に向けた広報や研修に対する支援を工夫・改善している。さらに、平成26年度からは、利用者数が増加している施設の要因分析（好事例）や、利用団体アンケートの不満足事例等を全施設に共有し、各施設に新規利用団体の獲得や、リピーター団体の増加等に活用できる取り組みを実施した。	12月策定）を踏まえ、本部及び教育施設が連携し、青少年及び青少年教育指導者等の体験活動の場と機会の拡充を図るため、利用促進に取り組んだことからB評価とした。 【研修利用の促進】 各教育施設において、施設の日々の様子や教育事業の案内を自治体、大学、民間企業等に対し、きめ細かく広報等を行うことにより、平成26年度における青少年利用が3,878,096人となり、年度計画において青少年人口の1割（約36,000,000人）程度の研修利用者を確保するという目標を達成した。 一方、利用団体数、新規利用団体数については、平成25年度の実績よりも同等又は下回ったものの、その要因について、機構本部の主導で、各施設に対し分析を徹底するよう指示を行った。 【研修に対する支援の推進】 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修について、参加者の満足度は99.1%となり、年度計画において80%以上の利用団体からプラス評価を得るという目標を大きく上回った。 また、教育委員会のニーズや地域の教育的資源を活用した教員等向けの研修を実施するなど、学校教育における教員等の指導や学級	実施できていることなどを踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるためB評価とした。 ＜今後の課題＞ 近年、利用団体数に減少傾向が見られるため、新規利用団体の開拓や利用団体が目的に応じた研修等が実施できるよう、事前に利用団体のニーズを把握するための事前打合せを徹底するなど、利用団体が主体的・効果的な研修が実施でき、満足度が更に高まるようなきめ細かい対応を行うことが重要である。 ＜WT委員からの助言＞ 学校利用、また宿泊日数が増えるよう、体験活動の重要性について学校関係者等に対して引き続き理解を得るための取組を強化していただきたい。
--	---	---	--	---	--	--	--

表 5-1 利用状況（教育事業による利用者を除く）

区 分		青少年利用		一 般 利 用		合 計	
		団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)
宿 泊	平成 26 年度	18,633	2,533,346	2,105	168,567	20,738	2,701,913
	平成 25 年度	19,005	2,572,983	2,165	168,546	21,170	2,741,529
	増 △ 減	△372	△39,637	△60	21	△432	△39,616
日 帰 り	平成 26 年度	32,580	1,344,750	13,464	520,620	46,044	1,865,370
	平成 25 年度	34,190	1,361,912	14,248	571,576	48,438	1,933,488
	増 △ 減	△1,610	△17,162	△784	△50,956	△2,394	△68,118
合 計	平成 26 年度	51,213	3,878,096	15,569	689,187	66,782	4,567,283
	平成 25 年度	53,195	3,934,895	16,413	740,122	69,608	4,675,017
	増 △ 減	△1,982	△56,799	△844	△50,935	△2,826	△107,734

（注 1）「青少年利用」とは、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用である。

（注 2）「一般利用」とは、青少年以外のグループや団体等の一般の研修利用である。

表 5-2 新規利用団体の利用状況

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度		増△減	
	団体数	団体数	団体数	比 率	団体数	比 率
新規利用団体	10,098	14.5%	9,461	14.2%	△637	△0.3%
継続利用団体	59,510	85.5%	57,321	85.8%	△2,189	0.3%
合 計	69,608	100.0%	66,782	100.0%	△2,826	－

（3）宿泊日数別の利用状況（表 5-3-1・2 参照）

平成 26 年度における宿泊日数別の利用団体数については、1泊2日及び2泊3日が17,714 団体、全体比率で 85.4%を占めている。

また、センターを除く 27 教育施設では、1泊2日及び2泊3日が14,524 団体、全体比率で 87.5%

を占め、3泊4日以上が2,084団体、全体比率で12.5%となっている。

表 5-3-1 宿泊日数別の利用状況

宿泊数	平成 18 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		増△減 (H26-H18)		増△減 (H26-H25)	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
1泊2日	12,914	56.1%	11,892	56.2%	11,672	56.3%	△1,242	0.2%	△220	0.1%
2泊3日	6,724	29.2%	6,254	29.5%	6,042	29.1%	△682	△0.1%	△212	△0.4%
3泊4日	1,777	7.7%	1,601	7.5%	1,620	7.8%	△157	0.1%	19	0.3%
4泊5日	596	2.6%	644	3.0%	594	2.9%	△2	0.3%	△50	△0.1%
5泊6日	327	1.4%	266	1.3%	277	1.3%	△50	△0.1%	11	0.0%
6泊7日	194	0.8%	141	0.7%	139	0.7%	△55	△0.1%	△2	0.0%
7泊8日	112	0.5%	76	0.4%	96	0.5%	△16	0.0%	20	0.1%
8泊以上	373	1.6%	296	1.4%	298	1.4%	△75	△0.2%	2	0.0%
合 計	23,017	100.0%	21,170	100.0%	20,738	100.0%	△2,279	—	△432	—

表 5-3-2 センターを除く 27 教育施設の宿泊日数別の利用状況

宿泊数	平成 18 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		増△減 (H26-H18)		増△減 (H26-H25)	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
1泊2日	11,008	56.6%	9,761	57.1%	9,576	57.7%	△1,432	1.1%	△185	0.6%
2泊3日	5,891	30.3%	5,208	30.5%	4,948	29.8%	△943	△0.5%	△260	△0.7%
3泊4日	1,432	7.4%	1,216	7.1%	1,215	7.3%	△217	△0.1%	△1	0.2%
4泊5日	438	2.2%	454	2.6%	424	2.5%	△14	0.3%	△30	△0.1%
5泊6日	250	1.3%	168	1.0%	155	0.9%	△95	△0.4%	△13	△0.1%
6泊7日	130	0.7%	92	0.5%	94	0.6%	△36	△0.1%	2	0.1%
7泊8日	66	0.3%	35	0.2%	33	0.2%	△33	△0.1%	△2	0.0%
8泊以上	242	1.2%	169	1.0%	163	1.0%	△79	△0.2%	△6	0.0%
合 計	19,457	100.0%	17,103	100.0%	16,608	100.0%	△2,849	—	△495	—

（４）学校種別の利用状況（表 5-4-1・2 参照）

平成 26 年度の学校種別による小学校、中学校及び特別支援学校の利用団体数は 6,985 校であり、全体比率では 60.6%を占めている。

また、センターを除く 27 教育施設の小学校、中学校及び特別支援学校の利用団体数は、6,771 校で全体比率 66.2%であり、高等学校及び中等教育学校を加えると 8,019 校で、全体比率は 78.4%となる。

表 5-4-1 学校種別の利用状況

学 校 種	平成 25 年度		平成 26 年度		増△減	
	団体数	比 率	団体数	比 率	団体数	比 率
保育園・幼稚園	1,108	9.1%	991	8.6%	△117	△0.5%
小学校	4,332	35.7%	4,048	35.1%	△284	△0.6%
中学校	2,697	22.2%	2,590	22.5%	△107	0.3%
高等学校	1,611	13.3%	1,560	13.5%	△51	0.2%
中等教育学校	128	1.1%	119	1.0%	△9	△0.1%
特別支援学校	356	2.9%	347	3.0%	△9	0.1%
大学・短大・高等専門学校	1,285	10.6%	1,241	10.8%	△44	0.2%
その他の学校	619	5.1%	638	5.5%	19	0.4%
合 計	12,136	100.0%	11,534	100.0%	△602	—

表 5-4-2 センターを除く 27 教育施設の学校種別の利用状況

運営に有用な支援をすることができた。

＜課題と対応＞

平成 26 年度は、前年度に比べ、宿泊利用団体、宿泊利用者数ともに減少している。団体種別においても、保育園・幼稚園を含めた学校団体が減少している。これは、少子化に伴う児童・生徒の減少はもとより、授業時数確保のための学校の宿泊研修の見直し、予算削減や教員の負担の軽減等の観点による研修の小規模化等、様々な要因が考えられる。これらのことから、教育施設においては、実際に学校に出向いて、学習指導要領に則したプログラムの提案や、学校と共同で宿泊研修プログラムを企画する等、適切な支援体制が必要となる。

また、少子化に伴う学校宿泊研修での利用者数減は避けることができない中、青少年層を対象とする企業の研修等の誘致も積極的に行う等、新規団体の開拓も急務となっている。

学 校 種	平成 25 年度		平成 26 年度		増△減	
	団体数	比 率	団体数	比 率	団体数	比 率
保育園・幼稚園	1,101	10.1%	982	9.6%	△119	△0.5%
小学校	4,249	39.1%	3,980	38.9%	△269	△0.2%
中学校	2,599	23.9%	2,499	24.4%	△100	0.5%
高等学校	1,305	12.0%	1,207	11.8%	△98	△0.2%
中等教育学校	50	0.5%	41	0.4%	△9	△0.1%
特別支援学校	290	2.7%	292	2.9%	2	0.2%
大学・短大・高等専門学校	918	8.5%	852	8.3%	△66	△0.2%
その他の学校	351	3.2%	381	3.7%	30	0.5%
合 計	10,863	100.0%	10,234	100.0%	△629	－

表 5-5 広域利用団体の利用状況

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度		増△減	
	団体数	比 率	団体数	比 率	団体数	比 率
広域利用団体	13,575	19.5%	13,600	20.4%	25	0.9%
利用教育施設の設置都道府県団体	56,033	80.5%	53,182	79.6%	△2,851	△0.9%
合 計	69,608	100.0%	66,782	100.0%	△2,826	－

2. 研修利用の促進

各教育施設では、青少年の成長に欠かせない多様な体験活動の機会を拡充することや、非日常的な場において団体宿泊訓練により培われる基本的な生活習慣、連帯感及び協調性を身に付けさせる場を提供するため、利用者サービスの向上に取り組むとともに、研修利用の促進のための様々な取組を行っている。

また、施設の日々の様子や教育事業の案内、状況を SNS（Facebook や Twitter）等を活用してリアルタイムに発信している。

3. 研修に対する支援の推進

（１）学校等への効果的な事前指導・助言

全ての教育施設において、利用団体が教育施設を利用する前に、教育施設職員が利用団体の指

	指導・助言等の教育的支援を行い、青少年及び青少年教育指導者等の研修目的達成への支援を推進する。特に、学校教育との緊密な連携を図るため、平成23年度から順次全面実施される新学習指導要領を踏まえた支援を推進する。	青少年及び青少年教育指導者等が各施設を利用して行う研修に対し、以下のよう、研修目的を達成するために必要な指導・助言等を行う。 ①利用団体の研修目的に応じ、より効果的に研修を実施できるよう、研修計画の作成・実施に対する教育的な狙いを踏まえた指導・助言等を行う。 ②利用者のニーズや施設の立地条件等を活かした教育的な観点に立った活動プログラムの開発を行い、その内容を充実する。特に、学校教育との緊密な連携の観点から、新学習指導要領の各教科などの目標・内容等に沿ったプログラムの開発・提供等に取り組む。	①利用団体の研修目的に応じ、より効果的に研修を実施できるよう、研修計画の作成・実施に対する教育的な狙いを踏まえた指導・助言等を行う。特に、集団生活による規律ある生活態度・生活習慣の涵養のための指導・助言の充実を図る。 ②全年齢期の青少年の研修利用に対応するため、利用者のニーズや施設の立地条件等を活かした活動プログラムを教育的な観点に立って開発するとともに、その内容の充実を図る。 ③学校教育との緊密な連携の下、新学習指導要領の各教科等の目標・内容等に沿ったプログラムの開発・提供等に取り組む。	導者・引率者に対して、研修計画や活動プログラムの指導・助言を実施している。例えば、学校が利用する場合には、学校のねらいに合わせたプログラムを立案するため、引率教員との事前打ち合わせを実施している。その際、プログラムの紹介だけでなく、研修全体の流れを検討するために、①条件（対象・時期・予算等）の確認、②教員からの意図の聞き取り、③意図の背景（問題意識の整理）、④子供たちの現状分析、⑤指導力の分析、⑥ねらい（目的）の設定、⑦ねらい（目的）から手段への落とし込み、⑧具体的なプログラムの立案までを学校教員と施設職員が共同で作成していくなど、1校1校に対応した取組も実施している。 また、利用を予定している全ての団体の指導者を集め、教育施設利用に関する説明、同一利用日の団体間の日程調整及び体験活動プログラムの合同事前打合せ会等を実施している。 【取組事例①】 磐梯においては、平成25年度まで教育事業として実施していた「特別支援学校サポートプロジェクト」を、学校への普及と活用を広める観点から、平成26年度からは研修支援に変更しサポートを継続した。各学校へ出向いて事前の打ち合わせを行い、さらに、施設でも打ち合わせを行ったことによってより綿密な計画を立てることができた。また、利用期間中は、職員が帯同して各プログラムをサポートするとともに、利用者に対するサポート体制の充実も図ったため、宿泊224人・日帰り36人の特別支援学校の利用を得ることができた。 【取組事例②】 信州高遠においては、平成25年度に引き続き、東海市教育委員会の依頼を受け、東海市内12校の小学校の林間学校担当者に対し活動プログラムの紹介や実技指導等の事前指導を行った。実施に際し、山の活動時における防災教育の充実を望む意向を受けていたため、「もし、山で雷・地震・大雨にあったら」の想定のもと、写真や新聞の切り抜きなどを用意し、子供たちが自分のことだとしてより緊張感を持って取り組めるような、避難方法や避難訓練の指導助言を行った。 【取組事例③】 吉備においては、岡山県教育委員会及び岡山県総合教育センターと連携して様々な研修等で吉備の職員が指導に当たっている実績から、教育委員会の要請を受けて「体験から学ぶ」をテーマに8月25日～26日の1泊2日で研修会を実施し、岡山県内の小学校教諭等20人が参加した。 「チャレンジカッター」等の実技の他に、体験活動の効果をより高めるため、体験で感じたことを共有したり、文章化したりする講義なども行った。 参加した教員からは、「思いやりのあるクラスや班にするのは声かけ次第だということがわかった。研修で紹介された活動プログラムは、リーダーシップや協力する場面が必要となるため、クラスづくりや班づくりに役立てることができる」といった声が寄せられた。 （2）活動プログラムの開発・充実に向けた取組 ① 今日の課題に即した活動プログラムの開発 青少年や青少年教育指導者等に対する研修が、教育効果が高く充実したものとなるよう、利用者の要望や実施上の課題に対応したプログラムの開発や改善に取り組んでいる。 【取組事例】 日高においては、アイヌ文化振興法が施行されて以来、アイヌ文化への関心が高まっていることに伴い、より身近にアイヌ文化に触れたいという利用者のニーズを受け、アイヌ文化を体験し、アイヌの人々の価値観、考え方を知り、アイヌの人々の伝統や文化に興味を持ってもらうことを目的として、「アイヌ文様切り絵」を新たに活動プログラムとして開発した。平成27年度においては、学校の宿泊研修等でのプログラムとして提供する予定である。 ② 学習指導要領と連携したプログラムの開発・提供等の取組 現行の学習指導要領において「体験」の重要性が指摘されていることから、特別活動や総合的な学習の時間に限らず、各教科に体験的な学習を取り入れる際には、学校の利用目的を的確に把握し、各活動と指導要領の関連を具体的に学校団体に提示し、教育過程へ適切に位置付けられるよう取り組んでいる。 【取組事例】		
--	---	---	--	---	--	--

					三瓶においては、教科の内容に即した活動を地域の教育的資源を活用し展開できるよう、地域連携プログラムを施設がコーディネーターとなり試行的に導入した。 小学校5年生の社会科における「食料生産」の学習を近隣の牧場での見学や酪農体験で実施することにより、教科学習を集団宿泊活動に取り込み、授業時数の確保につなげるとともに、実体験をともなった学習活動に資することができた。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－3	青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立青少年教育振興機構法 第三条	業務に関連する 政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－3 青少年の健全育成	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成 2 7 年度） 2－3 行政事業レビューシート番号 0 0 7 1、0 0 7 2

2. 主要な経年データ															
① 要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	前 中 期 目 標 期 間 最 終年度値	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度			2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
—	計画値	—	—	—	—	—	—	—		決算額（百万円）	6	12	6	3	
	実績値	—	—	—	—	—	—	—		従事人員数（人）	2	5	4	3	
	達成度	—	—	—	—	—	—	—							

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	3. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進 我が国の青少年教育の発展・充実を目指し、青少年教育に関する国内外の関係機関・団体等との連携を促進し、関係機関等によるネットワークを構築するとともに、構築されたネットワークを活用した情報共有等を推進する。	3. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進 （１）関係機関・団体等とのネットワークの構築 青少年をめぐる諸課題への円滑な対応を図るため、青少年教育に関する国内外の関係機関・団体等との連携を促進し、関係機関等とのネットワークを構築する。	3. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進 （１）関係機関・団体等とのネットワークの構築 従来構築してきたネットワークを活かした青少年に係る情報の収集及び提供並びに各業務・事業の実施に加え、民間団体等とのネットワークを更に広げ、連携した事業を促進する。	＜その他の指標＞ 【青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進】 ネットワークの構築状況 ・国内の関係機関・団体等との連携を図った取組が行われ、ネットワークが構築されているか。 ・国外の関係機関・団体等との連携を図った取組が行われ、ネットワークが構築されているか。 連絡会・協議会等の実施状況 ・関係機関・団体等が連携し、全国的な連絡会・協議	＜業務報告書参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P 6-1～4（第 6 章 1～2）	＜自己評価参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P 6-4～5（第 6 章 3）	評価	B	＜評価に至った根拠＞ 「体験の風をおこそう」運動推進委員会に新たに 3 団体加わり構成団体が 1 7 団体になるなど、ネットワークの構築を確実に実施している。 また、全国青少年相談研究集会において、その成果を普及する為の取組として、報告書を作成し、全国の教育委員会、児童家庭支援センター等に配布する等の取組を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため B 評価とした。 ＜今後の課題＞ 韓国の国立青少年活動振興院と交流協定を結ぶなど、韓国との協力体制は定着してきているが、今後は、アジア各国における青少年教育機関等とのネットワークを強化し、青少年に関する教育・人材・情報の交流の充実を図ることが重要である。 ＜WT 委員からの助言＞ 国公立・民間の青少年教育施設の職員等を対象とした全国的な連絡会・協議会などにおける取組内容及びその成果について、認知されるよう取組を強化していただきたい。
					＜主な業務実績＞ 社会が豊かで便利になる中で、子供たちの体力の低下や、自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少してきている。こうした状況を踏まえ、機構は、子供たちの健やかな成長に欠かせない体験活動の重要性についての普及啓発と、青少年をめぐる諸課題への対応を円滑に推進していくために、青少年教育に関する国内外の関係機関・団体等との連携を更に広げ、ネットワークを活かした事業に取り組んでいる。 平成 26 年度においては、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動、「第 3 回学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」等を実施した。 さらに、国公立・民間の青少年教育施設を対象として、4 回目の開催となる「全国青少年教育施設所長会議」や「全国青少年教育施設研究集会」等を実施した。 国外とのネットワークの構築においては、国際交流事業を行っているドイツや韓国、アセアン加盟 9 か国、ミクロネシア 3 か国など、各国の機関・団体と連携して事業を実施した。	＜評価と根拠＞ 評価：B 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進に関し、国内の関係機関・団体等との連携については、事業の企画・実施の過程において連携する中で、体験の風をおこそう運動推進委員会の構成団体が新たに加わるとともに、子供の貧困対策の一環として実施している「生活・自立支援キャンプ」等において、子供たちの参加や企画段階からの事業参画等が図られるなど、ネットワークが強化されるとともに、韓国の国立青少年活動振興院とのネットワークが構築されるな			

				会等が開催されるとともに、共同して取り組む全国的な事業が実施されているか。 (1) 国内関係施設や団体とのネットワークの構築 ① 機構本部 機構では、青少年育成に携わる団体と体験の風をおこそう運動推進委員会を発足し、「体験の風をおこそうフォーラム」を開催するなど、「体験の風をおこそう」運動を推進している。 平成 26 年度においては、社会通信教育協会、全国児童養護施設協議会及びハーモニィセンターの 3 団体がそれぞれ「体験の風をおこそう」運動に賛同し、推進委員会に新たに加わった。このうち、全国児童養護施設協議会は、当機構が子供の貧困対策の一環として、児童養護施設と連携した事業を実施するなかで、体験の風をおこそう運動推進委員会の委員に加わるようになった。 この結果、同委員会の構成団体は、国立青少年教育振興機構、ガールスカウト日本連盟、自然体験活動推進協議会、社会通信教育協会、全国公民館連合会、全国子ども会連合会、全国児童養護施設協議会、全国スポーツ推進委員連合、全国ラジオ体操連盟、日本キャンプ協会、日本子守唄協会、日本体育協会日本スポーツ少年団、日本 PTA 全国協議会、日本ユースホステル協会、日本レクリエーション協会、ハーモニィセンター、ボーイスカウト日本連盟の 17 団体となった。機構では、春のキッズフェスタの実施等を通じ、これらの団体と連携を深め、同運動の推進に努めており、団体とのネットワーク強化に努めている。 ② 教育施設 各教育施設で実施している教育事業については、企画の段階から地域の関係機関と連携し、情報交換等を通じて、地域とのネットワークの強化を図っているところである。 また、「地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」を活用し、各地域において関係機関・団体が連携した実行委員会を立ち上げ、地域と一体となって「体験の風をおこそう」運動を推進している。 さらに、地域が抱えている問題やニーズを踏まえ、活動場所や人材等の地域資源等を活用したプログラムづくりなどにおいても地域との連携を行っている。 【取組事例】「タートルズキャンプ～自立支援が必要な子どもたちのチャレンジタイム」 岩手山においては、平成 22 年度から、4 つの児童養護施設に入所する児童・生徒を対象に、自然体験活動や集団宿泊体験を通して「自分に自信をつけさせる」ことを目的とした「タートルズキャンプ」を実施している。平成 26 年度は、初日に「出会いのパーティ」を行うことで施設の垣根を越えた交流が深まり、その後の活動にも良い影響が見られた。 また、児童養護施設と連携し、関連サポート事業として児童養護施設が行う様々な行事に岩手山の職員が参加することで、子供たちへの対応方法や、子供たちとの関係づくり等を事前に学ぶことができキャンプを円滑に運営することができた。	ど、国外の関係機関との連携も図られている。 また、民間団体や高等教育機関など多種多様な機関、団体と共同して、全国的な連絡会、協議会等を開催したことなどから、B 評価とした。 【関係機関・団体等とのネットワークの構築】 平成 26 年度は、新たに 3 団体が「体験の風をおこそう」運動に賛同した。特に全国児童養護施設協議会が推進委員会に加わったことにより、ナショナルセンターとしての重要な取組みの一つとして新たに実施した子供の貧困対策について、より効果的な子供たちへの対応方法や関係づくり等の手法を取り入れた事業を実施することが可能となった。 【全国的な連絡会・協議会等の実施】 機構本部の主導で、全国の国公立・民間の青少年教育施設職員を対象に開催した「全国青少年教育施設研究集会」において、国の重要な政策課題である子供の貧困問題への対応策について、有用な情報が共有されるなどの効果が得られた。 また、「学生ボランティアと支援者が集う全国交流会」の開催により、ボランティアを行う側とそれを支援する側とで相互理解が進むなどの効果が得られた。 ＜課題と対応＞ 国内の関係機関・団体等との連携については、今後もネットワークを活かし、連携した事業の促進に努めたい。 国外の関係機関との連携
--	--	--	--	---	---

				（２）国外とのネットワークの構築 機構においては、国際交流事業を実施するに当たって、ドイツの国際ユースワーク専門機関やベルリン日独センター、韓国の国立国際教育院、アセアン各国の日本留学生ＯＢ会組織（アスコジャ）などと連携して事業を実施している。特に、韓国の国立青少年活動振興院とは交流協定を結び、以下のような相互の連携を深めている。 【取組事例】職員相互交流（受入・派遣） 平成 26 年 9 月 23 日～10 月 23 日（31 日間）に、韓国から若手職員を受入れ、本部や室戸で実務研修を行った。また、平成 26 年 10 月 1 日～29 日（29 日間）には、日本から若手職員を派遣し、盈徳（ヨンドク）や平昌（ピョンチャン）の青少年施設で実務研修を行った。 韓国へ派遣された沖縄の職員は、韓国の青少年施設でボランティアが教育事業の全体司会や参加者の指導を行っている様子を見て、従来行っていたボランティアの企画運営能力の育成に加えて、指導力の育成をプログラムに盛り込んでいる。 また、日本で受け入れた盈徳の職員は、室戸の教育プログラムで実践していた非常時の避難方法やバディシステム（常に二人組になって、互いに助け合いながら行動し、事故を防ぐ）などを盈徳の職場で取り入れ活動している。	については、今後さらに、アジア各国とのネットワークを強化し、国際交流事業の充実を図りたい。 また、全国的な連絡会・協議会等については、事業の企画立案時における事前調査を充実させ、青少年を取り巻く喫緊の社会の現状や課題に対応した事業テーマや内容を設定する必要がある。	
		（２）全国的な連絡会・協議会等の実施 青少年教育に関する関係機関・団体相互間の連携の促進を図るため、全国的な連絡会・協議会等を開催する。また、関係機関・団体等が共同して取り組む全国的な事業を実施する。	（２）全国的な連絡会・協議会等の実施 青少年に関する関係機関・団体等と連携して、全国青少年教育施設協議会等の全国的な連絡会・協議会等を開催する。	2. 全国的な連絡会・協議会等の実施 （１）全国的な連絡会・協議会等の開催 本部においては、国公立・民間の青少年教育施設を対象として、今年度が４回目となる「全国青少年教育施設所長会議」及び「全国青少年教育施設研究集会」を開催するとともに、青少年の相談事業に携わる関係者が一堂に会した「全国青少年相談研究集会」等を実施した。 【取組事例①】「全国青少年教育施設所長会議」 本部においては、国公立・民間の青少年教育施設の所長を対象に、青少年教育施設の運営の充実、並びに施設の連絡及び協力を促進することを目的に、11 月 27 日～28 日の１泊２日で「全国青少年教育施設所長会議」を実施し、全国から 121 名が参加した。 プログラムでは、「青少年教育施設に期待すること」と題して、群馬県高崎市長の富岡賢治氏より、国の教育行政に長く携わり、地方自治体を統括する立場からご講演いただき、参加者に青少年教育施設の長として求められる役割について考えさせる機会となった。 また、平成 25 年度参加者からの要望を踏まえ、「体験活動の普及と地域連携」「プログラム・事業の充実と広報の取り組み」等のテーマで分科会を開催し、青少年教育施設が抱える課題について協議を行ったり、これまで個々の施設が積み上げてきたノウハウを参加者間で共有できるようなプログラム内容とした。 参加した所長からは、「特に分科会での事例発表は、今後の施設運営の参考となった。新しいプログラムの開発に活かしたい」、「体験活動の普及、地域連携の事例がとても参考となった。連携のための営業の大切さを改め		

					て感じた」等の感想が寄せられた。 【取組事例②】「全国青少年教育施設研究集会」 本部においては、施設運営、事業プログラム等の更なる改善を目指し、国公立・民間の青少年教育施設職員が一堂に会して施設間の連携を促進することを目的に、2月5日～6日の1泊2日で「全国青少年教育施設研究集会」を実施し、全国から107人が参加した。 本事業は、平成25年度参加者から得られた「他の青少年教育施設のノウハウを知りたい」、「他分野が取り組んでいる実践例から施設を運営するヒントを得たい」との要望を踏まえ、プログラムを企画・運営した。 特別講演として、総理大臣杯全日本大学サッカートーナメントで2年連続優勝した流通経済大学サッカー部の中野雄二監督から、「集団宿泊の中で“ひと”を育てる」として、サッカーの成績はもちろんのこと、学生を将来どんな分野でも活躍できる人間に育てるために、集団宿泊生活が与える効果についてご講演いただき、各青少年教育施設がもつ特性を改めてアピールする機会となり、多くの参加者が共感していた。 また、4つの分科会を設け、「発達課題に応じた教育事業の展開」（不登校の児童生徒に対する支援事業・発達障害のある青少年に対する支援事業）や「社会課題と体験活動の普及」（幼児期に対応した体験活動プログラムの展開・貧困問題に関する支援事業の展開）等のテーマについて、参加者と事例発表者の間で質疑応答が活発に行われた。 さらに、初日に実施した「施設間交流タイム」では、各施設によるポスターセッションを行った。単にポスターを掲示するだけでなく、参加施設のうちいくつかの施設が特色ある事例について発表を行い、それに対する質疑応答が活発に行われ、施設間のネットワークづくりの場となった。 参加者からは「他施設との交流から、施設運営や事業企画のヒントを得られた」「貧困問題は正に私達の施設が抱えている問題で、大いに参考となった」等の感想が寄せられている。 （2）共同して取り組む全国的な事業の実施 青少年をめぐる諸課題等について対応するため、民間団体や高等教育機関など多種多様な機関、団体と共同して、「体験の風をおこそうフォーラム」「早寝早起き朝ごはん全国協議会フォーラム」を実施している。さらに平成24年度からは、学生ボランティアによる全国規模の集会としては唯一となる「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」を開催している。 【取組事例】「第3回学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」 本部においては、学生のボランティア活動をより一層推進するために、平成24年度より「学生ボランティアと支援者が集う全国交流集会」をセンターで実施している。 平成26年度は、2月25日～27日の2泊3日で開催し、	
--	--	--	--	--	--	--

					全国から 130 大学、44 団体、533 人が参加した。 また、平成 26 年度は、学生が主体となった企画運営とするため、全国各地の大学生 18 名を中心とした学生委員会を組織し、委員同士の交流と企画内容の検討をより深めるため合宿形式で委員会を開催するなどの工夫を行った。委員会では「地域に根差したボランティア活動」に焦点を当て、大学や団体の連携をより促進し、ボランティア活動を活性化することを主な目的としてプログラム内容の協議を重ねた。 実際のプログラムでは、「学生の学ぶ力と地域創生」をテーマにしたシンポジウムを実施したほか、各施設で活動する法人ボランティアを対象にした分科会やこれからボランティア活動を始めようとする学生のための分科会など学生を対象にした 7 つの分科会、支援者を対象とした 3 つの分科会を実施した。さらに、「全国学生ボランティア交流見本市」では、過去最多の 44 団体から活動紹介ブースが出展され、参加者の幅広い交流を図る機会となった。 事業後、学生のアンケートでは、「ボランティアとして、情報共有し連携することの大切さを学ぶことができた」という意見があったほか、支援者からは「今後の学生への支援の在り方を考える機会となった」といった意見があり、ボランティアを行う側とそれを支援する側双方にとって有意義な事業となったことが伺える。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－4	青少年教育に関する調査及び研究				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立青少年教育振興機構法 第三条	業務に関連する政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－3 青少年の健全育成	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 2 7 年度） 2－3 行政事業レビューシート番号 0 0 7 1、0 0 7 2
当該項目の重要度、優先度、難易度					

2. 主要な経年データ																		
①主要なアウトプット（アウトカム）情報													②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等		達成目標	前 中 期 目 標 期 間 最 終年度値	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度				2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		
—	計画値	—	—	—	—	—	—	—			決算額（百万円）	36	37	17	18			
	実績値	—	—	—	—	—	—	—			従事人員数（人）	25	24	16	15			
	達成度	—	—	—	—	—	—	—										

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	4. 青少年教育に関する調査及び研究 青少年教育のナショナルセンターとしての調査及び研究体制を強化し、青少年教育に関するより充実した基礎的・専門的な調査及び研究を行い、その成果等を広く提供・活用を図る。	4. 青少年教育に関する調査及び研究 青少年教育のナショナルセンターとしての調査及び研究体制を強化し、青少年教育に関するより充実した基礎的・専門的な調査及び研究を行い、その成果等を広く提供・活用する。	4. 青少年教育に関する調査及び研究	＜その他の指標＞ 【青少年教育に関する調査及び研究】 調査及び研究体制の状況 ・調査及び研究を実施する際には、外部有識者の協力が得られているか。 ・青少年教育に関する研究部門が置かれ、研究者の採用・配置がなされて	＜業務報告書参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P 7-1～4（第 7 章 1～2）	＜自己評価参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P 7-5（第 7 章 3）	評価	B
					＜主な業務実績＞ 機構においては、青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、青少年の体験活動の実態や効果等の調査及び研究を実施し、その成果を広く提供することを通して、青少年の体験活動等の推進を図っている。具体的には、青少年教育における基礎資料となる青少年の体験活動の実態や青少年教育施設の現状に関する調査など全国規模で継続的に行う基礎的な調査及び研究や、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応して随時行う専門的な調査及び研究を実施している。	＜評価と根拠＞ 評価：B 青少年教育に関する調査及び研究については、青少年教育研究センターを中心として、外部有識者と連携することにより青少年教育に関わる調査及び研究の推進や、新たな成果を得るための取組として幼児から青年までの各年齢期の課題に対応した「体験活動カリキュラム」の作成に向けての研究を着実に進めた。		

	（１）調査及び研究体制の強化 大学等の高等教育機関や民間等との連携を推進するとともに、既存の組織・体制を見直し、調査及び研究体制を強化する。	（１）調査及び研究体制の強化 （Ａ）外部有識者の協力を得た調査及び研究体制の構築 調査及び研究の充実を図るため、専門的知識・技術を有する外部有識者の協力を得た調査及び研究体制を構築する。 （Ｂ）研究者の採用による調査及び研究体制の強化 調査及び研究の充実を図るため、専門的知識・技術を有する研究者を大学等の高等教育機関や民間団体等から採用・配置し、青少年教育に関する研究部門を創設する。	（１）調査及び研究体制の強化 ①青少年教育研究センターの運営 青少年教育研究センターを中心として、青少年教育に関わる調査及び研究の充実を図る。 ②調査及び研究体制の整備 青少年教育研究センターにおいて、機構職員を一定期間調査及び研究に従事させることにより、調査研究の知識等のある人材を育成し、調査及び研究体制を整備する。	いるか。 調査及び研究の実施状況 ・基礎的な調査及び研究が的確に実施され、十分な成果が得られているか。 ・専門的な調査及び研究が的確に実施され、十分な成果が得られているか。 ・成果を活用した取組が実施されているか。 ・調査及び研究の成果を発表し、その成果は他の機関等で活用されているか。	１．調査及び研究体制の強化 青少年教育研究センターを中心として、外部の有識者を含めた研究会を設置し、調査及び研究を実施するなど、青少年教育に関わる調査及び研究の充実を図った。 また、青少年教育、社会教育、学校教育、青少年の意識調査等の各分野の専門家を客員研究員として採用・配置し、調査及び研究体制の充実を図った。 さらに、職員の資質向上の一環として、岩手山から調査研究に関心のある職員を１名、平成 27 年 1 月から 3 月の 3 か月間、青少年研究センターにおいて調査及び研究に従事させることにより、調査研究に知見のある人材の育成を図った。	また、日米中韓 4 か国の高校生を対象とした調査結果を取りまとめた。 これらの調査及び研究の成果を関係者に周知するとともに、調査結果も複数引用されたことから、B 評定とした。 【調査及び研究体制の強化】 機構における調査及び研究に知見のある人材を育成するため、地方教育施設の職員を施設の閑散期に青少年教育研究センターで従事させ、調査及び研究の手法を身に付ける機会を設けた。 【調査及び研究の実施】 子供の貧困問題やネット依存など国の重要な政策課題に関する調査及び研究を行い、ナショナルセンターとしての役割を果たした。 さらに、機構が実施した調査及び研究については、報告書やリーフレットの作成・配布及び機構ホームページで情報提供したほか、青少年教育に関する最新の調査結果については、「青少年教育研究センター紀要」に取りまとめて配布するなど、ナショナルセンターとして、多くの人たちに体験活動の重要性に関する理解を深めていただけるよう取組を進めた。 また、文部科学省の政策評価に「青少年の体験活動等に関する実態調査」の調査結果が活用された。 ＜課題と対応＞ 今後は、各年齢期に必要な資質・能力や様々な体験活動の調査及び研究の充実を図るとともに、各年齢	査結果をわかりやすくまとめたリーフレット「かわいい子には体験を！」や「子どもの頃の読書は豊かな人生の第一歩」について、教育委員会や公立青少年教育施設、民間団体等から多数の送付依頼があるなど、成果が活用されていることが伺える。 以上のことから、当該項目は、総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められるためB評定とした。 ＜今後の課題＞ 青少年教育に関する研究を行うナショナルセンターとして、社会のニーズに応じた調査及び研究を行い、その結果に基づき、体験活動の重要性について普及・啓発を進めることが重要である。						
	（２）調査及び研究の実施 青少年教育に関する基礎的な調査及び研究を計画的に実施するとともに、青少年教育を巡る諸課題等に対応した専門的な調査及び研究を行う。また、その成果等については、青少年教育に関する国の政策立案等にも資するものとする。	（２）調査及び研究の実施 （Ａ）基礎的な調査及び研究の実施 青少年及び青少年教育に関する国内外の情報を収集・分析し、統計資料の作成や青少年教育関係文献のデータベースの構築を行うなど、基礎的な調査及び研究を計画的かつ継続的に実施する。	（２）調査及び研究の実施 （Ａ）基礎的な調査及び研究の実施 青少年及び青少年教育に関する調査及び研究として、青少年、保護者、青少年教育施設を対象とした調査研究を実施する。 ① 青少年の体験活動及び発達段階に応じた必要な資質・能力等に関する調査を実施する。 ② 平成 2 5 年度に実施した青少年教育施設に関する基礎調査の結果を分析し、その成果を取りまとめる。 ③ 青少年の意識等に関する諸外国と日本との比較調査を実施する。 ④ 青少年教育に関す	２．調査及び研究の実施（表 7-1 参照） 調査及び研究の実施については、基礎的な調査及び研究に加え、文部科学省等が発表する調査結果や答申、喫緊の青少年教育の課題を把握し、中期目標期間における調査研究計画を策定し、計画的に実施している。 また、青少年体験活動等担当者会議や全国青少年教育施設所長会議等において、機構の調査及び研究について説明を行うとともに、青少年教育関係者の現場の課題意識を把握している。 表 7-1 調査及び研究の実施状況 <table><tr><td>（１）基礎的な調査及び研究</td></tr><tr><td>①青少年の体験活動等に関する実態調査</td></tr><tr><td>②青少年教育関係施設等基礎調査</td></tr><tr><td>③青少年の意識に関する国際比較調査</td></tr><tr><td>④青少年教育に関する法令・答申・統計データ等の情報収集</td></tr><tr><td>⑤青少年教育関係文献・資料の調査収集</td></tr><tr><td>（２）専門的な調査及び研究</td></tr><tr><td>各年齢期における体験活動に関する調査研究</td></tr></table> （１）基礎的な調査及び研究の実施 ① 青少年の体験活動等に関する実態調査 機構においては、青少年教育の充実を図る上での基礎資料を得ること等を目的として、平成 18 年度より青少年の自然体験、生活体験・習慣の実態や自立に関する意識等について全国規模の調査を実施している。平成 26 年度は、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）を踏まえるとともに、ネット依存などの青少年を取り巻く問題	（１）基礎的な調査及び研究	①青少年の体験活動等に関する実態調査	②青少年教育関係施設等基礎調査	③青少年の意識に関する国際比較調査	④青少年教育に関する法令・答申・統計データ等の情報収集	⑤青少年教育関係文献・資料の調査収集	（２）専門的な調査及び研究	各年齢期における体験活動に関する調査研究	＜課題と対応＞ 今後は、各年齢期に必要な資質・能力や様々な体験活動の調査及び研究の充実を図るとともに、各年齢
（１）基礎的な調査及び研究													
①青少年の体験活動等に関する実態調査													
②青少年教育関係施設等基礎調査													
③青少年の意識に関する国際比較調査													
④青少年教育に関する法令・答申・統計データ等の情報収集													
⑤青少年教育関係文献・資料の調査収集													
（２）専門的な調査及び研究													
各年齢期における体験活動に関する調査研究													

			る諸文献・資料など各種情報を収集し、ホームページや青少年教育情報センター等において、広く情報を提供する。	を考慮し、体験活動に関する質問に新たな項目を入れ※、全国の小学校(4～6年生)・中学校(2年生)・高等学校(2年生)の900校の児童・生徒(約18,000人)と小学生(1～6年生)の保護者(約16,000人)を対象として調査を実施した。なお、調査結果の取りまとめは、平成27年度に行う予定である。 ※新たな項目の例 ①子供の貧困対策・・・保護者を対象とした調査票に、経済状況を問う項目を追加 ②ネット依存・・・青少年を対象とした調査票に、携帯電話やスマートフォンの使用に関する意識を問う項目を追加 ② 青少年教育関係施設等調査 機構においては3年に1度、青少年教育に関する施設等の事業運営に資するための基礎データを得ることを目的として、国公立・民間の青少年教育に関わる施設等の管理・運営に関する調査を実施している。また、得られたデータの一部については、機構ホームページ「青少年活動場所ガイド」において情報提供を行っている。 平成26年度は、平成25年度に実施した同調査について、青少年教育に関わる施設等の現在の管理・運営における基礎データや、施設等が抱えている課題などを分析した。分析した結果は、平成27年度に公表することとしている。 ③ 青少年の意識に関する国際比較調査 今後の青少年教育の参考とすることを目的として、4か国(日本、アメリカ、中国、韓国)の高校生を対象に、調査を実施している。 本調査は、これまで財団法人日本青少年研究所が毎年テーマを変えて実施してきたものであるが、同研究所が平成25年8月末に解散したことにより、機構が同調査を引き継ぐこととなり、実施しているものである。 平成26年度は、平成25年度に実施した高校生の科学等に関する意識調査の集計及び分析に取り組み、平成26年8月6日に公表した。 【主な調査結果】 ・「自然や科学」に関する興味や関心は、4か国とも「とてもある」と「ある」の合計が過半数を超えている。興味のある分野は、4か国それぞれ異なっており、日本と中国が「天文に関すること」「動物・植物に関すること」、米国と韓国は「人体に関すること」の割合が高い。 ・4か国とも、理科や科学に関する学習方法と科学への関心との関係について、「動物園(水族館)や植物園を見学する」「野外に出かけて、理科について学習する」などの体験的学習の設問に対して頻度が高いと回答した者ほど、「新しい科学的発見」「宇宙開発」などの科学への関心を問う設問に「非常に関心がある」「関心がある」と回答した割合が高い。 ・4か国とも、理科や科学に関する学習方法と社会問題への関心との関係について、体験的学習の設問に対して頻度が高いと回答した者ほど、「教育問題」「環境汚染」などの社会問題への関心を問う設問に「非常に関心がある」「関心がある」と回答した割合が高い。 また、日本の高校生の意識の特徴を分析するため、自己肯定感、社会観などに関する意識調査を実施した。当該調査結果の公表は、平成27年度に行う予定である。 ④ 青少年教育に関する法令・答申・統計データ等の情報収集 青少年及び青少年教育に関わる法令・審議会等の答申・各種統計デー	期に必要な体験活動カリキュラムの作成に着手する。
--	--	--	---	---	---------------------------------

		（Ｂ）専門的な調査及び研究の実施 各施設における教育事業の活用などにより、青少年の各年齢期の課題、困難を有する青少年の問題、体験活動の教育効果に関する調査及び研究等を実施する。その際、社会学や心理学等の多様な関連学問領域との連携を図る。また、都市型の青少年教育施設に関する調査研究を実施する。	（Ｂ）青少年教育に関する専門的な調査及び研究 社会学や心理学等の多様な関連学問領域との連携を図りながら、以下のような事業を実施する。 ①これまでに実施した生活力に関する調査の結果等を踏まえ、幼児から青年までの各年齢期の課題に対応した、体験カリキュラムの作成に向けた検討を行う。 ②課題を有する青少年のための教育相談等に関する研究を実施する。 ③青少年教育施設等で実施される体験活動の教育効果に関する調査及び研究を施設と連携して実施する。 ④都市型青少年施設に関する調査研究の検討を行う。	タなどの情報を収集し、機構ホームページの「青少年教育情報ポータル」に掲載している。 ⑤ 青少年教育関係文献・資料の調査収集 青少年及び青少年教育に関する各種報告書、図書等の文献・資料などを青少年教育関係機関等から収集し、機構が作成した報告書等とあわせて一般の方が青少年教育情報センターで閲覧できるようにするとともに、それらの書誌情報をホームページで提供した。 （２）専門的な調査及び研究の実施 ① 各年齢期における体験活動に関する調査研究 子供の頃の体験と体験を通して得られる資質・能力の関連性や、どの時期にどのような体験を行うと効果が高いかを明らかにすることを目的として、外部の有識者を含めた研究会を平成 20 年度に設置した。その研究成果等をもとに、子供の頃に体験しておくべき事柄について体系化した「体験カリキュラム」の作成に向けて検討を行っている。 平成 26 年度は、子供が自立した生活を営む上で必要となる「生活力」の実態を把握するとともに、「生活力」が体験活動や生活環境、保護者の子供との関わり等とどのように関係しているかについて把握するため分析を行った。なお、分析結果については「子供の生活力に関する実態調査」として、平成 27 年度に公表する予定である。 ② 青少年教育施設を活用したネット依存対策研究事業（第 4 章第 1 節参照） 本調査は、課題を有する青少年に関する研究として文部科学省の委託を受けて実施し、成果については平成 27 年 3 月に公表した。 ③ 幼児版生活力チャレンジ試行調査 各年齢期における体験活動に関する調査研究の一環として、平成 25 年度に作成した「幼児版生活力チャレンジ」の検定項目について、機構 6 施設と連携して検証のための調査を実施した。 ④ 都市型青少年施設に関する調査研究 都市型青少年施設の調査研究の進め方・考え方を検討した。 （３）成果の普及及び他の機関等での活用状況 ① 報告書等の作成 平成 26 年度は、平成 25 年度に機構で実施した調査結果等を掲載した「青少年教育研究センター紀要第 3 号」を作成し、機構のホームページに掲載するとともに、676 の関係機関・団体などに配布した。なお、第 3 号については、新たな配布先として、社会教育主事養成課程を設置している 200 大学を追加した。 また、平成 25 年度に作成した集団宿泊活動を担当する教員の参考となる指導資料「学校教育における『集団宿泊活動』の手引き」は、教育委員会や学校などから校長会や研修会などで使用したいとの依頼が多く、増刷して配布した。 そのほかの調査研究結果についても、報告書やリーフレットを作成し機構のホームページに掲載するとともに、文部科学省や関係機関・団体などに配布した。さらに、一般の研究者が二次分析に使うことができる個票データを機構ホームページからダウンロードできるようにし、その活用を図った。 ② 青少年教育研究交流フォーラムの開催		
		（Ｃ）調査及び研究の成果等の活用 調査及び研究の成果等については、青少年教育に関する国の政策立案等に寄与するよう、成果等に基づいた政策提言を行う。	（Ｃ）調査及び研究の成果等の活用 ①ホームページなどを通じ、個票データを含め、機構で実施した調査及び研究の成果等を広く提供する。 ②調査及び研究の成果等について、報告書等を通じて青少年教育に関する国の政策立案等に寄与する。			

				平成 26 年度から、青少年教育施設で勤務経験がある教員、指導主事（退職者を含む。）等を、青少年教育施設、学校、地域の連携を促進するキーパーソンと位置付けるとともに、これらの方々の取組に役立ててもらうことを目的として、青少年教育に関する最新の調査研究結果の解説、「体験の風をおこそう」運動の説明、実践事例の共有等を行う「青少年教育研究交流フォーラム」を 11 月 28 日～29 日にセンターで開催し、54 名が参加した。 ③ 調査及び研究の成果等の活用状況 「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」、「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」、「青少年の体験活動等に関する実態調査」等の調査結果については、「平成 25 年度 文部科学白書」、「平成 26 年版 子ども・若者白書」など国や自治体、民間団体等の資料や新聞報道に活用された。また、これまでの調査結果をわかりやすくまとめたリーフレット「かわいい子には体験を！」や「子どもの頃の読書は豊かな人生の第一歩」について、教育委員会や公立青少年教育施設、民間団体等から多数の送付依頼があった。		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1—5	青少年教育団体が行う活動に対する助成				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立青少年教育振興機構法 第三条	業務に関連する 政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－3 青少年の健全育成	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成 2 7 年度） 2－3 行政事業レビューシート番号 0 0 7 1、0 0 7 2

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	前 中 期 目 標 期 間 最 終年度値	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度			2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
—	計画値	—	—	—	—	—	—	—		決算額（百万円）	1,351	1,205	1,181	1,581	
	実績値	—	—	—	—	—	—	—		従事人員数（人）	13	10	11	11	
	達成度	—	—	—	—	—	—	—							

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価				
					業務実績			自己評価					
	5. 青少年教育団体が行う活動に対する助成 子どもたちの健全育成のためには、NPO、企業など「新しい公共」の担い手となる民間の役割が不可欠であり、特に地域における民間主導の子どもの健全育成のための活動は重要であることから、主に地域レベルで民間団体が行う活動	5. 青少年教育団体が行う活動に対する助成 （1）助成金の交付 青少年教育団体に対し、当該団体が行う以下に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付する。その際、体験活動と読書活動に対する助成については、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの	5. 青少年教育団体が行う活動に対する助成 （1）助成金の交付に関する団体に對して当該団体が行う以下に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付する。その際、体験活動と読書活動に対する助成については、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの	＜その他の指標＞ 【青少年教育団体が行う活動に対する助成】助成金の交付状況 ・助成事業が的確に実施され、十分な成果が得られているか。 ・助成金は、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく交付されているか。 ・特色ある新たな取組、取組の裾野を拡げ	＜業務報告書参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P8-1～9（第 8 章 1～4）			＜自己評価参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P8-9（第 8 章 5）		評価	A		
					＜主な業務実績＞ 機構では、青少年の健全育成のため、地域の団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への財政的支援を行っている。 平成 26 年度助成においては、5,135 件（対前年度比 489 件増）の応募があり、4,595 件（対前年度比 1,078 件増）を採択した。（表 8-1 参照） この助成により、547,392 人（対前年度比 61,489 人増）の子どもたちに様々な体験活動や読書活動の機会を提供する事業に対し支援を行うことができた。また、子供の体験活動や読書活動を支援する指導者等を対象とした活動には、36,729 人（対前年度比 986 人減）が参加した。（表 8-2 参照） なお、子供の参加人数が増加した主な要因としては、子供を対象とした活動が昨年よりも約 1 千件増えたためである。			＜評価と根拠＞ 評価：A 青少年教育団体が行う活動に対する助成については、応募数、採択数、参加人数とも前年度を上回り、地域レベルでの活動が広がった。また、団体等に助成するに当たり、団体等の活動内容等に応じ、より継続的な支援ができるよう配分方針の見直しを行った。 さらに、国の重要な政策課題である子供の貧困問題に対応するため、経済的に困難な状況にある子供の負担が軽減されるよう新たに措置を講じ					
					表 8-1 助成金の応募・採択状況								＜評価に至った理由＞ 新たに実施した第三次募集や募集説明会の追加実施、また助成内容の見直しなど業務改善に係る取組の成果が応募数などに表れていることや、その結果、事業に参加した青少年が前年度比 61,489 名増加している。 また、子供の貧困対策として、経済的に困難な状況にある子供の負担軽減措置を講じるなど政府の政策実現に寄与しているほか、平成 25 年度の約 9 倍の資金を獲得するなど、全国各地で広く青少年の体験活動の機会の提供や資金の確保について、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため A 評価とした。 ＜今後の課題＞ 今後は、新規の応募団体が増えるよう、全国各地で助成事業につ
					助成対象活動区分	年度	応募状況		採択状況		確定状況		
							応募件数	交付申請額 （単位：千円）	採択件数	交付決定額 （単位：千円）	確定件数	交付確定額 （単位：千円）	
体験活動	平成 26 年度	4,434	1,953,086	4,052	1,600,315	3,767	1,290,538						
	平成 25 年度	4,011	1,931,018	3,042	1,284,878	2,801	967,220						

に対し、財政的支援を行うことにより、民間団体の活動の一層の活性化を図る。 （１）助成金の交付 青少年教育団体に対し、当該団体が行う以下の活動に対して助成金を交付する。なお、助成金の交付に当たっては、文部科学省が直接行う同様の助成事業との役割分担を踏まえ、より効果的・効率的な執行を行う。また、活動事例を収集するとともに、関係団体等への情報提供を行う。	活動機会が提供されるよう留意しつつ、特色ある新たな取組や、活動の振興を図る取組の裾野を拡げるような活動を中心に行う。なお、助成金の交付に当たっては、文部科学省が直接行う同様の助成事業との役割分担を踏まえ、より効果的・効率的な執行を行う。また、子どもの体験活動・読書活動等、助成活動の事例を収集するとともに、ホームページ等を通じた関係団体への情報提供を行う。	かつ地域に偏りなく子どもの活動機会が提供されるよう留意しつつ、特色ある新たな取組や、活動の振興を図る取組の裾野を拡げるような活動を中心に行う。さらに、地域レベルの活動の拡大を図るため、地方公共団体等と連携して広報活動の充実を図る。また、関係団体の活動の活発化を図るため、助成活動の事例を収集、提供並びに団体の情報交換の機会を提供する。	るような活動に交付されているか。 客観性・透明性の確保状況 ・選考手続き等に客観性や透明性が確保されているか。 資金の確保、運用・管理の状況 ・民間企業等からの寄附金獲得のための活動が積極的に行われているか。 ・資金の運用及び管理について、客観性及び透明性が確保され、安全性の高い金融商品等で運用し、適切に管理されているか。	<table><tr><td></td><td>増 △ 減</td><td>423</td><td>22,068</td><td>1,010</td><td>315,437</td><td>966</td><td>323,318</td></tr><tr><td rowspan="3">読書活動</td><td>平成26年度</td><td>617</td><td>242,229</td><td>520</td><td>188,145</td><td>500</td><td>145,743</td></tr><tr><td>平成25年度</td><td>571</td><td>222,926</td><td>463</td><td>165,799</td><td>449</td><td>125,921</td></tr><tr><td>増 △ 減</td><td>46</td><td>19,303</td><td>57</td><td>22,346</td><td>51</td><td>19,822</td></tr><tr><td rowspan="3">教材開発・普及活動</td><td>平成26年度</td><td>84</td><td>529,223</td><td>23</td><td>147,119</td><td>23</td><td>140,892</td></tr><tr><td>平成25年度</td><td>64</td><td>447,538</td><td>12</td><td>88,443</td><td>12</td><td>86,202</td></tr><tr><td>増 △ 減</td><td>20</td><td>81,685</td><td>11</td><td>58,676</td><td>11</td><td>54,690</td></tr><tr><td rowspan="3">合 計</td><td>平成26年度</td><td>5,135</td><td>2,724,538</td><td>4,595</td><td>1,935,579</td><td>4,290</td><td>1,577,173</td></tr><tr><td>平成25年度</td><td>4,646</td><td>2,601,482</td><td>3,517</td><td>1,539,120</td><td>3,262</td><td>1,179,343</td></tr><tr><td>増 △ 減</td><td>489</td><td>123,056</td><td>1,078</td><td>396,459</td><td>1,028</td><td>397,830</td></tr></table>		増 △ 減	423	22,068	1,010	315,437	966	323,318	読書活動	平成26年度	617	242,229	520	188,145	500	145,743	平成25年度	571	222,926	463	165,799	449	125,921	増 △ 減	46	19,303	57	22,346	51	19,822	教材開発・普及活動	平成26年度	84	529,223	23	147,119	23	140,892	平成25年度	64	447,538	12	88,443	12	86,202	増 △ 減	20	81,685	11	58,676	11	54,690	合 計	平成26年度	5,135	2,724,538	4,595	1,935,579	4,290	1,577,173	平成25年度	4,646	2,601,482	3,517	1,539,120	3,262	1,179,343	増 △ 減	489	123,056	1,078	396,459	1,028	397,830	た。 加えて、資金の確保について、積極的な募金展開した結果、大口の出捐金を獲得し、平成26年度末の出捐金残高は、平成25年度末と比較し、約9倍と大幅に増額した。 これらの事を総合的に勘案してA評定とした。 【助成金の交付に関する計画】 青少年教育団体が行う活動に対し助成をするに当たり、平成26年度は、募集説明会を31か所で開催するなど、従前の5倍以上の規模で広報するとともに、他の団体等が主催する会議にも参加し、本助成金を通じて、体験活動の裾野がより広がるよう働きかけを行った。 その結果、平成26年度の応募件数は5,135件と平成25年度と比べ約500件増加するとともに、加えて、応募団体数も2,880団体となり、平成25年度と比べ、約200団体増加した。更には、助成が確定した活動への参加人数も786,897人となり、平成25年度と比べ約82,000人増加したことから、体験活動の裾野が着実に広がっている。 また、本助成金ではひとり親や知的障害を持つ子供たちを対象とした活動に対しても支援を行い、特に平成26年度は「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定）を踏まえ、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を助成対象とするなど、国の重要な政策課題に対しても積極的に取組を進めた。	いて戦略的な広報活動を行うことが必要である。 ＜WT 委員からの助言＞ 助成事業に参加する青少年が増加していることは大いに評価できる。今後は、団体が実施した事業の成果を他の団体が参考できるように共有できるよう普及・啓発活動を強化していただき、体験活動の質の向上を図っていただきたい。
		増 △ 減	423	22,068	1,010	315,437	966	323,318																																																																								
読書活動	平成26年度	617	242,229	520	188,145	500	145,743																																																																									
	平成25年度	571	222,926	463	165,799	449	125,921																																																																									
	増 △ 減	46	19,303	57	22,346	51	19,822																																																																									
教材開発・普及活動	平成26年度	84	529,223	23	147,119	23	140,892																																																																									
	平成25年度	64	447,538	12	88,443	12	86,202																																																																									
	増 △ 減	20	81,685	11	58,676	11	54,690																																																																									
合 計	平成26年度	5,135	2,724,538	4,595	1,935,579	4,290	1,577,173																																																																									
	平成25年度	4,646	2,601,482	3,517	1,539,120	3,262	1,179,343																																																																									
	増 △ 減	489	123,056	1,078	396,459	1,028	397,830																																																																									
（Ａ）子どもの体験活動の振興を図る活動に対する助成	（Ａ）子どもの体験活動の振興を図る活動に対する助成 ①子どもを対象とする自然体験、社会奉仕体験、職業体験、科学技術体験、交流体験等の体験活動の機会を提供する活動 ②指導者の	（Ａ）子どもの体験活動の振興を図る活動に対する助成 ①子どもを対象とする自然体験、社会奉仕体験、職業体験、科学技術体験、交流体験等の体験活動の機会を提供する活動 ②指導者の	1. 助成活動の募集 （１）募集に係る広報の状況 ① 募集説明会の実施等 平成26年度助成活動の募集については、募集説明会を全国31か所で開催した。この説明会は、これまで6か所の主要都市で開催していたが、平成26年度は、各教育施設や都道府県教育委員会と連携して全国各地で広く開催し、説明及び情報交換を行うとともに、PTA等の主催会議にも出向き、様々な機会を活用して子どもゆめ基金の広報を行った。また、募集チラシについては、新たに博物館などの各種施設や市町村教育委員会等にも配布するなど見直しを行った。 ② 周知を図る取組 助成活動の事例と申請時のポイントをまとめた「子どもゆめ基金ガイド」を作成し、全国の関係機関等へ配布するとともに、ホームページに掲載し広く情報提供を行った。 また、平成25年度に引き続き、各都道府県等の担当者を集めた「都道府県・政令指定都市 青少年																																																																													

	養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする体験活動を支援するための活動	養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする体験活動を支援するための活動	養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする体験活動を支援するための活動	体験活動担当者会議」を9月に開催し、子どもゆめ基金の更なる周知と理解促進を図った。その結果、都道府県等で行われる会議において子どもゆめ基金が周知されたほか、45の都道府県等において申請・相談窓口が設置されている。 各教育施設においては、「子どもゆめ基金体験の風リレーションシップ事業」を実施することにより、参加者約11.6万人に対して子どもゆめ基金の周知を図った。	さらに、これまで全国及び都道府県規模で継続して行う活動への助成の上限を5年間としていたが、団体が活動内容等の見直しを行っている場合は、6年目以降の活動も助成金の対象とするなど、助成団体のニーズを踏まえ、制度そのものの改善を進めた。 これらの取組が相まって、助成団体においては「目的の内容を実現させることができた」、「活動を発展させることができた」などの効果が現れている。																																																																																																																						
(B) 子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成	(B) 子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成 ①子どもを対象とする読書会、読み聞かせ等の読書活動を推進する活動 ②読書ボランティアの養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする読書活動を支援するための活動	(B) 子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成 ①子どもを対象とする読書会、読み聞かせ等の読書活動を推進する活動 ②読書ボランティアの養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする読書活動を支援するための活動	(B) 子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成 ①子どもを対象とする読書会、読み聞かせ等の読書活動を推進する活動 ②読書ボランティアの養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする読書活動を支援するための活動	表8-3-1 助成金の応募状況（活動区分別）（単位：件） <table><tr><th colspan="2">助成対象活動区分</th><th>平成22年度</th><th>平成23年度</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th></tr><tr><td rowspan="2">体験活動</td><td>応募</td><td>1,952</td><td>3,615</td><td>3,988</td><td>4,011</td><td>4,434</td></tr><tr><td>確定</td><td>1,538</td><td>2,562</td><td>2,682</td><td>2,801</td><td>3,767</td></tr><tr><td rowspan="2">読書活動</td><td>応募</td><td>418</td><td>644</td><td>613</td><td>571</td><td>617</td></tr><tr><td>確定</td><td>359</td><td>513</td><td>432</td><td>449</td><td>500</td></tr><tr><td rowspan="2">教材開発・普及活動</td><td>応募</td><td>72</td><td>113</td><td>64</td><td>64</td><td>84</td></tr><tr><td>確定</td><td>31</td><td>29</td><td>19</td><td>12</td><td>23</td></tr><tr><td rowspan="2">合 計</td><td>応募</td><td>2,442</td><td>4,372</td><td>4,665</td><td>4,646</td><td>5,135</td></tr><tr><td>確定</td><td>1,928</td><td>3,104</td><td>3,133</td><td>3,262</td><td>4,290</td></tr></table> 表8-3-2 助成金の応募状況（金額）（単位：千円） <table><tr><th colspan="2">助成対象活動区分</th><th>平成22年度</th><th>平成23年度</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th></tr><tr><td rowspan="2">体験活動</td><td>応募</td><td>1,643,620</td><td>2,026,818</td><td>1,964,790</td><td>1,931,018</td><td>1,953,086</td></tr><tr><td>確定</td><td>965,105</td><td>978,284</td><td>975,683</td><td>967,220</td><td>1,290,538</td></tr><tr><td rowspan="2">読書活動</td><td>応募</td><td>291,403</td><td>302,008</td><td>267,865</td><td>222,926</td><td>242,229</td></tr><tr><td>確定</td><td>168,327</td><td>172,409</td><td>134,720</td><td>125,921</td><td>145,743</td></tr><tr><td rowspan="2">教材開発・普及活動</td><td>応募</td><td>873,279</td><td>930,051</td><td>503,791</td><td>447,538</td><td>529,223</td></tr><tr><td>確定</td><td>324,184</td><td>198,636</td><td>91,867</td><td>86,202</td><td>140,892</td></tr><tr><td rowspan="2">合 計</td><td>応募</td><td>2,808,302</td><td>3,258,877</td><td>2,736,446</td><td>2,601,482</td><td>2,724,538</td></tr><tr><td>確定</td><td>1,457,616</td><td>1,349,329</td><td>1,202,270</td><td>1,179,343</td><td>1,577,173</td></tr></table>	助成対象活動区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	体験活動	応募	1,952	3,615	3,988	4,011	4,434	確定	1,538	2,562	2,682	2,801	3,767	読書活動	応募	418	644	613	571	617	確定	359	513	432	449	500	教材開発・普及活動	応募	72	113	64	64	84	確定	31	29	19	12	23	合 計	応募	2,442	4,372	4,665	4,646	5,135	確定	1,928	3,104	3,133	3,262	4,290	助成対象活動区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	体験活動	応募	1,643,620	2,026,818	1,964,790	1,931,018	1,953,086	確定	965,105	978,284	975,683	967,220	1,290,538	読書活動	応募	291,403	302,008	267,865	222,926	242,229	確定	168,327	172,409	134,720	125,921	145,743	教材開発・普及活動	応募	873,279	930,051	503,791	447,538	529,223	確定	324,184	198,636	91,867	86,202	140,892	合 計	応募	2,808,302	3,258,877	2,736,446	2,601,482	2,724,538	確定	1,457,616	1,349,329	1,202,270	1,179,343	1,577,173	【選考手続き等の客観性及び透明性の確保】 選考手続きにおいて、自然体験活動に関する応募案件を審査する専門委員会は、他の委員会に比べ審査件数が多いことから、現在設置している3つの自然体験活動専門委員会に加え、新たに専門委員会を1つ設置し、多数の応募があった場合でも客観性・透明性の高い審査が確実に行えるような体制を整備した。
助成対象活動区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																																																																																					
体験活動	応募	1,952	3,615	3,988	4,011	4,434																																																																																																																					
	確定	1,538	2,562	2,682	2,801	3,767																																																																																																																					
読書活動	応募	418	644	613	571	617																																																																																																																					
	確定	359	513	432	449	500																																																																																																																					
教材開発・普及活動	応募	72	113	64	64	84																																																																																																																					
	確定	31	29	19	12	23																																																																																																																					
合 計	応募	2,442	4,372	4,665	4,646	5,135																																																																																																																					
	確定	1,928	3,104	3,133	3,262	4,290																																																																																																																					
助成対象活動区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																																																																																					
体験活動	応募	1,643,620	2,026,818	1,964,790	1,931,018	1,953,086																																																																																																																					
	確定	965,105	978,284	975,683	967,220	1,290,538																																																																																																																					
読書活動	応募	291,403	302,008	267,865	222,926	242,229																																																																																																																					
	確定	168,327	172,409	134,720	125,921	145,743																																																																																																																					
教材開発・普及活動	応募	873,279	930,051	503,791	447,538	529,223																																																																																																																					
	確定	324,184	198,636	91,867	86,202	140,892																																																																																																																					
合 計	応募	2,808,302	3,258,877	2,736,446	2,601,482	2,724,538																																																																																																																					
	確定	1,457,616	1,349,329	1,202,270	1,179,343	1,577,173																																																																																																																					
(c) インターネット等を通じて提供することができる子ども向けの教材の開発を行う活動に対する助成	(c) インターネット等を通じて提供することができる子ども向けの教材の開発・普及を行う活動に対する助成	(c) インターネット等を通じて提供することができる子ども向けの教材の開発・普及を行う活動に対する助成	(c) インターネット等を通じて提供することができる子ども向けの教材の開発・普及を行う活動に対する助成 助成金の交付を受けた団体が開発したソフトについて、当該団体と連携して、その有効活用を	表8-4-1 助成金の応募状況（団体種別団体数・割合） <table><tr><th rowspan="2">団 体 種 別</th><th colspan="2">平成25年度</th><th colspan="2">平成26年度</th><th>増 △ 減</th></tr><tr><th>応募団体数</th><th>割合(%)</th><th>応募団体数</th><th>割合(%)</th><th>応募団体数</th></tr><tr><td>財団法人・社団法人</td><td>261</td><td>9.8</td><td>317</td><td>11</td><td>56</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人</td><td>676</td><td>25.5</td><td>692</td><td>24</td><td>16</td></tr></table>	団 体 種 別	平成25年度		平成26年度		増 △ 減	応募団体数	割合(%)	応募団体数	割合(%)	応募団体数	財団法人・社団法人	261	9.8	317	11	56	特定非営利活動法人	676	25.5	692	24	16	【資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性の確保】 平成25年度に続き、平成26年度においても寄附者に対して、寄附者名を掲載したグッズを送付し、寄附の継続を働き掛けるなど積極的な募金広報を展開し、平成26年度は大口の出捐金を獲得し、平成26年度末の出捐金残高は、平成25年度末と比較し、約9倍と大幅に増額した。																																																																																															
団 体 種 別	平成25年度		平成26年度			増 △ 減																																																																																																																					
	応募団体数	割合(%)	応募団体数	割合(%)	応募団体数																																																																																																																						
財団法人・社団法人	261	9.8	317	11	56																																																																																																																						
特定非営利活動法人	676	25.5	692	24	16																																																																																																																						

			図る。		<table><tr><td>法人格を有しない団体等</td><td>1, 716</td><td>64. 7</td><td>1, 871</td><td>65</td><td>155</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2, 653</td><td>100</td><td>2, 880</td><td>100</td><td>227</td></tr></table> 表 8-4-2 助成金の応募状況（団体種別経年比較）（単位：団体） <table><tr><td>団 体 種 別</td><td>平成 22 年度</td><td>平成 23 年度</td><td>平成 24 年度</td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td></tr><tr><td>財団法人・社団法人</td><td>171</td><td>221</td><td>218</td><td>261</td><td>317</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人</td><td>444</td><td>557</td><td>577</td><td>676</td><td>692</td></tr><tr><td>法人格を有しない団体等</td><td>1, 572</td><td>1, 682</td><td>1, 754</td><td>1, 716</td><td>1, 871</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2, 187</td><td>2, 460</td><td>2, 549</td><td>2, 653</td><td>2, 880</td></tr></table> 表 8-4-3 助成金の応募状況（新規団体数）（単位：団体） <table><tr><td>団体種別</td><td>平成 22 年度</td><td>平成 23 年度</td><td>平成 24 年度</td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td></tr><tr><td>新規団体数</td><td>628 -28. 70%</td><td>792 -32. 20%</td><td>838 -32. 90%</td><td>919 -34. 60%</td><td>1, 516 -52. 6</td></tr></table> （３）助成金応募団体の分布状況（表 8-5 参照） 平成 26 年度の助成金応募団体数は合計 2, 880 団体であり、都道府県別に見ると、東京都（412 団体）、大阪府（237 団体）、北海道（129 団体）の応募が多く、一方で、鳥取県（6 団体）、富山県（16 団体）、佐賀県（17 団体）、山梨県（19 団体）、青森県（19 団体）は少なかった。 平成 22 年度と比較すると、応募件数が 50 件以下の県は 33 県から 16 県に減少しており、草の根レベルの活動への周知活動が浸透してきていると考えられる。 表 8-5 助成金の応募状況（団体所在地都道府県別）	法人格を有しない団体等	1, 716	64. 7	1, 871	65	155	合 計	2, 653	100	2, 880	100	227	団 体 種 別	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	財団法人・社団法人	171	221	218	261	317	特定非営利活動法人	444	557	577	676	692	法人格を有しない団体等	1, 572	1, 682	1, 754	1, 716	1, 871	合 計	2, 187	2, 460	2, 549	2, 653	2, 880	団体種別	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	新規団体数	628 -28. 70%	792 -32. 20%	838 -32. 90%	919 -34. 60%	1, 516 -52. 6	<課題と対応> 引き続き、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子供の活動機会が提供されるよう、教育施設や都道府県等との連携・協力を促進し、地域に密着した広報を展開していきたい。 また、子供の貧困対策としての参加者の負担軽減措置については、この制度の認知をさらに広げ、経済的に困難な状況にある子供をより多く支援できるよう広報活動を展開することとしたい。 さらに、資金の確保についても、民間企業等からの出捐金獲得のための活動を積極的に行う予定である。	
法人格を有しない団体等	1, 716	64. 7	1, 871	65	155																																																								
合 計	2, 653	100	2, 880	100	227																																																								
団 体 種 別	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																																								
財団法人・社団法人	171	221	218	261	317																																																								
特定非営利活動法人	444	557	577	676	692																																																								
法人格を有しない団体等	1, 572	1, 682	1, 754	1, 716	1, 871																																																								
合 計	2, 187	2, 460	2, 549	2, 653	2, 880																																																								
団体種別	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																																								
新規団体数	628 -28. 70%	792 -32. 20%	838 -32. 90%	919 -34. 60%	1, 516 -52. 6																																																								

都道府県	平成26年度応募団体数	平成26年度 応募件数				平成22年度応募件数
		体験	読書	教材	合計	
北海道	129	224	22	2	248	150
青森県	19	32	2	0	34	24
岩手県	34	38	9	0	47	35
宮城県	34	46	6	1	53	26
秋田県	23	31	3	0	34	16
山形県	23	41	2	0	43	14
福島県	62	86	9	1	96	30
茨城県	46	59	7	1	67	43
栃木県	40	56	12	0	68	50
群馬県	44	66	6	0	72	35
埼玉県	96	161	16	0	177	75
千葉県	100	202	15	3	220	84
東京都	412	682	105	41	828	370
神奈川県	118	143	26	5	174	75
新潟県	51	88	6	0	94	56
富山県	16	20	2	0	22	18
石川県	36	50	6	0	56	28
福井県	21	38	7	0	45	24
山梨県	19	56	7	2	65	29
長野県	68	100	8	1	109	63
岐阜県	49	69	6	0	75	38
静岡県	81	100	15	1	116	44
愛知県	110	176	28	3	207	67
三重県	29	30	9	1	40	21
滋賀県	37	51	13	0	64	68
京都府	67	93	10	4	107	58
大阪府	237	374	48	4	426	199
兵庫県	118	218	16	3	237	114
奈良県	34	64	9	0	73	25
和歌山県	34	60	5	1	66	25
鳥取県	6	13	1	0	14	7
島根県	20	21	11	0	32	23
岡山県	57	84	12	0	96	31
広島県	42	50	5	0	55	30
山口県	31	33	8	0	41	24
徳島県	38	51	6	0	57	44
香川県	25	42	6	0	48	17
愛媛県	49	74	7	0	81	30
高知県	22	41	5	0	46	12
福岡県	126	174	41	3	218	112
佐賀県	17	17	2	1	20	6
長崎県	24	29	7	0	36	23
熊本県	60	80	29	2	111	41
大分県	30	37	4	0	41	19
宮崎県	31	52	17	1	70	24
鹿児島県	79	147	19	0	166	72
沖縄県	36	35	2	3	40	23
合計	2,880	4,434	617	84	5,135	2,442
2. 助成金の交付						
(1) 助成金の交付状況						
助成金交付に際しては、外部有識者から構成される「子どもゆめ基金審査委員会」に審査を諮問し、特色ある取組や裾野を広げるような活動を中心に助成するという基本方針のもと審査が行われた。						
その結果、特色ある取組として、次のような取組に対し助成を行った。						

			① ひとり親家庭の子供にも自然体験活動の機会を与えると共に、子供同士の交流を深め、普段時間のない親と向き合う時間を設け目的で、小学校 1～6 年生を対象に 1 泊 2 日のキャンプを年 2 回実施する取組。 ② 重度の知的障害を持つ子供を中心に参加させ、その子供たちの自立心が芽生えるよう保護者と離す時間を設けるとともに、指導者は子供に体験をさせるだけではなく、保護者やボランティアに雪上介助の方法も指導する目的で小学校 4 年生から高校生を対象に 1 泊 2 日でスキーや雪遊び体験を実施する取組。 なお、裾野を広げるような活動については、二次募集の成果とあいまって、平成 26 年度の「決定」のうち市区町村規模の活動が前年度から 882 件増加し、3,612 件に拡大した。 （２）事務手続きの見直し等に関する取組 助成団体へのアンケート調査等を踏まえ、全国及び都道府県規模で継続して行う活動への助成を 5 年間までとするこれまでの制度を、活動内容等の見直しを行っている場合は、6 年目以降の活動も助成金の対象とするよう見直した。また、市区町村規模の活動については、助成金の限度額を一部見直した。 さらに、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）を踏まえ、機構において「青少年の自立する力応援プロジェクト」を立ち上げ、その中で、民間団体が、経済的に困難な環境にある子供を対象とした体験活動や読書活動を行う場合、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を特に助成の対象とすることで、子供の負担が軽減されるよう措置を講じた。その結果、平成 27 年度子どもゆめ基金助成活動に 109 件の申請があり、このうち貧困対策に適合した申請 71 件を採択した。 （３）適正な助成に向けた取組 助成活動の実施状況と経理状況を確認するため、49 件（49 団体）を抽出し調査を行った。調査結果はおおむね適正であったが、関係書類の管理に不備が見受けられた団体については、改善するよう指導した。 （４）助成金の成果・効果等（図 8-6 参照） 助成団体を対象に実施したアンケートでは、図 8-6 のとおり、目的や内容を実現させることができた、活動を継続・発展させることができたなどの積極的な意見が多数あった。さらに「被災後は仮設住宅内だけに留まっていた交流が、この活動をきっかけとして、地元の方々との交流を深める機会につながった」「家庭の経済状況に関わらず多くの子どもたちに、質の高い活動を提供することができた」などの特徴的な意見もあり、助成金の交付を受けたことによる効果が様々な面に現れていた。 図 8-6 助成金の交付による効果【体験活動・読書活動】（複数回答） 助成金の交付による効果【体験活動・読書活動】（複数回答） <table><tr><td>①(今回初めて助成を受けた団体のみ)目的の内容を実現させることができた</td><td>95%</td><td>95%</td><td>95%</td></tr><tr><td>②活動を継続させることができた</td><td>64.4%</td><td>68.6%</td><td>63.9%</td></tr><tr><td>③活動を発展させることができた</td><td>63.7%</td><td>62.4%</td><td>73.4%</td></tr><tr><td>④活動の規模を拡大することができた</td><td>24.4%</td><td>24.4%</td><td>24.5%</td></tr><tr><td>⑤関係機関・団体等からの協力が得られやすくなった</td><td>33.2%</td><td>32.5%</td><td>39.1%</td></tr><tr><td>⑥団体の認知度や信頼度をたかめることができた</td><td>57.8%</td><td>57.0%</td><td>64.1%</td></tr></table> ■全体(%) □体験活動(%) □読書活動(%)	①(今回初めて助成を受けた団体のみ)目的の内容を実現させることができた	95%	95%	95%	②活動を継続させることができた	64.4%	68.6%	63.9%	③活動を発展させることができた	63.7%	62.4%	73.4%	④活動の規模を拡大することができた	24.4%	24.4%	24.5%	⑤関係機関・団体等からの協力が得られやすくなった	33.2%	32.5%	39.1%	⑥団体の認知度や信頼度をたかめることができた	57.8%	57.0%	64.1%		
①(今回初めて助成を受けた団体のみ)目的の内容を実現させることができた	95%	95%	95%																										
②活動を継続させることができた	64.4%	68.6%	63.9%																										
③活動を発展させることができた	63.7%	62.4%	73.4%																										
④活動の規模を拡大することができた	24.4%	24.4%	24.5%																										
⑤関係機関・団体等からの協力が得られやすくなった	33.2%	32.5%	39.1%																										
⑥団体の認知度や信頼度をたかめることができた	57.8%	57.0%	64.1%																										
(２) 選考手	(２) 選考手	(２) 選考手	(１) 選考手続きの状況																										

続き等の客観性及び透明性の確保

助成金の交付に係る選考手続き等に関し、客観性及び透明性を確保する。

続き等の客観性及び透明性の確保

引き続き、外部専門家や有識者等の参加を得た第三者による委員会を設置（必要に応じて分野ごとの専門委員会を置く。）し、審査方法等選定に関する基準を策定の上、審査を行い、採択結果及び選考に関する基準をホームページ等により公表する。

続き等の客観性及び透明性の確保

①審査委員会の設置
引き続き、外部専門家や有識者等の参加を得た第三者による委員会を設置（必要に応じて分野ごとの専門委員会を置く。）し、審査方法等選定に関する基準を策定の上、審査を行う。
②選考に関する基準及び採択結果の公表
ホームページやパンフレット等により公表する。

① 審査委員会組織及び審査体制（図 8-7 参照）

助成の審査を専門的見地から行うため、審査委員会の下に、自然体験活動専門委員会、科学体験活動専門委員会、交流体験活動専門委員会、社会奉仕・職場・その他の体験活動専門委員会、読書活動専門委員会、教材開発・普及活動専門委員会の各専門委員会（12 委員会・38 人）を設置した。

また、これまで、自然体験活動の専門委員会は、他の専門委員会に比べ審査件数が多い状況にあったことから、平成 26 年度は、第 4 専門委員会を設置し専門委員の負担軽減を図った。

図 8-7 平成 26 年度助成審査委員会の審査体制

理事長

①諮問

審査委員会(13 人)

④答申

②付託

③報告

専 門 委 員 会											
自然体験活動第 1 専門委員会	自然体験活動第 2 専門委員会	自然体験活動第 3 専門委員会	自然体験活動第 4 専門委員会	科学体験活動専門委員会	交流体験活動第 1 専門委員会	交流体験活動第 2 専門委員会	交流体験活動第 3 専門委員会	社会奉仕・職場・その他の体験活動専門委員会	読書活動第 1 専門委員会	読書活動第 2 専門委員会	教材開発・普及活動専門委員会
3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	5 人

② 審査委員会委員及び専門委員会委員の選任

審査委員の任期は、子どもゆめ基金審査委員会規程により 2 年となっている。平成 26 年度助成は、平成 25 年 8 月 1 日付けで改選された男性 10 人、女性 3 人の計 13 人が審査委員として審査に当たった。また、男性 25 人、女性 13 人の計 38 人が専門委員として審査を行った。

③ 審査委員会及び各専門委員会の審査状況（表 8-8 参照）

平成 26 年度助成の審査については、平成 26 年 2 月から 3 月にかけて実施した。審査は、審査委員会が定めた助成金交付のための基本方針を踏まえ、各専門委員会が審査の方法等について認識の共有を図った上で助成対象活動の評定を行い、その結果を審査委員会へ報告し、審査委員会においては、各委員会の評定結果に基づき、助成対象活動の採択を行うことで、客観性・透明性の確保に努めた。

表 8-8 平成 26 年度助成に係る審査委員会等の開催状況

委 員 会 名		開 催 日	主 な 審 議 事 項
審査委員会		平成25年 7月31日	・ 助成金交付の基本方針
		平成25年11月18日	・ 委員長の互選等
		平成26年 3月24日	・ 助成対象活動の採択
		平成26年 7月31日 平成26年11月 4日	・ 助成対象活動の採択（二次募集） ・ 助成対象活動の採択（追加募集）
専門委員会	自然体験活動専門委員会	平成25年12月17日	・ 助成対象活動の審査の方法等
		平成26年 2月12日	・ 助成対象活動の評定
		2月27日	
		2月28日 3月10日	
	科学体験活動専門委員会	平成25年12月25日	・ 助成対象活動の審査の方法等

				<table><tr><td></td><td></td><td>平成26年 2月25日</td><td>・ 助成対象活動の評定</td></tr><tr><td></td><td></td><td>平成25年12月19日</td><td>・ 助成対象活動の審査の方法等</td></tr><tr><td></td><td>交流体験活動専門委員会</td><td>平成26年 2月10日 2月13日 2月19日</td><td>・ 助成対象活動の評定</td></tr><tr><td></td><td>社会奉仕・職場・その他体験活動専門委員会</td><td>平成25年12月10日 平成26年 3月 4日</td><td>・ 助成対象活動の審査の方法等 ・ 助成対象活動の評定</td></tr><tr><td></td><td>読書活動専門委員会</td><td>平成25年12月13日 平成26年 2月14日 2月18日</td><td>・ 助成対象活動の審査の方法等 ・ 助成対象活動の評定</td></tr><tr><td></td><td>教材開発・普及活動専門委員会</td><td>平成25年11月26日 12月16日 平成26年 2月21日</td><td>・ 助成対象活動の審査の方法等 ・ 助成対象活動の評定</td></tr></table>			平成26年 2月25日	・ 助成対象活動の評定			平成25年12月19日	・ 助成対象活動の審査の方法等		交流体験活動専門委員会	平成26年 2月10日 2月13日 2月19日	・ 助成対象活動の評定		社会奉仕・職場・その他体験活動専門委員会	平成25年12月10日 平成26年 3月 4日	・ 助成対象活動の審査の方法等 ・ 助成対象活動の評定		読書活動専門委員会	平成25年12月13日 平成26年 2月14日 2月18日	・ 助成対象活動の審査の方法等 ・ 助成対象活動の評定		教材開発・普及活動専門委員会	平成25年11月26日 12月16日 平成26年 2月21日	・ 助成対象活動の審査の方法等 ・ 助成対象活動の評定		
		平成26年 2月25日	・ 助成対象活動の評定																											
		平成25年12月19日	・ 助成対象活動の審査の方法等																											
	交流体験活動専門委員会	平成26年 2月10日 2月13日 2月19日	・ 助成対象活動の評定																											
	社会奉仕・職場・その他体験活動専門委員会	平成25年12月10日 平成26年 3月 4日	・ 助成対象活動の審査の方法等 ・ 助成対象活動の評定																											
	読書活動専門委員会	平成25年12月13日 平成26年 2月14日 2月18日	・ 助成対象活動の審査の方法等 ・ 助成対象活動の評定																											
	教材開発・普及活動専門委員会	平成25年11月26日 12月16日 平成26年 2月21日	・ 助成対象活動の審査の方法等 ・ 助成対象活動の評定																											
			(2) 選考手続き等の客観性及び透明性の確保に関する取組 ① 審査状況等の公表 審査状況や採択結果のほか、助成金交付の基本方針（選考基準）、審査委員・専門委員名をホームページに掲載するとともに、都道府県教育委員会にも資料提供を行い、客観性・透明性の確保に努めた。																											
(3) 資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性の確保 資金の確保については、民間からの寄附の一層の獲得に努める。また、資金の運用及び管理においては、客観性及び透明性を確保し、安全性に十分留意するとともに、資金により生じた運用益の使途を明確にする。	(3) 資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性の確保 資金の確保については、全国規模である法人のメリットを活かして、民間企業等からの寄附金獲得のための活動を積極的に行う。資金の運用及び管理については、資金管理委員会により客観性及び透明性を確保するとともに、安全性が高い金融機関及び金融商品で運用し、適切に管理する。	(3) 資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性の確保 資金の確保については、全国規模による法人のメリットを活かして、民間企業等からの寄附金獲得のための活動を積極的に行う。資金の運用及び管理については、資金管理委員会により検討し、資金運用における客観性及び透明性を確保しつつ、金利状況を勘案した上で安全性の高い金融機関及び金融商品での運用を	4. 資金の確保、運用及び管理の客観性 (1) 資金の拡大についての活動状況 ① 出えん金の募集広報の状況 ア. 振替払込書付きの募金のチラシを 15,000 部作成し、各教育施設の教育事業の参加者や利用者に配付するとともに、全国で開催した普及啓発事業の参加者にも配付し、募金広報を展開した。 イ. ホームページ、募金のチラシ、子どもゆめ基金ガイド、手提げ袋、クリアファイルに基金への募金依頼及び寄附者名を掲載することにより、多くの方々に募金広報と寄附者の紹介を行った。また、子どもゆめ基金ガイドに募金の振替払込書をつづり込むなど募金広報を充実させ、寄附希望者に対して便宜を図った。 また、平成 25 年度と平成 26 年度の寄附者に対して、寄付者名を掲載した手提げ袋やクリアファイルなどのグッズを送付し、寄附の継続を働きかけた。 ウ. ホームページの寄附者一覧のページを毎月更新し、寄附していただいた企業や機関・団体、個人の名前を迅速に公表した。 エ. 教育施設に募金箱を設置し、募金箱に子どもゆめ基金のチラシや振替払込書付きの募金のチラシを設置し、教育施設の利用者を対象に募金の周知を図った。 オ. センター構内設置の清涼飲料水等の自動販売機の売り上げの一部を寄附金として受け入れている。また、清涼飲料水販売会社と連携し、子どもゆめ基金の説明やキャラクターを表記した自動販売機を考案し、機構以外に設置した場合も同様に売り上げの一部を寄附金として受け入れている。 カ. 民間のカード会社と契約し、ポイント還元対象の一つとして「子どもゆめ基金へ募金」を設定し、寄附の拡充を図るとともに、子どもゆめ基金の周知を図った。 キ. 子どもゆめ基金の認知度を向上させるとともに、基金に対する一層の周知を図るため、以下の取組を実施した。 a. 子どもゆめ基金紹介リーフレットを作成し、各教育施設の教育事業の参加者や利用者に配付するとともに、全国で開催した普及啓発事業の参加者に配付した。																											

			行い、適切に管理する。		b. 「子どもゆめ基金」、「読書・手伝い・外あそび」、「かがやく先輩からのメッセージ」、「体験の風をおこそう」、「早ね早おき朝ごはん」と印刷した絆創膏 5 枚セットに、「かすり傷は、子どもの勲章！」とのメッセージを添えて、全教育施設で配付し話題性のある広報を行った。 ② 資金の確保 上記の取組の他、大口の出捐金（800,000,000 円）を獲得したことにより、平成 26 年度においては、民間からの出捐金として、807,694,769 円（累計額 911,892,237 円）を受け入れた。 （2）資金運用の実施状況 教育施設において子どもゆめ基金の窓口を設置し、子どもゆめ基金の周知に努めるとともに、民間出えん金の獲得に努めている。 民間からの出捐金の運用については、資金管理委員会の審議結果を踏まえ、元本保証があり、かつ、運用益の高い地方債券での運用を行っており、安全性と収入向上の両立を図っている。		
--	--	--	-------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－6	共通的事項				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立青少年教育振興機構法 第三条	業務に関連する 政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－3　青少年の健全育成	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成 2 7 年度） 2－3 行政事業レビューシート番号 0 0 7 1、0 0 7 2

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
—	計画値	—	—	—	—	—	—	—		決算額（百万円）	2,139	1,991	2,046	2,439	
	実績値	—	—	—	—	—	—	—		従事人員数（人）	336	335	333	332	
	達成度	—	—	—	—	—	—	—							

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
6. 共通的事項	6. 共通的事項	6. 共通的事項	6. 共通的事項	＜その他の指標＞ 【共通的事項】 広報の状況 ・インターネットやマスメディアの活用がなされているか。 ・青少年教育に関連するデータベースの構築・更新がなされているか。 ・刊行物等広報関係資料の配布がなされているか。 成果の普及の状況 ・開発したプ	＜業務報告書参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P9-1～12（第 9 章 1～5）	＜自己評価参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P9-12～13（第 9 章 6）	評価	B
上記の 1～5 に掲げる各業務間の有機的な連携を推進するとともに、各業務の性質に応じて、以下の内容について取り組む。 （1）広報の充実	上記の 1～5 に掲げる各業務間の有機的な連携を図るとともに、その特質に応じて、以下の事項を行う。 （1）広報の充実	（1）広報の充実	（1）広報の充実		1. 広報の充実 機構は、各教育施設の利用促進を図るため、青少年教育の理解を増進させ、機構の取組の周知を図り、教育施設の利用や事業に参加してもらうよう、対象者に応じて様々な広報を実施している。 平成 26 年度は、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動、子どもゆめ基金などの普及啓発、体験活動プログラムの実施方法や留意点などを分かりやすくまとめた冊子「体験・遊びナビゲーター2 安全に体験活動を実施するために」等の広報関係資料を作成し、広報の充実に努めた。 また、機構の取組の周知を図るため、新聞・雑誌への事業に関する記事連載、事業成果等のホームページでの提供、概要やリーフレット等の広報資料の配布を行った。さらに、教育施設の利用や事業参加を促進するため、直接訪問を基本にしつつ、郵送、ホームページ等により事業や利用案内などの広報資料を配布するなど、普及啓発事業を実施した。 これらの取組が一因となり、平成 26 年度の総利用者は、前年度に引き続き 500 万人を突破することができた。 （1）ホームページによる広報 機構ホームページでは、本部内の各部署及び各教育施設と連携し、事業の募集や成果の報告などの最新の情報を提供している。平成 26 年度においては、動画サイト YouTube を用いた活動紹介ページ「体験・遊びナビチャンネル」を開設し、体験活動の普及にも努めた（22 本の動画の投稿）。また、教育施設においては、Facebook ページの開設、動画での活動紹介、ホームページのリニューアル、メールマガジンの発行、ライブカメラの設置などホームページによる広報を充実させた。	＜評価と根拠＞ 評価：A 各種メディア等による広報の充実や公立青少年教育施設等に対する各業務の成果の普及、アンケート調査の実施や項目の見直し等による業務の点検・評価の推進、各業務における安全性の確保、民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進に積極的に努めた。 特に、国の喫緊の課題である子供の貧困対策に係る取組として、新たに「青少年の自立する力応援プロジェクト」を立		

	果的な広報を充実し、国民の青少年教育に対する理解を増進させる。	等の目的・内容及び成果並びに各施設の情報などについて、インターネットやマスメディアの積極的な活用、刊行物等広報関係資料の配付や青少年教育に関連するデータベースの構築・更新などにより、一層効果的かつ戦略的な広報を実施する。	アの積極的な活用として、機関紙等への連載、プレスリリースを行う。 ③青少年教育に関する情報について、ホームページや刊行物等の配布を通じて、国民にわかりやすく提供する。	ログラムを汎用性のあるプログラムとして提供するなどの工夫がなされているか。 ・様々な機会を活用して、適時適切な情報提供が行われているか。 ・成果の普及状況や公立施設・関係機関・団体等のニーズ把握のための各種情報収集が行われているか。	平成 26 年度の機構ホームページのトップページアクセス数は 349,991 件（前年度 295,343 件）であり、対前年度比で 18.5%の増加となった。 【経年比較】機構ホームページのトップページアクセス数（単位：件） <table><tr><th>年度</th><th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th></tr><tr><td>アクセス数</td><td>307,228</td><td>465,776</td><td>322,234</td><td>295,343</td><td>349,991</td></tr></table> （２）メディアの活用 機構では新たに、「体験・遊びナビゲーター」に掲載している活動例を広くかつ分かりやすく周知し、活動時の参考としてもらうことを目的に、株式会社フジテレビ KIDS と連携し、BS フジで放送されている「Be ポンキッキーズ」の 1 コーナーとして、子供たちと一緒に様々なことにチャレンジする企画「ガチャピン・ムックの体験ナビ」を、計 22 回（平成 26 年 4～7 月（計 13 回）、平成 27 年 1～3 月（計 9 回））放送した。また、同映像を「体験・遊びナビチャンネル」としてホームページにも掲載した。 （３）青少年教育に関する情報提供 ① 青少年教育に関するデータベース 機構ホームページの青少年教育情報ポータルにおいては、全国の青少年教育関係施設を紹介する「青少年活動場所ガイド」、各教育施設が実施した教育事業プログラムを紹介する「教育事業プログラム検索」、青少年教育関係資料の書誌情報を紹介する「青少年教育情報センター図書検索」、調査研究報告書の全文データを掲載する「調査研究報告書検索」などを提供している。 平成 26 年度の青少年教育情報ポータルアクセス数は 231,788 件（前年度 282,346 件）であり、対前年度比で 17.9%の減少となった。 ② 青少年教育情報センター 現在、青少年教育情報センターに所蔵している書籍・資料は、国・地方公共団体及び青少年関係機関・団体等が発行する答申や事業報告書、調査研究報告書等の行政資料・団体資料（約 32,600 冊）、青少年教育や青少年心理、学校教育・社会教育等の青少年教育関係図書（和書約 34,300 冊、洋書約 3,260 冊）、青少年教育関係機関等が発行する定期刊行物等（約 190 誌、約 22,800 冊）、青少年教育関係の DVD 等の視聴覚資料（約 2,100 本）である。 平成 26 年度新たに購入・収集した蔵書等数は、2,238 冊（前年度 2,819 冊）である。主な内訳は、行政資料・団体資料等 991 冊（前年度 872 冊）、一般図書 329 冊（前年度 227 冊）、定期刊行物等 908 冊（前年度 1,696 冊）、視聴覚資料 10 本（前年度 24 本）であった。なお、平成 26 年度の入館者数は、18,112 人（前年度 17,436 人）であった。 （４）広報関係資料の配布 本部では、機構や機構の実施した調査結果をわかりやすくまとめたリーフレットやポスターを作成し、青少年教育施設や大学、読書活動を推進している民間団体等に広く配布している。平成 26 年度はイベントへの出展、機構職員の講演などの機会においてもこれらの配布を行った。さらに、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動、子どもゆめ基金の広報資料については、全国規模の会議やイベント等を通じて配布した。 なお、各教育施設においては、保育所・幼稚園、学校、企業、スポーツ団体など対象別の利用促進チラシ、近隣の体験活動関連施設・団体との合同パンフレット、広報用 DVD や広報誌などを作成し、郵送及びイベント時に配布するとともに、職員が各機関に直接訪問して配布することを基本とした広報に特に力を入れて実施した。	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	アクセス数	307,228	465,776	322,234	295,343	349,991	ち上げ、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）に明記されている取組だけでなく、それ以外の取組として、児童養護施設等を退所後、高等教育機関に進学した学生の生活及び自立を支援する「学生サポーター」制度の創設を行い、12 名を 9 施設に配置するなど、機構を挙げた取組を行っていることなどから、A 評定とした。 【広報の充実】 広報については、関係団体をはじめ一般の方々に青少年教育への理解を増進していただき、機構の取組についての周知を図り、施設の利用や事業に参加してもらうことで、各教育施設の利用促進を図ることを目標としているところである。 【各業務の成果の普及】 機構の業務の成果等の活用・普及を図るため、活動プログラムや事業の運営方法等の成果について公立青少年教育施設等に対し積極的に情報提供を行った。 特に、平成 26 年度においては、機構で開発したプログラム等が公立施設等で 109 件活用されており、平成 25 年度に比べ 41 件も増加している。これは、教育施設職員が関係団体と連携し、ニーズに合ったプログラム開発の試行事業を実施した成果と言える。 【各業務の点検・評価の推進】 利用団体に対するア	況の把握に努めている ○各業務の点検・評価の推進 利用者に対するアンケート調査の結果、目標値 80%を大きく上回った 99.1%となっており、また、アンケートに記載された利用者からの要望等に対して改善策を講ずるなど施設の環境改善に努めている。○各業務における安全性の確保 施設職員に対する危機管理に関する教育が徹底されていた結果、平成 26 年度中、国立青少年教育施設を直撃した台風や地震などの災害に対して、利用者の安全確保をはじめとする対応が適切に行われた。施設職員に対する危機管理に関する教育が確実に行われている成果と言える。 ○民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進 各施設で共通カリキュラムに則って養成したボランティアの登録数が前年度比 264 名増加しているほか、ボランティアの主体的な参加促進のため、自主企画の機会を設けるなど、個人の成長に資するような仕組みとなっている。 また、政府の方針を踏まえ、「学生サポーター制度」を創設するなど、新たな取組も行われた。 以上のことにより、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから B 評定とした。 ＜今後の課題＞ ○広報の充実 青少年教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえて体験活動の重要性及び国立青少年教育振興機構の活動について広く国民に対して周知するため、広報戦略の見直しを行う必要がある。 ○各業務の普及 開発したプログラムの活用される数が増えるよう、試行事業を通して、公立青少年教育施設等との更なる連携協力体制について、更に強化する必要がある。 ＜WT 委員からの助言＞ 公立青少年教育施設等との試行事業などの取組を強化し、ナショナルセンターとしての役割を果たしていただきたい。
年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度														
アクセス数	307,228	465,776	322,234	295,343	349,991														
（２）各業務の成果の普及 各業務の成果について公立の青少年教育施設や関係機	（２）各業務の成果の普及 各業務の成果の普及を推進するため、公立の青少年教	（２）各業務の成果の普及 各業務の成果等の活用・普及を図るため、関係機	安全性の確保の状況 ・日常的に施設設備の安全点検が実施されているか。	2. 各業務の成果の普及 機構の業務の成果等の活用・普及を図るため、活動プログラムや事業の運営方法等の成果について公立青少年教育施設等に対し積極的に情報提供を行った。 （１）成果を普及するための取組（表 9-1 参照） 機構が開発した活動プログラムや、特色ある研修支援プログラム等を公立施設等に普及するため、88 件（対前年度比 16 件増加）の報告書等を 40,263 部（対前年度比 12,815 部減）作成・発行															

関・団体等への普及を積極的に推進する。	育施設や関係機関・団体等に対して、以下の取組により、情報提供等の充実を行う。 ①開発したプログラムを公立の青少年教育施設等で活用できるよう汎用性のあるプログラムとして提供するなどの工夫を行う。 ②ホームページや各種資料、全国的・都道府県規模の会議、その他様々な機会を活用して、適時適切な情報提供を行う。 ③各業務の成果の普及状況及び公立の青少年教育施設や関係機関・団体等のニーズなどを把握するため、各種情報収集を行う。	関・団体や公立青少年教育施設に対して、以下のことを実施する。 ① 開発したプログラム等の普及を図るため、関係機関・団体や公立青少年教育施設等と連携したフォーラム等の開催や各種団体等の研究会などを活用する。 ②事業報告書の配布やホームページへの掲載等、広く普及を図る。 ③関係機関・団体や公立青少年教育施設等との連携を促進するとともに利用促進広報活動を通じて、必要としている情報やニーズを把握する。	・ヒヤリ・ハット事例の蓄積、施設間での共有がなされ、公立施設等外部の機関に対して、体験活動の安全性の確保に関する発信がなされているか。 ・安全マニュアルの整備・充実やその遵守に取り組まれているか。 ・職員研修、利用者への安全指導の徹底が行われているか。 民間団体等の参画状況 ・民間団体・企業等の参画を得た事業等が実施されているか。 ・各分野の専門的な指導者の協力を得た事業運営に取り組まれているか。 ・ボランティアの登録・研修が進められているか。	し、全国の青少年教育施設、教育委員会等に配布した。 ホームページには、報告書を掲載するとともに、各教育施設で開発した活動プログラムの紹介や、教育施設周辺の情報提供などの情報を掲載した。 また、成果の普及に当たっては、より効果的な成果の普及となるよう、報告書の配布先の検討を行い、計画的な配布を行ったほか、各教育施設において、教育機関、青少年団体等を訪問し、具体的な事業内容の説明や協力依頼を行った。 さらに、平成 26 年度から、成果を意図的・計画的に公立青少年教育施設等に普及させるため、実際に公立青少年教育施設等でプログラム等が実施されるように試行事業として取り組んだ。	表 9-1 報告書等の作成状況 <table><tr><th>区 分</th><th>作成件数</th><th>作成施設数</th><th>総発行部数</th><th>HP 掲載数</th></tr><tr><td>単一の事業実施報告書</td><td>48</td><td>18</td><td>6,244</td><td>39</td></tr><tr><td>実施事業を取りまとめた報告書</td><td>19</td><td>15</td><td>10,151</td><td>9</td></tr><tr><td>所報等に事業概要を記載した報告書</td><td>8</td><td>8</td><td>9,568</td><td>5</td></tr><tr><td>パンフレット等の簡易な報告書</td><td>10</td><td>7</td><td>11,100</td><td>6</td></tr><tr><td>その他</td><td>3</td><td>3</td><td>3,200</td><td>1</td></tr><tr><td>合 計</td><td>88</td><td>51</td><td>40,263</td><td>60</td></tr></table> 【経年比較】事業報告書作成件数及び刊行部数 (単位：件) <table><tr><th>区分</th><th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th></tr><tr><td>作成件数</td><td>47</td><td>62</td><td>79</td><td>72</td><td>88</td></tr><tr><td>総発行部数</td><td>48,503</td><td>42,432</td><td>39,947</td><td>53,078</td><td>40,263</td></tr></table> (2) 成果の普及状況 (表 9-2 参照) 機構が開発したプログラムや教材、運営方法が、公立施設等で活用された件数は 109 件 (対前年度比 41 件増) である。活用された件数が増加した要因は、施設職員が関係団体と連携し、ニーズに合ったプログラム開発の試行事業を実施したからである。 【取組事例①】 信州高遠では、本部青少年教育研究センターと協力し「自然と人とのかかわりに関するアンケート調査票」を開発した。企画委員会のメンバーである宮崎県御池青少年自然の家でも事業実施前後の変容を調べるために本調査を活用した。また、北海道立青少年活動施設の 6 施設で実施した自然や環境に関する事業においても、今回開発したアンケート調査票を活用している。 【取組事例②】 11 月に実施した全国青少年教育施設所長会議と 2 月に実施した青少年教育施設研究集会において「国立青少年教育施設事業の活用状況アンケート」を今年度初めて実施し、公立施設等から、国立青少年教育施設の開発した活動プログラムや特色ある研修支援プログラムについて具体的な普及・活用の実態を把握することができた。 具体的には、沖縄県立玉城青少年の家から、沖縄の「無人島アドベンチャー事業」を参考に「ハーリー体験」「魚料理体験」を親子で行い、好評を得たとの記載があった。 また、長野県望月少年自然の家から、信州高遠の「タイニーキャンプ」を参考に「望月タイニーキャンプ」を 4 年間実施し、1 回 40 人の募集に対し、3 倍の応募があるとの記載があった。 さらに、横浜市立野島青少年研修センターからは、能登の「いかだ作りプログラム」におけるいかだの作り方や材料について、事業の参考にした等の記述が記載されていた。 公立施設等における平成 26 年度の活用状況は表 9-2 のとおりである。	区 分	作成件数	作成施設数	総発行部数	HP 掲載数	単一の事業実施報告書	48	18	6,244	39	実施事業を取りまとめた報告書	19	15	10,151	9	所報等に事業概要を記載した報告書	8	8	9,568	5	パンフレット等の簡易な報告書	10	7	11,100	6	その他	3	3	3,200	1	合 計	88	51	40,263	60	区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	作成件数	47	62	79	72	88	総発行部数	48,503	42,432	39,947	53,078	40,263	ンケート調査については、利用者の要望・意見を取り入れ改善策を講じるとともに、効果的に施設運営に反映できるようなアンケート項目自体も見直した。 平成 28 年度から「新施設利用アンケート」を本格実施できるよう、平成 27 年度においては全教育施設で試行的に実施することとしている。 【各業務における安全性の確保】 日常的な施設整備の点検実施をはじめ、利用者の安全の確保に努め、各種講習等への参加を通じて職員の危機管理意識の涵養や対応能力の向上を図った。また、安全管理マニュアルの整備更新を随時行うとともに、ポータルサイトを通じた情報共有に努めるなど、その充実が図られた。さらに、安全性の確保に関する情報発信として、「事故事例集」を平成 23 年度より編集し、公立青少年教育施設等の外部機関に対して発信するとともに、利用者に対しても、安全安心に関する指導を日頃より行った。 【民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進】 各教育施設においては、事業の企画段階から教育委員会、青少年団体、NPO 法人、企業等と連携するとともに、各分野の指導者及び専門家の協力を得て、平成 26 年度は 109 事業を関係団体等と共催で実施した。	<今後の課題>
区 分	作成件数	作成施設数	総発行部数	HP 掲載数																																																								
単一の事業実施報告書	48	18	6,244	39																																																								
実施事業を取りまとめた報告書	19	15	10,151	9																																																								
所報等に事業概要を記載した報告書	8	8	9,568	5																																																								
パンフレット等の簡易な報告書	10	7	11,100	6																																																								
その他	3	3	3,200	1																																																								
合 計	88	51	40,263	60																																																								
区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																																							
作成件数	47	62	79	72	88																																																							
総発行部数	48,503	42,432	39,947	53,078	40,263																																																							

				<table><tr><td>ウ</td><td>教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された</td><td>6</td><td>18</td></tr><tr><td>エ</td><td>教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>オ</td><td>その他</td><td>5</td><td>9</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>28</td><td>109</td></tr></table> （注）「活動プログラム」とは、登山やオリエンテーリング等の一つ一つの活動内容を指し、これらを組み合わせた一連のものを「プログラム」という。 【経年比較】公立施設等での活用状況（単位：件） <table><tr><th>成</th><th>果</th><th>平成22年度</th><th>平成23年度</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th></tr><tr><td rowspan="2">ア 教育施設で開発したプログラムが、公立施設等で活用・実施された</td><td>教育施設数</td><td>10</td><td>11</td><td>9</td><td>7</td><td>9</td></tr><tr><td>件数（件）</td><td>11</td><td>30</td><td>24</td><td>13</td><td>23</td></tr><tr><td rowspan="2">イ 教育施設で開発した活動プログラムが、公立施設等で活用・実施された</td><td>教育施設数</td><td>9</td><td>4</td><td>3</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>件数（件）</td><td>22</td><td>5</td><td>4</td><td>38</td><td>56</td></tr><tr><td rowspan="2">ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された</td><td>教育施設数</td><td>5</td><td>3</td><td>6</td><td>7</td><td>6</td></tr><tr><td>件数（件）</td><td>5</td><td>6</td><td>17</td><td>8</td><td>18</td></tr><tr><td rowspan="2">エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された</td><td>教育施設数</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>7</td><td>2</td></tr><tr><td>件数（件）</td><td>56</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>3</td></tr><tr><td rowspan="2">オ その他</td><td>教育施設数</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><td>件数（件）</td><td>18</td><td>7</td><td>5</td><td>2</td><td>9</td></tr><tr><td rowspan="2">合 計</td><td>教育施設数</td><td>32</td><td>24</td><td>24</td><td>29</td><td>28</td></tr><tr><td>件数（件）</td><td>112</td><td>55</td><td>57</td><td>68</td><td>109</td></tr></table> （３）ニーズの把握等各種情報収集 各教育施設においては、教育事業の企画立案の際に利用者のニーズや施設の立地条件を踏まえて情報収集を行っている。 継続して実施する事業については、以前の事業実施の際のアンケートを分析して、事業評価や今後の事業への要望を把握するほか、新規に実施する事業については、企画の前段階で、事業参加対象者や関係施設・団体等に対して、事前のアンケート調査等を行い、要望等を把握することにより、ニーズの把握に努めている。 その他、利用団体に対するアンケート調査や全国的な連絡会、協議会等各事業においても、関係機関・団体等のニーズの把握に努めているとともに、他機関と事業連携していく中でもニーズの把握に努めている。さらに、リピー特団体からの要望についても把握に努めている。 なお、活用事例は、全教育施設から事業実績シートを活用して収集している。	ウ	教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	6	18	エ	教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	2	3	オ	その他	5	9	計		28	109	成	果	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	ア 教育施設で開発したプログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	10	11	9	7	9	件数（件）	11	30	24	13	23	イ 教育施設で開発した活動プログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	9	4	3	6	6	件数（件）	22	5	4	38	56	ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	5	3	6	7	6	件数（件）	5	6	17	8	18	エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	5	4	4	7	2	件数（件）	56	7	7	7	3	オ その他	教育施設数	3	2	2	2	5	件数（件）	18	7	5	2	9	合 計	教育施設数	32	24	24	29	28	件数（件）	112	55	57	68	109	また、法人ボランティアは2,258人登録しており、平成25年度に比べ264人増加している。 さらに、法人ボランティアの主体的な参画を推進するため、法人ボランティアによる自主企画の教育事業を実施した。 加えて、子供の貧困対策に係る取組として、経済的に困難な状況にある学生の生活及び自立を支援するため、「学生サポーター」制度を創設し、12人の学生等を学生サポーターに委嘱、9施設に配置することとした。 ＜課題と対応＞ 広報については、今後更なる充実を図るため、ホームページの見直しなどを検討していくことが必要である。 各業務における安全性の確保については、引き続き、職員の危機管理意識の涵養や対応能力の向上のため、必要に応じた研修の実施やマニュアルの整備、利用者への安全指導の徹底等を図る。また、安全性の確保に関する情報発信について、内容の充実が課題であり、今後は公立青少年教育施設等の的確なニーズ把握に基づく提供情報の質の向上を図る。 法人ボランティアの参画の推進については、各教育施設に配置しているボランティア・コーディネーターを通じて、全教育施設で法人ボランティアが事業運営に
ウ	教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	6	18																																																																																																							
エ	教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	2	3																																																																																																							
オ	その他	5	9																																																																																																							
計		28	109																																																																																																							
成	果	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																																																																				
ア 教育施設で開発したプログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	10	11	9	7	9																																																																																																				
	件数（件）	11	30	24	13	23																																																																																																				
イ 教育施設で開発した活動プログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	9	4	3	6	6																																																																																																				
	件数（件）	22	5	4	38	56																																																																																																				
ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	5	3	6	7	6																																																																																																				
	件数（件）	5	6	17	8	18																																																																																																				
エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	5	4	4	7	2																																																																																																				
	件数（件）	56	7	7	7	3																																																																																																				
オ その他	教育施設数	3	2	2	2	5																																																																																																				
	件数（件）	18	7	5	2	9																																																																																																				
合 計	教育施設数	32	24	24	29	28																																																																																																				
	件数（件）	112	55	57	68	109																																																																																																				
（３）各業務の点検・評価の推進 各業務及び事業に関する自己点検・評価を実施するとともに、自己点検・評価の結果について外部検証を行い、その結果を業務の改善	（３）各業務の点検・評価の推進 各業務及び事業の検証を行うため、対象者や団体に対してアンケート調査等を行い、その結果を随時改善に活かす。また、毎年度、	（３）各業務の点検・評価の推進 90％以上の事業参加者及び80％以上の研修利用団体から「満足」・「有意義」などのプラスの評価を得られるよう事業の質の向上を	3. 各業務の点検・評価の推進 （１）アンケート調査の実施と業務改善への反映状況 ① アンケート調査の概要 教育機能と利用者サービスの一層の向上を図るため、利用団体の代表者を対象とするアンケート調査を全教育施設で実施した。 アンケート調査では、満足度を把握するとともに、自由記述や聞き取りにより不満要因を把握し、改善に努めた。 ② アンケート調査の結果 ア. 満足度について（表9-3参照） 総合的な満足度について、アンケート調査の回答数は18,132件（数字について確認）で、「満足」と「やや満足」を合わせると99.1％（対前年度比0ポイント）であり、中期目標に掲げられた「平均80％以上の利用団体からプラスの評価が得ること」という目標値を大きく上回った（4-1頁参照）。また、それ以外の項目の満足度は、表9-3のとおりである。																																																																																																							

に反映させる。 また、複数の候補案件から事業を選択するに当たっては、適切な方法により、審査・実施過程を透明化するとともに、案件の厳選による効率的な事業を展開する。	業務全般に関する自己点検・評価を行うとともに、第三者による外部評価を実施し、評価結果を業務の改善に反映する。 図る。また、アンケート調査をもとに、事業参加者のニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。 また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。	表 9-3 教育施設の利用に伴う満足度 <table><tr><th>質 問 項 目</th><th>満 足</th><th>やや満足</th><th>やや不満</th><th>不 満</th></tr><tr><td rowspan="3">教育施設を使用しての総合的な満足度</td><td>15,354 件</td><td>2,610 件</td><td>157 件</td><td>11 件</td></tr><tr><td>84.7%</td><td>14.4%</td><td>0.8%</td><td>0.1%</td></tr><tr><td colspan="2">99.1%</td><td colspan="2">0.9%</td></tr><tr><td rowspan="3">事前の情報提供</td><td>13,919 件</td><td>3,259 件</td><td>228 件</td><td>19 件</td></tr><tr><td>79.9%</td><td>18.7%</td><td>1.3%</td><td>0.1%</td></tr><tr><td colspan="2">98.6%</td><td colspan="2">1.4%</td></tr><tr><td rowspan="3">職員等の教育的支援</td><td>15,912 件</td><td>2,009 件</td><td>195 件</td><td>32 件</td></tr><tr><td>87.6%</td><td>11.1%</td><td>1.1%</td><td>0.2%</td></tr><tr><td colspan="2">98.7%</td><td colspan="2">1.3%</td></tr><tr><td rowspan="3">職員の電話や窓口での対応</td><td>16,757 件</td><td>1,468 件</td><td>126 件</td><td>17 件</td></tr><tr><td>91.2%</td><td>8.0%</td><td>0.7%</td><td>0.1%</td></tr><tr><td colspan="2">99.2%</td><td colspan="2">0.8%</td></tr><tr><td rowspan="3">活動プログラム</td><td>10,575 件</td><td>1,924 件</td><td>97 件</td><td>13 件</td></tr><tr><td>83.9%</td><td>15.2%</td><td>0.8%</td><td>0.1%</td></tr><tr><td colspan="2">99.1%</td><td colspan="2">0.9%</td></tr></table> (注) アンケート調査の回答のうち、項目ごとの回答数と割合を算出。 【経年比較】アンケート実施結果の満足度 <table><tr><th>質問項目</th><th>平成22年度</th><th>平成23年度</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th></tr><tr><td>総合的な満足度</td><td>98.7%</td><td>98.7%</td><td>99.0%</td><td>99.1%</td><td>99.1%</td></tr><tr><td>事前の情報提供</td><td>97.8%</td><td>98.3%</td><td>98.6%</td><td>98.3%</td><td>98.6%</td></tr><tr><td>職員等の教育的支援</td><td>98.1%</td><td>98.3%</td><td>98.7%</td><td>98.7%</td><td>98.7%</td></tr><tr><td>職員の電話や窓口での対応</td><td>98.9%</td><td>99.0%</td><td>98.9%</td><td>99.3%</td><td>99.2%</td></tr><tr><td>活動プログラム</td><td>98.4%</td><td>98.6%</td><td>99.2%</td><td>99.0%</td><td>99.1%</td></tr></table> イ. 教育施設の利用情報について (表 9-4 参照) 教育施設を利用したきっかけについては、「以前から利用している」が最も多く 73.7%を占め、次いで「ホームページ」が 9.9%、「利用者から話を聞いて」が 7.4%などの順となっている。 表 9-4 「教育施設を利用したきっかけ」の回答結果 (複数回答) <table><tr><th>項 目</th><th>回答件数</th><th>割 合</th></tr><tr><td>以前から利用している</td><td>13,590</td><td>73.7%</td></tr><tr><td>ホームページを見て</td><td>1,827</td><td>9.9%</td></tr><tr><td>利用者から話を聞いて</td><td>1,358</td><td>7.4%</td></tr><tr><td>他団体の研修に参加して (学校で利用して)</td><td>813</td><td>4.4%</td></tr><tr><td>パンフレットを見て</td><td>199</td><td>1.1%</td></tr><tr><td>教育施設の企画事業に参加して</td><td>116</td><td>0.6%</td></tr><tr><td>新聞・テレビ・ラジオ・雑誌・広報誌等</td><td>65</td><td>0.4%</td></tr><tr><td>各種報告書などの出版物</td><td>51</td><td>0.3%</td></tr><tr><td>その他</td><td>412</td><td>2.2%</td></tr></table> (注) センターを除く。 ③ 利用者サービス向上の主な取組状況 (表 9-5 参照) 利用者の意見や要望等を取り入れて改善した事例は、表 9-5 のとおりである。 表 9-5 利用者の要望・意見を取り入れて改善した事例 <table><tr><th>要 望 ・ 意 見</th><th>改 善 点</th></tr><tr><td>ホームページに必要な情報が不足</td><td>ホームページは、関連する情報を 1 か所にまとめるなど</td></tr></table>	質 問 項 目	満 足	やや満足	やや不満	不 満	教育施設を使用しての総合的な満足度	15,354 件	2,610 件	157 件	11 件	84.7%	14.4%	0.8%	0.1%	99.1%		0.9%		事前の情報提供	13,919 件	3,259 件	228 件	19 件	79.9%	18.7%	1.3%	0.1%	98.6%		1.4%		職員等の教育的支援	15,912 件	2,009 件	195 件	32 件	87.6%	11.1%	1.1%	0.2%	98.7%		1.3%		職員の電話や窓口での対応	16,757 件	1,468 件	126 件	17 件	91.2%	8.0%	0.7%	0.1%	99.2%		0.8%		活動プログラム	10,575 件	1,924 件	97 件	13 件	83.9%	15.2%	0.8%	0.1%	99.1%		0.9%		質問項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	総合的な満足度	98.7%	98.7%	99.0%	99.1%	99.1%	事前の情報提供	97.8%	98.3%	98.6%	98.3%	98.6%	職員等の教育的支援	98.1%	98.3%	98.7%	98.7%	98.7%	職員の電話や窓口での対応	98.9%	99.0%	98.9%	99.3%	99.2%	活動プログラム	98.4%	98.6%	99.2%	99.0%	99.1%	項 目	回答件数	割 合	以前から利用している	13,590	73.7%	ホームページを見て	1,827	9.9%	利用者から話を聞いて	1,358	7.4%	他団体の研修に参加して (学校で利用して)	813	4.4%	パンフレットを見て	199	1.1%	教育施設の企画事業に参加して	116	0.6%	新聞・テレビ・ラジオ・雑誌・広報誌等	65	0.4%	各種報告書などの出版物	51	0.3%	その他	412	2.2%	要 望 ・ 意 見	改 善 点	ホームページに必要な情報が不足	ホームページは、関連する情報を 1 か所にまとめるなど	参画できるよう推進していく。 学生サポーター制度については、平成 27 年度は、制度の趣旨に資するよう、学生サポーターを多様な業務に従事させ、必要な研修を実施する等、制度の適正な運用に努めるとともに、真に支援を必要としている学生のための制度となるよう、募集時期の見直し等、制度の改善を行う。
質 問 項 目	満 足	やや満足	やや不満	不 満																																																																																																																																											
教育施設を使用しての総合的な満足度	15,354 件	2,610 件	157 件	11 件																																																																																																																																											
	84.7%	14.4%	0.8%	0.1%																																																																																																																																											
	99.1%		0.9%																																																																																																																																												
事前の情報提供	13,919 件	3,259 件	228 件	19 件																																																																																																																																											
	79.9%	18.7%	1.3%	0.1%																																																																																																																																											
	98.6%		1.4%																																																																																																																																												
職員等の教育的支援	15,912 件	2,009 件	195 件	32 件																																																																																																																																											
	87.6%	11.1%	1.1%	0.2%																																																																																																																																											
	98.7%		1.3%																																																																																																																																												
職員の電話や窓口での対応	16,757 件	1,468 件	126 件	17 件																																																																																																																																											
	91.2%	8.0%	0.7%	0.1%																																																																																																																																											
	99.2%		0.8%																																																																																																																																												
活動プログラム	10,575 件	1,924 件	97 件	13 件																																																																																																																																											
	83.9%	15.2%	0.8%	0.1%																																																																																																																																											
	99.1%		0.9%																																																																																																																																												
質問項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																																																																																																										
総合的な満足度	98.7%	98.7%	99.0%	99.1%	99.1%																																																																																																																																										
事前の情報提供	97.8%	98.3%	98.6%	98.3%	98.6%																																																																																																																																										
職員等の教育的支援	98.1%	98.3%	98.7%	98.7%	98.7%																																																																																																																																										
職員の電話や窓口での対応	98.9%	99.0%	98.9%	99.3%	99.2%																																																																																																																																										
活動プログラム	98.4%	98.6%	99.2%	99.0%	99.1%																																																																																																																																										
項 目	回答件数	割 合																																																																																																																																													
以前から利用している	13,590	73.7%																																																																																																																																													
ホームページを見て	1,827	9.9%																																																																																																																																													
利用者から話を聞いて	1,358	7.4%																																																																																																																																													
他団体の研修に参加して (学校で利用して)	813	4.4%																																																																																																																																													
パンフレットを見て	199	1.1%																																																																																																																																													
教育施設の企画事業に参加して	116	0.6%																																																																																																																																													
新聞・テレビ・ラジオ・雑誌・広報誌等	65	0.4%																																																																																																																																													
各種報告書などの出版物	51	0.3%																																																																																																																																													
その他	412	2.2%																																																																																																																																													
要 望 ・ 意 見	改 善 点																																																																																																																																														
ホームページに必要な情報が不足	ホームページは、関連する情報を 1 か所にまとめるなど																																																																																																																																														

				している。また、利用ガイドにおいて必要な書類や情報が、どこに記載されているのかが分かりにくい。 見やすくするとともに、情報の変更の際には迅速に更新した。 また、利用ガイドは、不足情報や記載形式について検討し、平成 27 年度、改訂することとした。 食物アレルギーについて、施設と食堂に同様の書類を提出しているので、連携してほしい。 食物アレルギーの対応が必要な団体に対して食堂が送付している書類を、施設の利用申込書一式に含めることで、事前に利用団体の手元に届くようにした。 (2) アンケート項目の見直し 本部においては研究センターと連携し、各教育施設における利用団体の施設利用に対する意見の把握、及び集約した意見をより効果的に施設運営に反映させることができるよう、施設利用アンケートの見直しを行うこととした。平成 26 年度は、見直した新施設利用アンケートの第 1 回試行事前調査を 4 施設において 20 団体に対し実施した。平成 27 年度、全施設で 270 団体に対し第 2 回試行事前調査を実施した上で、平成 28 年度から新施設利用アンケートを本格実施する予定である。 (3) 業務全般に関する自己点検・評価の実施状況 各教育施設においては、業務実績シートを作成し、当該年度における自己点検・評価を行うとともに、本部へ業績を報告している。本部においては、施設から報告された業務活動等の状況及び本部の状況について自己点検・評価を行い、その内容を自己点検・評価報告書としてまとめている。 (4) 第三者による外部評価とその結果を活かした業務改善 機構においては、文部科学省独立行政法人評価委員会による評価を受けるに当たって、業務活動等の状況について自己点検・評価を行い、その自己評価等について外部有識者からなる機構評価委員会より評価や指摘等をいただいている。委員からの指摘事項については、各部署に速やかに伝達し対応を検討するとともに、フォローアップを行い業務改善に努めるとともに、対応状況をまとめ、機構評価委員会へ報告している。		
	(4) 各業務における安全性の確保 各業務の実施に当たっては、利用者、関係者及び職員等の安全の確保に万全を期する。	(4) 各業務における安全性の確保 各業務の実施に当たっては、自然災害等への対応も含めて、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図るため、日常的に施設設備の安全点検を行う。また、事故等につながるような事例を蓄積し、各施設間で共有するとともに、安全管理マニュアルの整備・充実やその遵守、職員等に対する安全指導に関	(4) 各業務における安全性の確保 利用者や事業参加者及び職員等の安全を確保するため、以下の方策を講じる。 ①「安全管理マニュアル」や「危険度の高い活動プログラム安全対策マニュアル」などの改善・充実を図り、遵守する。 ②日常的な施設設備及び教材教具類の保守点検を実施する。 ③安全管理情報の共有化を図るための	4. 各業務における安全性の確保 (1) 日常的な施設整備の安全点検の実施状況 「独立行政法人国立青少年教育振興機構危機管理基本方針」を踏まえ、教育施設における「危機管理マニュアル等の作成指針」を定めており、各教育施設は、その実情に即して危機管理マニュアル等の整備、必要な事項の整理を行うとともに、日常的な施設整備の点検実施をはじめ、フィールドに関する情報収集や実地踏査の実施等、利用者の安全の確保に努めているほか、外部機関が主催する応急救護や消火・消防、危険物取扱、安全運転・衛生などに関する講習等への参加を通じ、職員の危機管理意識の涵養や対応能力の向上を図っている。 本部においては、特に梅雨や台風、降雪の時期における防災体制の強化について適時適切に教育施設に周知し、利用者の安全確保や施設設備の安全点検の徹底を図ったほか、機構の緊急連絡網等の連絡体制を随時更新し、教育施設を含めた幹部職員・関係者への情報共有を図り、危機発生時の対応の徹底を図るとともに、災害等の危機が発生する恐れのある場合に、事前対策を講じるための準備体制の検討を開始した。 また、各教育施設における事故発生状況を取りまとめ、発生時期や発生場所及び被害者属性別の事故傾向を分析し、各教育施設次長が一堂に会する会議において、その結果を事故防止対策のための基礎情報として共有した。 (2) ヒヤリ・ハット事例の蓄積・共有、外部への発信 本部においては、各教育施設において平成 25 年度に発生した利用者の傷病を活動内容別及び傷病別に集計するとともに、平成 24 年度から平成 25 年度までに発生した傷病事例の中から、危険度が高い、又は発生頻度が高い事故事例を 17 件選出し、その概要、原因及び改善策についてとりまとめたものを「事故事例集」として編纂し、「全国青少年教育施設研究集会」において参加者に配布するなど、公立青少年教育施設等の関係機関に発信した。 また、体験活動安全管理研修（山編、水辺編）を通じて、事故事例研究、事故の法的責任及び体験活動における指導と安全管理の実際など、ヒヤリ・ハット事例を含む利用者の安全確保や施設設備の安全点検に係る情報について、国公立青少年教育施設職員、教育委員会担当者、民間事業者等の参加者に発信している。		

	する研修、利用者への安全指導の徹底等を行う。	「事 故 事 例 集」を改訂・配布する。 ④関係機関や民間団体と連携し、国公立青少年教育施設職員や民間事業者等の安全意識の高揚及び指導技術向上のための安全管理研修を実施する。																																								
（５）民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進 各業務の実施に当たっては、「新しい公共」の観点を踏まえ、民間団体・企業・ボランティア等の参画を推進する。	（５）民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進 青少年等の多様なニーズに応え、各業務を実施するため、内容に応じて、民間団体・企業等の参画を得て、事業等を行う。また、ボランティア等の参画機会の拡充を図るため、ボランティアの登録・研修を進めるとともに、各分野の専門的な指導者の協力を得た事業運営に取り組む。	（５）民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進 ①課題とニーズを踏まえ、民間団体・企業等の参画とともに、各分野の専門的な指導者の協力を得て、事業等を行う。 ②ボランティア制度の見直しを踏まえ、事業の企画立案・実施運営に参画するボランティアの更なる養成に取り組み、活用の推進を図る。	（３）安全管理マニュアルの整備・充実やその遵守 教育施設が作成している「危機管理マニュアル」及び平成 21 年度に策定した「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」については、本部において最新の更新内容を把握するため最新版のマニュアルの提出を求め、更新内容の把握に努めた。 また、平成 26 年度から「安全管理関連ポータルサイト」を開設し、本部及び全教育施設の「危機管理マニュアル」「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」を役職員間で随時共有することを可能とし、各施設ノウハウの共有を促進し、安全管理の徹底を図った。 （４）利用者への安全指導の徹底 利用前の事前打ち合わせにおいて、団体に対し安全管理について説明を行うとともに、利用時においても、入所時や朝夕のつどい、活動プログラム説明時などに安全な活動や留意点について、活動プログラム実施時の用具の使い方や動植物の危険性などについて説明を行う等、安心安全に関する指導を日頃より行っている。 ５．民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進 （１）民間団体・企業等の参画を得た事業（表 9-6 参照） 各教育施設においては、事業の企画段階から教育委員会、青少年団体、NPO 法人、企業等と連携するとともに、各分野の指導者及び専門家の協力を得て事業を実施している。 平成 26 年度は、国や都道府県・市町村をはじめ関係機関・施設・団体等と連携し、109 事業を共催で実施した。 表 9-6 共催事業の実施状況 <table><tr><th>機 関 ・ 団 体 区 分</th><th>延べ事業数</th><th>実 施 事 業 例</th></tr><tr><td>都道府県教育委員会</td><td>6</td><td>ハイスクールフェス 2014in らうす（大雪）</td></tr><tr><td>市町村教育委員会</td><td>20</td><td>幼児キャンプ 2014（妙高）</td></tr><tr><td>青少年教育施設</td><td>19</td><td>ファミリー防災キャンプ（岩手山）</td></tr><tr><td>大学等高等教育機関</td><td>15</td><td>九州環境ユースミーティング IN ASO（阿蘇）</td></tr><tr><td>青少年教育関係機関・団体等</td><td>67</td><td>海湖の自然学校（若狭）</td></tr><tr><td>合 計</td><td>127</td><td></td></tr></table> （注）１事業に複数の機関が共催しているため、実事業数は 109 事業である。 【経年比較】共催事業の実施状況 <table><tr><th>区分</th><th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th></tr><tr><td>実 事 業 数</td><td>35</td><td>38</td><td>58</td><td>95</td><td>109</td></tr><tr><td>延べ事業数</td><td>47</td><td>44</td><td>63</td><td>109</td><td>127</td></tr></table> 【取組事例】「幼児キャンプ 2014」 妙高においては、幼児期の豊かな体験活動と集団宿泊体験を通して、自己有能感やコミュニケーション能力を向上させるとともに、社会性を獲得することを目的に、妙高市教育委員会と共催で「幼児キャンプ 2014」を実施した。なお、本事業では、四季を通じた幼児主体のプログラムを展開しているとともに、幼稚園教諭や保育士の自然体験活動に関する資質の向上、保護者への子育て支援拡充も念頭に事業を実施している。 幼児主体のプログラムでは、昆虫探しから源流探検まで、多様な自然体験活動を提供することで、自発的に遊ぶことや、自然の事象に興味を持ち、自ら関わる等の姿が見られた。 また、子育て支援プログラムでは、保護者同士の本音での話し合いを通して、子育てに対する安心感や意欲を育むことができた。 （２）法人ボランティアの状況 ① 法人ボランティアの養成と活動状況（表 9-7 参照） 教育施設においては、共通カリキュラムのもと、青少年教育の一環として青少年等を対象に、ボ	機 関 ・ 団 体 区 分	延べ事業数	実 施 事 業 例	都道府県教育委員会	6	ハイスクールフェス 2014in らうす（大雪）	市町村教育委員会	20	幼児キャンプ 2014（妙高）	青少年教育施設	19	ファミリー防災キャンプ（岩手山）	大学等高等教育機関	15	九州環境ユースミーティング IN ASO（阿蘇）	青少年教育関係機関・団体等	67	海湖の自然学校（若狭）	合 計	127		区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	実 事 業 数	35	38	58	95	109	延べ事業数	47	44	63	109	127
機 関 ・ 団 体 区 分	延べ事業数	実 施 事 業 例																																								
都道府県教育委員会	6	ハイスクールフェス 2014in らうす（大雪）																																								
市町村教育委員会	20	幼児キャンプ 2014（妙高）																																								
青少年教育施設	19	ファミリー防災キャンプ（岩手山）																																								
大学等高等教育機関	15	九州環境ユースミーティング IN ASO（阿蘇）																																								
青少年教育関係機関・団体等	67	海湖の自然学校（若狭）																																								
合 計	127																																									
区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																					
実 事 業 数	35	38	58	95	109																																					
延べ事業数	47	44	63	109	127																																					

ランティア養成研修を実施している。

平成 26 年度に同養成事業を修了し、機構が実施する事業の運営や指導の補助等の活動を希望し登録したボランティア（以下「法人ボランティア」という。）は、2,258 人（対前年度比 264 人増）であり、延べ 7,646 人（対前年度比 1,923 人増）が実際に活動に携わった。

また、本部においては、各教育施設のボランティア養成研修、及びボランティアの活用の現状と課題を踏まえ、ボランティア・コーディネーター研修を開催し、当該コーディネーターの資質・能力の向上及び活用の推進を図った。併せて、ボランティア・コーディネーターの役割や養成研修の方針・企画立案・運営上の留意点、ボランティア登録に係る事務手続き等をまとめた「ボランティア・コーディネーターハンドブック」を編纂し、各教育施設に配布した。

表 9-7 法人ボランティアの養成及び活動状況

養成者数	事業	事業別活動延人数	活動延総人数
2,258 (1,994)	教育事業	7,041 (4,840)	7,646 (5,723)
	研修支援	605 (345)	

（注 1）（ ）の数値は前年度の数値である。

（注 2）活動延べ人数は、法人ボランティア 1 名が 1 日活動した場合を「1 人」として集計。

【経年比較】法人ボランティアの養成状況（単位：人）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
養成者数	1,835	2,051	1,994	2,258

【経年比較】法人ボランティアの活動状況（単位：人）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
活動延人数（教育事業）	3,701	4,268	4,840	7,041
活動延人数（研修支援）	151	136	345	605
活動延総人数	4,450	5,490	5,723	7,646

② 法人ボランティアへの研修と参画の推進

教育施設においては、法人ボランティアの資質・能力の向上と教育事業の円滑な運営を図る目的で、主に教育事業等の事前研修としてボランティアの研修を実施している。研修内容は、安全に関することや野外活動・創作活動の技術等を中心とした実践的なものとなっている。

また、ボランティアの主体的な参画を促進するために、ボランティア自主企画の教育事業を実施している。

【取組事例①】「とかしきわくわくキャンプ」

沖縄においては、法人ボランティアが、これまでに培った知識・技能・経験を活かして、小学生対象の「とかしきわくわくキャンプ」を 8 月 30 日～31 日に実施した。

県内各地のボランティアが一堂に集まり打ち合わせや準備を行うことが難しい中で、企画会議から事業直前の最終会議までボランティアが中心となって準備を進め、職員は安全管理の視点から適宜アドバイスや指導を行った。事業に参加した小学生からは「ボランティアのお兄さんお姉さんが、わたしたちの質問になんでも答えてくれて、やさしかった。」「ボランティアさんたちが考えてくれたプログラムがどれもとても楽しかった。」という感想もあり、また、ボランティアからは、「自分たちで企画を実行する楽しさを知った」、「ボランティアの仲間が素晴らしく、助けられた」といった感想が寄せられた。

【取組事例②】学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会における分科会運営

本部において実施した「第 3 回学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」では、平成 26 年度に初めて、法人ボランティア向けの分科会を設けた。本分科会では、各施設から推薦された法人ボランティア 2 名が事業全体の学生委員として、また、その 2 名に他の法人ボランティア 5 名を加えた計 7 名が分科会運営委員として、分科会内容の企画・運営を行った。

（3）法人ボランティア表彰制度の創設

勉学とボランティア活動を両立させた学生を対象に、卒業を機に理事長名で表彰する「法人ボラ

ンティア表彰制度」を制定し、平成 26 年度は 16 人を表彰した。表彰に当たっては、学長や学生部長等の臨席をいただくために所長が大学等へ出向くなど、大学側のボランティア活動の理解を深める機会ともなっている。

(4) 大学とのボランティア活動推進の連携

大学生のボランティア養成研修への参加や教育事業等でのボランティア活動が大学の単位として認定されるよう、大学と連携・協力を図っている。平成 26 年度は、延べ 43 大学 511 人の学生のボランティア活動が、各大学において単位として認定された。

【取組事例】機構と東京学芸大学との連携協定書の締結

機構では、東京学芸大学との間において、教員を志望する大学生に対し、体験活動の意義と重要性を理解させ、体験によって得られる資質・能力が人生の基盤となることを機構でのボランティア実習を通して習得してもらうとともに、それらの活動が大学の授業科目として単位認定がなされることを目的とした連携・協力に関する協定を平成 27 年 2 月 13 日に締結した。

協定書の締結を機会として、平成 27 年度は、ボランティア養成研修への参加やボランティア活動の参加を促進させる予定である。

(5) 社会教育実習生等の受入れ状況（表 9-8・表 9-9 参照）

学生が社会教育主事等の資格取得や、社会教育の指導者としての専門的な知識・技術を習得することを目的として、16 教育施設で 49 大学から延べ 177 人の社会教育実習生を受け入れた。

また、青少年教育施設での様々な就業体験を通じた就労観の涵養に資するため、インターンシップの受け入れを実施し、11 教育施設で大学生 49 人、高校生 7 人を受け入れたほか、中学生の職場体験として 4 教育施設で 30 人を受け入れた。

表 9-8 社会教育実習生の受入れ状況

区 分	派遣大学数	受入延べ人数（人）
社会教育実習生	49	177

【経年比較】社会教育実習生の受入れ状況

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
社会教育実習生	派遣大学数	21	22	18	28	49
	受入延べ人数（人）	165	173	195	242	177

表 9-9 インターンシップ・職場体験の受入れ状況

区 分	大学生	高校生	中学生	合計（人）
インターンシップ・職場体験	49	7	30	86

(注) 平成 26 年度は、専門学校生等のインターンシップ受け入れ実績はない。

【経年比較】インターンシップの受入れ状況

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
インターンシップ・職場体験	大学生	9	24	31	38	49
	専門学校生等	0	0	3	2	0
	高校生	6	3	13	10	7
	中学生	0	0	27	23	30
	合計（人）	15	27	74	73	86

(6) 学生サポーター制度

「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）を踏まえ、機構において「青少年の自立する力応援プロジェクト」を立ち上げ、その中で、経済的に困難な状況にありながら高等教育機関において勉学に励む学生の生活及び自立を支援するため、「学生サポーター制度」を創設した。同制度は、児童養護施設又は母子生活支援施設を退所し、高等教育機関において勉学に励

					む学生等を対象に、国立青少年教育施設において学生サポーターとして行う業務に対して、毎月一定額の報酬（年間 800 時間の業務に対して月額 10 万円）を支給するものである。具体的には、学生サポーターは、教育施設において実施する「生活・自立支援キャンプ」等の教育事業の支援や施設の管理運営に対する補助等を行うこととしている。 平成 26 年度は、平成 27 年度からの制度開始に向けて、学生及び次年度以降、高等教育機関に進学する高校生 12 人を学生サポーターとして委嘱することとし、9 教育施設（大雪・那須甲子・中央・曾爾・江田島・山口徳地・夜須高原・諫早・沖縄）に配置することを決定した。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務の効率化		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成 2 7 年度） 2－3 行政事業レビューシート番号 0 0 7 1、0 0 7 2

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																		
					業務実績	自己評価																			
（１）一般管理費等の削減 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）等を踏まえ、管理部門の簡素化、事業の見直し・効率化、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むことにより、一般管理費については、中期目標期間中に１５％以上、業務経費についても、中期目標期間中に５％以上の効率化を図る。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとする。その際、利用者の安全を確保するた	（１）一般管理費等の削減 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）等を踏まえ、管理部門の簡素化、事業の見直し・効率化、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むことにより、一般管理費については、中期目標期間中に１５％以上の縮減を行うとともに、業務経費についても、中期目標期間中に５％以上の縮減を行う。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとする。その際、利用者の	（１）一般管理費等の削減 一括調達・共同調達・包括化・複数年化の実施等により、平成２２年度と比較して一般管理費（安全確保に関する保守・修繕費等を除く）については１２％以上、業務経費（基金事業費及び安全確保に関する保守・修繕費等を除く）については４％以上の削減を行う。	<その他の指標> 【業務の効率化】 一般管理費等の削減状況 ・経過年数に応じた削減が順調か。また、法人の取組は適切か。 給与水準 ・給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出	<実績報告書等参照箇所> 平成 26 年度業務実績報告書 P 10-1～9（第 10 章 1）	<自己評価書参照箇所> 平成 26 年度業務実績に対する自己評価書 P10-16（第 10 章 3）	＜評価と根拠＞ 評価：B 業務の効率化については、一般管理費（目標値：△12.0%→実績値△16.2%）及び業務経費（目標値：△4.0%→実績値△4.0%）共に目標値以上の削減を達成している。 また、新たな取組として 4 法人による共同調達を実施し、コスト削減を図った。 さらに、前年度に引き続き保有資産利用検討委員会を実施し、組織的かつ不断に自主的な見直しを行っている。 上記の取組によって年度計画における目標を達成しているとして、B 評価とした。 【一般管理費等の削減】	＜評価に至った理由＞ ○業務の効率化 業務の効率化については、一般管理費（目標値：△ 1 2 %→実績値：△ 1 6 . 2 %）及び業務経費（目標値：△ 4 %→実績値：△ 4 . 0 %）共に目標値以上の削減を達成している。 ○人件費の効率化 前年度比では国家公務員の給与特例法による本給の減額措置の終了で人件費は増加しているが、効率化は適正に行われている。 ○給与水準の適正化 国家公務員の給与水準を十分に考慮し、機構の業務の特殊性を踏まえた上で適正な水準を維持している。 ○外部委託の推進及び契約の適正化 外部委託の推進については、平成 2 6 年度及び平成 2 7 年度に更新予定の外部委託契約の点検を行い、包括化や複数年化の推進などに加え、新たな取組として 4 法人による共同調達を実施し、コスト削減を図った。また、4 法人による間接業務等の共同実施を機構が先導し、検討・実施するに																		
				<主要な業務実績>	<評価と根拠>																				
				1. 業務の効率化																					
				（１）一般管理費等の削減（表 10-1 参照）																					
				毎年、運営費交付金が削減されており、経費等の縮減・効率化等について計画的に行っているところである。																					
				一般管理費及び業務経費については、中期計画において、「一般管理費 15%以上、業務経費 5%以上の縮減を行う。その際、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮する」としている。中期計画を踏まえた平成 26 年度計画においては、「平成 22 年度と比較して一般管理費（安全確保に関する保守・修繕費等を除く）については 12%以上、業務経費（基金事業費及び安全確保に関する保守・修繕費等を除く）については 4%以上の削減を行う」としている。																					
				平成 26 年度においては、表 10-1 のとおり、利用者の安全確保に関する経費及び基金事業費を除き、一般管理費については 16.2%削減、業務経費については 4.0%と削減しており、目標以上の削減となっている。																					
				表 10-1 一般管理費及び業務経費(安全確保に関する経費及び基金事業費を除く)の縮減状況 (単位：千円)																					
				<table><tr><th>区 分</th><th>平成 22 年度決算額</th><th>平成 26 年度決算額</th><th>増減額（増△減率）</th></tr><tr><td>一 般 管 理 費</td><td>3, 092, 948</td><td>2, 592, 075</td><td>△500, 873（△16.2%）</td></tr><tr><td>業 務 経 費</td><td>2, 213, 361</td><td>2, 124, 823</td><td>△ 88, 538（△ 4.0%）</td></tr><tr><td>合 計</td><td>5, 306, 309</td><td>4, 716, 898</td><td>△589, 411（△11.1%）</td></tr></table>				区 分	平成 22 年度決算額	平成 26 年度決算額	増減額（増△減率）	一 般 管 理 費	3, 092, 948	2, 592, 075	△500, 873（△16.2%）	業 務 経 費	2, 213, 361	2, 124, 823	△ 88, 538（△ 4.0%）	合 計	5, 306, 309	4, 716, 898	△589, 411（△11.1%）		
				区 分	平成 22 年度決算額			平成 26 年度決算額	増減額（増△減率）																
一 般 管 理 費	3, 092, 948	2, 592, 075	△500, 873（△16.2%）																						
業 務 経 費	2, 213, 361	2, 124, 823	△ 88, 538（△ 4.0%）																						
合 計	5, 306, 309	4, 716, 898	△589, 411（△11.1%）																						
【経年比較】一般管理費及び業務経費の削減 (単位：千円)																									
<table><tr><th>区 分</th><th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th></tr><tr><td>一 般 管 理 費</td><td>3, 092, 948</td><td>2, 592, 075</td><td>2, 592, 075</td><td>2, 592, 075</td><td>2, 592, 075</td></tr><tr><td>業 務 経 費</td><td>2, 213, 361</td><td>2, 124, 823</td><td>2, 124, 823</td><td>2, 124, 823</td><td>2, 124, 823</td></tr><tr><td>合 計</td><td>5, 306, 309</td><td>4, 716, 898</td><td>4, 716, 898</td><td>4, 716, 898</td><td>4, 716, 898</td></tr></table>		区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	一 般 管 理 費	3, 092, 948	2, 592, 075	2, 592, 075	2, 592, 075	2, 592, 075	業 務 経 費	2, 213, 361	2, 124, 823	2, 124, 823	2, 124, 823	2, 124, 823	合 計	5, 306, 309	4, 716, 898	4, 716, 898	4, 716, 898	4, 716, 898
区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																				
一 般 管 理 費	3, 092, 948	2, 592, 075	2, 592, 075	2, 592, 075	2, 592, 075																				
業 務 経 費	2, 213, 361	2, 124, 823	2, 124, 823	2, 124, 823	2, 124, 823																				
合 計	5, 306, 309	4, 716, 898	4, 716, 898	4, 716, 898	4, 716, 898																				

	めに必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。	安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。	規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して検証されているか。	諸手当・法定外福利費 ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。	会費 ・法人の目的・事業に照らし、会費を支出しなければならない必要性が真にあるか（特に、長期間にわたって継続してきたもの、多額のもの）。 契約の競争性、透明性の確保 ・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切か。 ・契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切か。	<table><tr><td>一般管理費</td><td>3,092,948</td><td>2,493,818</td><td>2,558,840</td><td>2,387,178</td><td>2,592,075</td></tr><tr><td>業務経費</td><td>2,213,361</td><td>2,177,644</td><td>2,169,997</td><td>2,146,956</td><td>2,124,823</td></tr></table> 【経費の削減に向けた主な取組】 事業に係る運営支援業務など業務運営上必要となる外部委託費等について、業者への積極的な声掛けを行い、複数者応札への移行による競争性の確保を図ったほか、契約の分割化を行うなど契約内容の見直しを実施した。 （２）人件費の効率化（表 10-2・表 10-3 参照） 人件費については、中期計画において「国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持する」としており、中期計画を踏まえた平成 26 年度計画においては、「平成 24 年度以降の新たな人員削減を実施するための各教育施設における削減計画を策定し、実施する」としていた。 平成 26 年度においては、表 10-2 のとおり、人件費は 3,386,153 千円となり、平成 17 年度から 24.4%削減している。なお、表 10-3 のとおり、対前年度比では、217,039 千円、6.8%増加した。これは、国家公務員の給与特例法に準じて行っていた本給の減額措置が、平成 25 年度をもって終了したこと、及び国家公務員の給与法改正に準じて、平成 26 年 4 月 1 日より本給のベースアップ、勤勉手当の支給率の引上げを行ったことによるものである。 また、当機構のラスパイレス指数（対国家公務員）は 96.3 である。 <table><caption>表 10-2 人件費の効率化状況（対平成 17 年度比）（単位：千円）</caption><tr><th>平成 17 年度決算額</th><th>平成 26 年度決算額</th><th>増△減（額）</th><th>増△減（率）</th></tr><tr><td>4,477,401</td><td>3,386,153</td><td>△1,091,248</td><td>△24.4%</td></tr></table> （注 1）「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）による削減対象人件費（非常勤職員を除く役員報酬及び職員給与） （注 2）「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）により、平成 17 年度を基準としている。 <table><caption>表 10-3 人件費の効率化状況（対前年度比）（単位：千円）</caption><tr><th>平成 25 年度決算額</th><th>平成 26 年度決算額</th><th>増△減（額）</th><th>増△減（率）</th></tr><tr><td>3,169,114</td><td>3,386,153</td><td>217,039</td><td>6.8%</td></tr></table> 【経年比較】ラスパイレス指数（対国家公務員） <table><tr><th>年 度</th><th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th></tr><tr><td>ラスパイレス指数</td><td>95.1</td><td>95.4</td><td>98.9</td><td>97.5</td><td>96.3</td></tr></table> （注）ラスパイレス指数：国家公務員の給与水準を 100 とした場合の機構職員の給与水準を表すもの	一般管理費	3,092,948	2,493,818	2,558,840	2,387,178	2,592,075	業務経費	2,213,361	2,177,644	2,169,997	2,146,956	2,124,823	平成 17 年度決算額	平成 26 年度決算額	増△減（額）	増△減（率）	4,477,401	3,386,153	△1,091,248	△24.4%	平成 25 年度決算額	平成 26 年度決算額	増△減（額）	増△減（率）	3,169,114	3,386,153	217,039	6.8%	年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	ラスパイレス指数	95.1	95.4	98.9	97.5	96.3
一般管理費	3,092,948	2,493,818	2,558,840	2,387,178	2,592,075																																									
業務経費	2,213,361	2,177,644	2,169,997	2,146,956	2,124,823																																									
平成 17 年度決算額	平成 26 年度決算額	増△減（額）	増△減（率）																																											
4,477,401	3,386,153	△1,091,248	△24.4%																																											
平成 25 年度決算額	平成 26 年度決算額	増△減（額）	増△減（率）																																											
3,169,114	3,386,153	217,039	6.8%																																											
年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																									
ラスパイレス指数	95.1	95.4	98.9	97.5	96.3																																									
（２）給与水準の適正化	給与水準については、国家公務員の給与水準等を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を	（２）給与水準の適正化	役職員の給与に関しては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正などを踏まえた国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳	（２）給与水準の適正化	総人件費削減に伴う人員削減として、平成 26 年度計画分の人員削減を実施する。そのほか、政府における総人件費削減の取組や独立行政法人制度改	（３）給与水準の適正化 ① 給与水準 役職員の給与体系・給与水準については、平成 18 年度の国家公務員の給与構造改革を踏まえ、経過措置を含め、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号（以下「給与法」という。））等に準じて取り扱っている。なお、平成 26 年度についても、これまでと同様に国の給与法等に準じた改正を行った。 ② 諸手当・法定外福利費 諸手当に関しては、国に準じたものとなっており、勤勉手当及び昇給においては勤務成績を反映した仕組みを取り入れている。 また、福利厚生に関しては、レクリエーション経費の支出は無く、法定外福利費の支出は、労働安全衛生法に基づく健康診断費用等である。																																								

	設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。	しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況についてはホームページ上で公表する。 また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。	革等を踏まえた給与水準の適正化を図る。	切か。 個々の契約の競争性、透明性の確保 ・再委託の必要性等について、契約の競争性、透明性の確保の観点から適切か。 ・一般競争入札等における一者応札・応募の状況はどうか。その原因について適切に検証されているか。また検証結果を踏まえた改善方策は妥当か。 関連法人 ・法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 ・当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。 ・関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。 電子化の推進状況		成25年度のホームページ改ざん以降、サイバー攻撃の頻度が増加傾向にあるため、不正アクセス等サイバー攻撃に対するセキュリティ対策を強化した。さらに、情報セキュリティポリシーについては、統一基準と機構における実施体制を比較し、より安全に業務を遂行できるよう見直しと更新を行った。 【保有資産の見直し】 保有資産の見直しについては、前年度に引き続き保有資産等利用検討委員会を実施し、施設等が有効利用されていることを確認した。今後も、組織的かつ不断に自主的な見直しを行う。 ＜課題と対応＞ 今後も効果的・効率的な業務実施の観点から更なる外部委託の推進が課題であるため、引き続き包括契約や複数年契約に取り組むと共に、新たな取組である4法人共同調達等のスケールメリットを活かした調達を推進する。	
（3）外部委託の推進及び契約の適正化 定型的な管理・運営業務についての積極的な外部委託の導入等により、効果的・効率的に業務を実施する。 また、契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組みを着実に実施することと	（3）外部委託の推進及び契約の適正化 効果的・効率的な業務の実施の観点から、定型的な管理・運営業務について、点検・整理を徹底し、民間委託を推進する。また、業務ごとに分割委託しているものについては、包括委託を推進する。 また、契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見	（3）外部委託の推進及び契約の適正化 ①平成26年度及び平成27年度に更新を予定している外部委託契約について点検を行い、包括化や複数年化を推進する。 ②管理・運営業務について、業務の効率化、経費削減の観点から、システム運用支援・保	（3）外部委託の推進及び契約の適正化 ①平成26年度及び平成27年度に更新を予定している外部委託契約について点検を行い、包括化や複数年化を推進する。 ②管理・運営業務について、業務の効率化、経費削減の観点から、システム運用支援・保	（4）外部委託の推進及び契約の適正化 ① 外部委託の推進 警備、清掃及びボイラー運転管理業務などの定型的な一般管理業務については、既に大部分の業務を外部委託により実施し、効率的な資産の管理及び契約事務の効率化に取り組み、石油製品及び電力の調達については、全国それぞれ3地区（6教育施設）、9地区（26教育施設）において共同調達を実施し、スケールメリットを活かした調達に取り組んでいる。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成26年1月27日に設置した間接業務等の共同実施に関する協議会において、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館及び教員研修センターの3法人と共に検討を重ね、コストメリットが見込まれる6業務について共同調達の実施を決定又は実施に向けて検討することとした。 このうち、平成26年度においては、蛍光管及び事務用品（ドッチファイル等）の共同調達を実施した結果、前年度実績に対し16万円程度のコスト削減を図ったところである。 ② 執行体制及び審査体制 契約担当部署である財務課調達管理室において、本部及びセンターの全契約案件及び地方教育施設の予定価格が100万円を超える契約案件（100万円以下の随意契約基準額を超えるものを含む）について一元的に契約事務を実施しているが、契約担当部署ではない監査室において契約同等の内部審査を行っている。 また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者等で構成される契約監視委員会において定期的に競争性のない随意契約等		成25年度のホームページ改ざん以降、サイバー攻撃の頻度が増加傾向にあるため、不正アクセス等サイバー攻撃に対するセキュリティ対策を強化した。さらに、情報セキュリティポリシーについては、統一基準と機構における実施体制を比較し、より安全に業務を遂行できるよう見直しと更新を行った。 【保有資産の見直し】 保有資産の見直しについては、前年度に引き続き保有資産等利用検討委員会を実施し、施設等が有効利用されていることを確認した。今後も、組織的かつ不断に自主的な見直しを行う。 ＜課題と対応＞ 今後も効果的・効率的な業務実施の観点から更なる外部委託の推進が課題であるため、引き続き包括契約や複数年契約に取り組むと共に、新たな取組である4法人共同調達等のスケールメリットを活かした調達を推進する。	

	し、契約の適正化、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。 さらに、官民競争入札等の導入に向けた検討を行う。	直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施し、「随意契約等見直し計画」に沿って、随意契約や一者応札・一者応募の見直し、複数年契約の積極的な導入等により契約の適正化、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。 さらに、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、官民競争入札等の導入に向けた検討を行う。	守に関する外部委託について、官民競争入札等を導入するため、委託スキームの検討を行う。 ③管理・運営業務について、個々の業務の点検等を行い、外部委託契約の見直しを進めるとともに、新たな外部委託化の検討を行う。	・業務運営の情報化・電子化が推進されているか。 ・情報セキュリティを高めるための取組が行われているか。 実物資産（保有資産全般の見直し） ・実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直し状況及び結果は適切か。 ・見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。 ・「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」、「独立行政法人の職員宿舍の見直し計画」、「独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画」等の政府方針を踏まえて、宿舍戸数、使用料の見直し、廃止等とされた実物資産について、法人の見直しが適時適切に実施されているか（取組	の契約状況の点検を行い、契約事務の適正化を図った。 ③ 契約の競争性、透明性の確保 契約に関する規程は、「文部科学省所管独立行政法人の少額随意契約基準額の見直し」（平成18年11月24日文部科学省会計課政府調達室）に基づき、随意契約によることができる予定価格の金額を、国の予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）と同額としており、これらの規程等に基づいた運用を行っている。 平成25年度に一者応札となった契約について、業者への積極的な声掛けを行った結果、6件の契約において複数者応札へ移行し、そのうち3件の契約において前回と異なる業者が落札した。また、仕様書が競争を制限する内容となっていないか業者への聞き取りを行うなど、競争性、透明性の確保及び一者応札の改善に努めた。 なお、更なる契約の適正化を推進するために、平成25年度から契約監視委員会の実施回数を年1回から2回としたことから、平成25年度下半期契約案件の審査を平成26年5月に、平成26年度上半期契約案件の審査を平成26年12月にそれぞれ実施した。 公共サービス改革基本方針（平成24年7月閣議決定）に基づく「事務用電子計算機システム運用維持管理業務」については、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入するため、委託スキームの検討を行った。 ④ 随意契約等の見直しの状況（表10-4・表10-5参照） 平成26年度に締結した契約全体の件数は、27教育施設の定型的な一般管理業務の契約を更新した前年度に比べ88件減の206件であった。 なお、平成26年度における「競争性のある契約」及び「競争性のない随意契約」の状況は、次のとおりである。 ア. 競争性のある契約の状況 平成26年度において、一般競争入札等を行った契約は136件であった。このうち、一者応札・応募の案件は35件であり、競争性のある契約全体の件数に占める割合（25.7%）は、平成20年度（38.5%）に比べ低下した。 イ. 競争性のない随意契約の状況 平成26年度において、随意契約を行った契約は次の70件であった。 A. 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの 2件 B. 契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術を必要とするもの 9件 c. 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のもの 30件 d. 契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないもの 22件 e. 緊急の必要により競争に付することができないもの 7件 上記ア、イいずれにおいても、契約監視委員会の点検結果を踏まえ、引き続き業者への聞き取りを行うなど、契約の適性化に向けた取組を行っている。			
表10-4 随意契約見直し計画の実績								
区分	①平成20年度実績		②見直し計画 (H22年4月公表)		③平成26年度実績		②と③の比較増減 (見直し計画の進捗状況)	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	234	3,569,549	248	3,624,166	136	1,814,408	△112	△1,809,758
競争入札	211	2,835,373	245	3,557,584	106	1,153,302	△139	△2,404,282
企画競争、公募等	23	734,176	3	66,582	30	661,106	27	594,524
競争性のない随意契約	60	552,962	46	498,345	70	712,323	24	213,978

			状況や進捗状況等は適切か)。 (資産の運用・管理) ・実物資産について、利用状況が把握され、必要性等が検証されているか。 ・実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切か。 金融資産(保有資産全般の見直し) ・金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切か。 ・資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。 (資産の運用・管理) ・資金の運用状況は適切か。 ・資金の運用体制の整備状況は適切か。 ・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任が十分に分析されているか。 (債権の管理	<table><tr><td>合</td><td>計</td><td>294</td><td>4, 122, 511</td><td>294</td><td>4, 122, 511</td><td>206</td><td>2, 526, 731</td><td>△88</td><td>△ 1, 595, 780</td></tr></table> 表 10-5 一者応札・応募の状況 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">①平成 20 年度実績</th><th colspan="2">②平成 26 年度実績</th><th colspan="2">① ②の比較増減</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額(千円)</th><th>件数</th><th>金額(千円)</th><th>件数</th><th>金額(千円)</th></tr><tr><td>競争性のある契約</td><td>234</td><td>3, 569, 549</td><td>136</td><td>1, 814, 408</td><td>△98</td><td>△ 1, 755, 141</td></tr><tr><td>うち、一者応札・応募となった契約</td><td>90</td><td>2, 017, 418</td><td>35</td><td>1, 121, 747</td><td>△55</td><td>△895, 671</td></tr><tr><td>一般競争契約</td><td>82</td><td>1, 472, 615</td><td>32</td><td>537, 182</td><td>△50</td><td>△935, 433</td></tr><tr><td>指名競争契約</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>企画競争</td><td>8</td><td>544, 803</td><td>0</td><td>0</td><td>8</td><td>△544, 803</td></tr><tr><td>公募</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>不落随意契約</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>584, 565</td><td>3</td><td>584, 565</td></tr></table> ⑤ 再委託の状況 平成 26 年度において、再委託をしている契約案件はなかった。 ⑥ 特定の関連法人への業務委託の状況 ア. 関連法人の名称 公益財団法人文字・活字文化推進機構 イ. 当該法人との関係 関連公益法人に該当(独立行政法人会計基準第 129 2(2) (事業収入に占める割合が三分の一以上の公益法人等))。 ウ. 当該法人に対する業務委託の必要性、契約金額の妥当性 専門的知見、経験及びノウハウ等を有している者に委託することにより、機構自らが実施するよりも優れた成果を得ることが十分に期待できると考えられる。 このため、公平性・透明性の観点から、公告期間及び業務準備期間を十分に確保した上で一般競争入札を行ったところ、当該法人が落札したものである。その際、市場価格を基に予定価格を算出し、契約金額の妥当性を確保した。 エ. 当該法人への出資等の必要性 関連法人に対する出資または出えんは実施していない。 ⑦ 公益法人等に対する会費等支出の状況 「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部)に基づき、業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出は行わないこととしている。 平成 26 年度は、一公益法人等への会費支出が年間 10 万円を超えるものについては、該当実績はない。	合	計	294	4, 122, 511	294	4, 122, 511	206	2, 526, 731	△88	△ 1, 595, 780	区 分	①平成 20 年度実績		②平成 26 年度実績		① ②の比較増減		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	競争性のある契約	234	3, 569, 549	136	1, 814, 408	△98	△ 1, 755, 141	うち、一者応札・応募となった契約	90	2, 017, 418	35	1, 121, 747	△55	△895, 671	一般競争契約	82	1, 472, 615	32	537, 182	△50	△935, 433	指名競争契約	0	0	0	0	0	0	企画競争	8	544, 803	0	0	8	△544, 803	公募	0	0	0	0	0	0	不落随意契約	0	0	3	584, 565	3	584, 565
合	計	294	4, 122, 511	294	4, 122, 511	206	2, 526, 731	△88	△ 1, 595, 780																																																																			
区 分	①平成 20 年度実績		②平成 26 年度実績		① ②の比較増減																																																																							
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)																																																																						
競争性のある契約	234	3, 569, 549	136	1, 814, 408	△98	△ 1, 755, 141																																																																						
うち、一者応札・応募となった契約	90	2, 017, 418	35	1, 121, 747	△55	△895, 671																																																																						
一般競争契約	82	1, 472, 615	32	537, 182	△50	△935, 433																																																																						
指名競争契約	0	0	0	0	0	0																																																																						
企画競争	8	544, 803	0	0	8	△544, 803																																																																						
公募	0	0	0	0	0	0																																																																						
不落随意契約	0	0	3	584, 565	3	584, 565																																																																						
(4) 業務の電子化の推進 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報	(4) 業務の電子化の推進 業務を効率的に行うため、業務運営の情報化・	(4) 業務の電子化の推進 業務システム・情報インフラの見直し	(5) 業務の情報化・電子化の推進状況 ① 中央のパソコンについて、老朽化対応のため 21 台の更新を行った。平成 27 年度末でレンタル契約を終える施設配置の事務用計算機等(パソコンとサーバー)の更新計画について検討を進めており、また、レンタル契約に含まれていない老朽化した事務用計算機等も含めて、平成 28 年 4 月に更新を行う計画に基づき、検討を進めている。この機器更新により、施設におけるシステム処理の効率化、老朽化により増加していた障害発生率の減少及び保守体制の整備によ																																																																									

	化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を目指す。	電子化を推進するとともに、情報セキュリティを高めるため、情報セキュリティポリシーの不断の見直しを行うとともに、そのポリシーに則した運用・改善を行う。	等により、業務運営の情報化・電子化を推進するとともに、効率化を図る。また、情報セキュリティポリシーの見直しを行い、必要な改善と着実な運用を図る。	等) ・貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。 ・回収計画の実施状況は適切か。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析が行われているか。 ・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	る全施設での情報システムの安定稼働を図る。 ② 事務用ネットワーク回線について、岩手山において回線速度の向上対応（1Mbps から 3Mbps）を行った。これにより、業務システムのレスポンスタイムの短縮等の効率化につながった。また、他施設においても回線速度に関する調査を行い、増速可能な施設は随時対応を進め、事務用計算機等の更新と併せて施設のシステム環境の向上を図る。 ③ 情報セキュリティポリシーについては、引き続き適正な管理に努め、今後の情報化の推進状況と統一基準を踏まえながら、必要に応じて見直すこととする。 平成 26 年度においては数施設のホームページにおいて、2 件のサイバー攻撃事案を確認しており、当該施設への状況調査及び改修作業を行った。なお、本件において情報漏えいや機構ネットワーク内部への影響はなかったが、他施設においても同様の攻撃に備え情報共有と、セキュリティ向上対策（パスワード更新、同様の攻撃を受けうる箇所の改修）を行い、ホームページ環境の改善を図った。 なお、情報セキュリティを高めるための取組みとして、平成 27 年度内に研修を通して職員教育を実施予定である。また、併せて教育用の資料の作成も随時実施する。 ④ メールやカレンダー等の共有を行うグループウェアについては、老朽化やレスポンスの遅延に対応するため、最新の技術を用いたクラウドサービスを利用したグループウェアへの更新を行った。これにより、機能の利便性向上はもとより、メール等検索送受信速度及び送受信可能容量の大幅な向上、サーバ保守に要していた経費の節減等の効率化につながるとともに、セキュリティと冗長性能の大幅な強化につながった。 また、同グループウェアの特徴である、一つのファイルを同時に複数人で編集可能な共同作業機能を活用し、一部の業務効率化を図った。		
	（５）保有資産の見直し 保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行う。	（５）保有資産の見直し 保有資産については、引き続き、利用実態等を的確に把握し、その必要性や規模の適切性についての検証を行い、適切な措置を講じる。	（５）保有資産の見直し 保有資産については、平成 25 年度に設置した保有資産等利用検討委員会により定期的に利用実態等を把握するとともに、その必要性等の見直し検討を不断に行う。	知的財産等（保有資産全般の見直し） ・特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況は適切か。 ・検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。 （資産の運用・管理） ・特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針	（６）保有資産の見直し ① 実物資産の見直し ア. 実物資産の保有状況 法人の目的を達成するための業務として、機構法第 11 条に「青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修のための施設を設置すること」が規定されており、これを実施する資産として、建物・構築物（延べ床面積：451,500 m ² 、資産額：507 億 76 百万円、宿泊定員：センター1,500 人、その他の教育施設は 160 人～500 人）、土地（延べ面積：291,395 m ² 、資産額：369 億 14 百万円）を保有している。このほか、機構の業務を実施するために必要な機械器具、車両、船舶等の資産を保有している。 イ. 実物資産の見直し状況 実物資産の具体的な見直しとして、各教育施設の使用する土地及び建物（以下「施設等」という。）の有効利用に関して、組織的かつ不断に把握・検討を行う体制を整備して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図るべく、平成 25 年度に、独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会を設置した。 平成 26 年 11 月に同委員会を開催し、施設等の利用状況を把握し、事務事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているかの検討を行った。 その結果、施設等が有効利用されていることを確認すると共に、今後も継続して有効に利用されているか等の利用状況を把握していくこととした。 なお、当機構では、宿舍及び職員の福利厚生を目的とした施設は保有していない。 ウ. 実物資産の運用管理の状況等 各教育施設においては、平成 20 年 12 月に策定した「稼働率の向上（利用者増加）のための対策」に基づき、教育的指導の充実や利用者サービスの向上を図り、利用者の確保に努めている。 また、自己収入の向上に係る具体的取組みとして、センターの施設使用料について、平成 26 年 4 月より料金改定（10～30%値上げ）を行った。 ② 金融資産の見直し ア. 金融資産の保有状況 機構法第 13 条の規定に基づき、機構は助成業務の財源を資金運用によって得るために「子ども		

			の策定状況や体制の整備状況は適切か。 ・実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取組は適切か。	ゆめ基金」を設けており、民間からの出えん金（平成 26 年度末現在 912 百万円）の運用のため、地方債券を保有している。 イ. 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無 該当なし ウ. 金融資産の運用管理の状況等 平成 26 年度においては、子どもゆめ基金で得られた基金運用益（1, 204, 278 円）を助成業務の財源に充てた。 助成業務の財源に充てるための基金について、金融情勢の変化に適確に対応し、安全かつ効率的な運用を図ることを目的として、資金等の運用方針や金融機関の選定基準、運用等の手続き等を定めた「独立行政法人国立青少年教育振興機構資金等運用規則」を策定し、運用を行っている。 また、資金の運用及び管理に当たり、資金管理委員会を設置し、資金等の運用状況を監視し、的確に状況を把握し、金融商品の選定を行っている。 エ. 債権の管理等 ア. 貸付金・未収金等の債権内訳 ・業務未収金：施設使用料やシーツ等洗濯料の未収金 （当期末残高 32, 770, 563 円 うち貸倒引当金 86, 580 円） ・未収金：子どもゆめ基金助成金概算払の返納等 （当期末残高 163, 059, 405 円 うち貸倒引当金 28, 713, 379 円） ・立替金：給食業者が使用した光熱水料（電気料・水道料等）等の立替払における請求額 （当期末残高 21, 840, 764 円 うち貸倒引当金 41, 670 円） イ. 回収計画 機構においては貸付事業を実施していないため、回収計画を有していないが、債権の管理に当たっては、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程」、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計事務取扱規則」に基づき、適切な債権管理を行っている。債務者の債務履行が納入期限までに行われず、収納が行われない債権については、文書及び担当者による直接連絡などによる督促を行い、収入の確保に努めている。 ウ. 回収計画の実施状況 貸倒懸念債権の債権回収については、平成 26 年度において、1, 281, 900 円を回収したが、債権の一部について、時効となったため回収不能となったことにより貸倒引当金を 26, 129 円取り崩したこと、また、新たに貸倒引当金を 55, 532 円引き当てたことから、貸倒引当金について、期末残高は期首残高から 1, 252, 497 円減額となっている。 （貸倒引当金期首残高 30, 094, 126 円 → 貸倒引当金期末残高 28, 841, 629 円） エ. 貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組 ・教育施設における施設使用料等の支払いについては、教育施設内の食堂窓口における支払いの他、金融機関及び全国のコンビニでも支払いを可能とする等、利用者が速やかに支払えるよう支払方法を整備している。 ・債権管理の担当部署と、債権発生に係る担当部署が連携して債権管理を行い、納入期限内の債権回収及び期限後の速やかな督促に努めている。 オ. 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額／貸付金等残高に占める割合 平成 26 年度末 28, 841, 629 円 ／ 13. 3% （平成 25 年度末 30, 094, 126 円 ／ 11. 6%） 【経年比較】貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額／貸付金等残高に占める割合 平成18年度末 無し ／ 0. 0% 平成19年度末 18, 755, 558円 ／ 25. 2% 平成20年度末 11, 316, 299円 ／ 14. 3% 平成21年度末 10, 931, 079円 ／ 13. 1%		
--	--	--	---	---	--	--

					平成22年度末 10,429,879円 / 11.6% 平成23年度末 10,473,879円 / 6.0% 平成24年度末 3,515,818円 / 1.6% 平成25年度末 30,094,126円 / 11.6% 平成26年度末 28,841,629円 / 13.3% f. 回収計画の見直しの必要性等の検討の有無とその内容 貸付金・未収金等については、引き続き、機構の「会計規程」及び「会計事務取扱規則」に基づき、適切な債権管理を行う。 ③ 知的財産等の見直し 機構は、機構のシンボルマーク、教育施設のロゴマーク等の知的財産を保有しており、平成26年度は、「絵本専門士養成講座」の実施に伴い、「絵本専門士」の商標登録を行った。これらの知的財産権は、収益を確保するためのものではないが、引き続き登録商標や著作権の適切な管理を行っていく。 なお、その他の知的財産権については、業務の性格上保有していない。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－2	効果的・効率的な組織の運営		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成 2 7 年度） 2－3 行政事業レビューシート番号 0 0 7 1、0 0 7 2

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	（１）内部統制の充実・強化 機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化するとともに、役職員等のコンプライアンス意識を向上させる。 また、監事監査及び内部監査を充実し、業務運営に適切に反映する。	（１）内部統制の充実・強化 役職員のコンプライアンスの意識を向上させるとともに、法人の使命・役割を役職員へ周知させ、組織全体で取り組むべき重要な課題を把握し、適切に対応する。 また、監事監査及び内部監査を充実し、その中で、監事監査はマネジメントに留意した監査を行うとともに、内部監査は、定期監査及び日常のモニタリングを通じ、適切な業務改善を行う。	（１）内部統制の充実・強化 中期目標・中期計画を踏まえた事業方針・運営方針等を本部主催の会議等を通じ、全職員に周知徹底を行う。その際、コンプライアンス意識も向上させる。 また、役員会議や役員懇談会等を通じ、業務の進捗状況を把握し、必要な業務改善を行い、機構として取り組むべき課題に対し、適切に対応する。 監事監査においては、機構の果たすべき役割等に注視した監査を行う。また、理	＜その他の指標＞ 【効果的・効率的な組織の運営】 法人の長のマネジメント （リーダーシップを発揮できる環境整備） ・法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能しているか。 （法人のミッションの役職員への周知徹底） ・法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに、法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P10-9～16（第 10 章 2）	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P10-16～17（第 10 章 3）	＜評価に至った理由＞ ○内部統制の充実・強化 理事長のリーダーシップのもと体制の整備や内部統制の充実・強化が図られている。 ○各教育施設の役割の明確化及び運営の改善 文部科学省が設置した「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」の報告書に基づき、適切に検討を行っている。 各教育施設において「稼働率向上のための数値目標の設定及び行動目標」を設定し、機構全体で総利用者数 5 0 0 万人、全教育施設での宿泊室稼働率 5 0 % 以上を目指し、広報活動及び利用促進に努め、目標を達成している。 ○各教育施設の自治体・民間への移管等 協力者会議において審議を進め、平成 2 7 年 3 月に第二次報告として、これまでの調査研究の内容を取りまとめた。また、文部科学省に対して最新の利用実績や宿泊室稼働率等の情報提供等を行っており、各取組は進捗している。	
					＜主要な業務実績＞ （１）内部統制の充実・強化 ① 法人の長のマネジメント ア. リーダーシップを発揮できる環境の整備 「独立行政法人国立青少年教育振興機構組織規程」第 5 条において、理事長は、機構を代表し、その業務を総理し、理事長が任命する理事は、理事長の定める担当業務において、理事長を補佐して機構の業務を掌理することとなっている。 同規程においては、機構の運営組織、職制、本部各部署や教育施設の事務分掌についても規定しており、理事長は、各業務の適正・円滑な実施を図るため必要な組織改編や人事配置を行っている。並びに、外部有識者の意見を聞くため「運営諮問委員会」を設置し、同委員会の意見を踏まえ役職員への指示を行っている。 また、理事長は、重要事項の決定に際し「役員会議」を開催し、理事及び監事と協議の上決定している。 理事長がリーダーシップを発揮するための主な体制は、次のとおりである。 A. 役員懇談会 理事長のリーダーシップの下、戦略的・効果的・効率的な組織運営を行うため、役員会議の下に本部部長以上が参加する役員懇談会を設置し、定期的に戦略的な取組等について検討を行っている。具体的には、各役員等から理事長へ新たな取組や対応方針について政策提案等を行い、それらに対して、理事長が必要に応じて、具体的な指示等を行っている。 B. 機構連絡会 理事長のリーダーシップの下、継続的な業務改善を図るため、本部課長等以上が参加する機構連絡会を設置し、定期的に機構の諸事項についての連絡や本部各部署からの業務報告等を行っている。具体的には、各課長等から業務の取組方針や業務改善、業務の進捗状況等を報告し、それらに対して、理事長が必要に応じて、具体的な指示等を行っている。 c. 機構会議	＜評価と根拠＞ 評価：B 効果的・効率的な組織の運営については、下記の内容を総合的に踏まえ B 評価とした。 【内部統制の充実・強化】 効果的・効率的な組織運営については、理事長のリーダーシップのもと体制の整備や内部統制の充実・強化が図られている。 【各施設の役割の明確化及び運営の改善】 平成 26 年度においては、「新しい公共」型の管理運営の試行、ブロック拠点の有効性、期間を限定した非常勤職員の確保方策について試行を実施し、「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第二次報告）」を取りまとめるなど、各施設の役割の明		

			事長と意見交換を行いながら、法人の長としてのマネジメントに留意した監査を実施する。 内部監査においては、必要に応じて、業務ごとに本部担当部署に監査員を委嘱し、専門的な見地から定期監査を実施するほか、日常のモニタリングも行うことにより、適切な業務改善を行う。	（組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等） ・その際、中期目標・計画の未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応等に着眼しているか。 ・法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題（リスク）のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。 （内部統制の現状把握・課題対応計画の作成） ・法人の長は、内部統制の現状を的確に把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成・実行しているか。 監事監査 ・監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意しているか。 ・監事監査において把握し	理事長はじめ役員、教育施設所長、本部部課長等が参加する機構会議を定期的に開催し、事業方針をはじめ機構の運営に関する方針等について理事長自らが説明し周知徹底を図っている。 d. 予算の決定手続き 機構における予算の決定手続きについて、理事長は、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程」第13条に基づき、中期目標及び中期計画を達成するため、予算の編成にあたり具体的な考え方を示した予算編成方針を策定している。 理事長から予算業務を委任された予算責任者は、当該予算編成方針を踏まえ、予算執行計画案を作成している。 e. 人事の決定手続き 機構における人事の決定手続きについては、平成19年9月（平成24年11月一部改正）に定めた「人事に関する基本方針」で役職員に理事長の方針を示した上で実施している。実施に当たっては、各教育施設の所長等からのヒアリングを行い、職員の経歴・適性等を勘案し、理事長が決定している。 f. 業務の一部委任 機構における決定手続きについては、原則として全て理事長の決定により実施することとなっている。ただし、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程」に基づき、会計業務の一部を各会計業務の責任者に委任している。また、定型的な事務処理等の一部の軽微な案件については、「独立行政法人国立青少年教育振興機構文書決裁規程」に基づき、部課長の専決により実施している。 g. 理事長の補佐体制の整備状況 理事が理事長を補佐し、総務企画部総務企画課が理事長や理事の指示を把握し、各部署の総括を行っている。 h. その他 特定の課題や複数の部署が関連する業務等については、理事長のリーダーシップの下、チームを編成し対応している（「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動など）。 イ. 法人のミッションの役職員への周知徹底 理事長は、役員懇談会、機構連絡会、機構会議等（以下「役員懇談会等」という。）により、定期的に役職員との意見交換の場を設けている。また、事業や運営の方針等については、機構会議等において理事長から各教育施設所長に対して自ら指示するとともに、法人内のポータルサイトへの掲載等を活用し、全職員に対して周知徹底を行っている。さらに、各教育施設を随時視察し、その際、教育施設職員と意見交換を行い、方針等の周知徹底を図っている。 【取組事例】新・機構元気プラン 平成20年9月に機構が「青少年の現状と課題、そして機構の果たすべき役割」を策定してから5年が経過し、青少年を取り巻く環境も変化していることから、理事長の発意の下で、平成25年度は、機構が重点的に取り組むべき課題と方策の策定に向けて作業を行った。策定に当たっては、機構全職員を対象に提案を募集し（平成25年9月）、60人を超える職員から提案がなされた。その中から、教育施設の職員も含めて策定メンバーを選考して、そのメンバーを中心に、今後5年間程度を目途に機構が重点的に取り組むべき方策の検討を行い、平成26年6月に「国立青少年教育振興機構が重点的に取り組むべき課題と具体的方策～青少年の社会を生き抜く力の育成を目指して～新・機構元気プラン」を策定した。 ウ. 中期目標・計画の未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応状況 中期目標・計画のうち、進捗状況が思わしくない項目（業務）については、担当部署からの業務報告を踏まえ、役員懇談会等において、その未達成要因の把握・分析を行い、対応を行う体制がとられている。年度計画等の策定時においても、各業務の中期目標・計画に対する進捗状況を把握・分析し、当該中期目標を達成するため、対応方針を見直すこととしている。 なお、文部科学省独立行政法人評価委員会による年度実績に対する評価や個別の指摘事項については、各部署に速やかに伝達し対応を検討するとともに、フォローアップを行い業務改善に努めて	確化及び運営改善に向けた取組は進捗している。 【各施設の自治体・民間への移管等】 各教育施設の自治体・民間への移管等については、文部科学省に対して最新の利用実績や宿泊室稼働率等の情報提供等を行っており、各取組は進捗している。 【施設の効率的な利用の促進】 施設の効率的な利用の促進については、青少年利用の早期受付を促進しており、青少年利用に影響のない範囲で一般利用を受付けている。平成26年度の研修支援における青少年利用については、中期計画に定める「青少年人口（0～29歳）の1割程度の研修利用者を確保する」という目標を達成したほか、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）で示された宿泊室稼働率5割を上回る稼働率を確保した。 ＜課題と対応＞ 内部統制の充実・強化について、引き続き理事長のリーダーシップを発揮できる環境を維持・発展させることが課題であり、各種会議体をはじめとした体制の充実・強化を図る。監事については今後も、引き続き理事長との定期的な会合を持ち、業務運営方針や法人が対処すべき課題等について意見を交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深めることとする。 各施設の役割の明確化	以上のことから、中期計画における所期の目標を達成していると認められることからB評定とする。 ＜今後の課題＞ 今後も、引き続き同取組を行い、内部統制の充実・強化に努める。監事については今後も、引き続き、理事長との定期的な情報共有の機会を設け、業務運営方針や法人が対処すべき課題等について意見を交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深めることが重要。 それぞれの教育施設のおかれた地域の実情に即して、地域と連携した効果的・効率的な管理運営に取り組むこととしているが、期間を限定した非常勤職員の確保方策のみならず、多様な勤務形態や必要な時に必要な人員を確保できるよう、様々な採用の在り方など、今後検討することが重要である。 ＜WT委員の助言＞ 監事監査の基本方針の内容に沿うよう体制の整備に努めていただきたい。
--	--	--	--	--	---	--	--

				た改善点等について、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。その改善事項に対するその後の対応状況は適切か。 各施設の役割等 ・施設ごとに果たすべき役割の明確化に向けた取組が進捗しているか。 ・施設ごとの業務実績の自己評価が行われ、各施設の運営改善に反映されているか。 自治体・民間への移管等 ・青少年交流の家、自然の家の自治体・民間への移管等に関する取組が進捗しているか。 ・「新しい公共」型の管理運営についての取組が進捗しているか。 効率的な利用促進 ・青少年教育に関する施設の利用状況が向上しているか。 ・青少年教育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設を一	いる。 エ. 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等 組織全体で取り組むべき重要な課題については、役員懇談会等において、政策の検討や業務改善、業務の進捗状況等を確認する中で、常にその把握に努めている。 また、機構のリスク対応として特に重要と考えている体験活動中の安全管理については、国公立青少年教育施設職員、教育委員会担当者及び民間事業者等を対象とした安全管理講習（山系、水辺活動系）や、各教育施設の安全管理に関する職員研修を実施するとともに、各教育施設で作成している危険度の高い活動プログラムの安全対策マニュアルを随時見直して、職員へ周知徹底を図っている。 また、一部の施設においては、東日本大震災を踏まえ、地方自治体等が災害時において避難所等として施設を利用するための協定書を締結するとともに、情報を共有化する等の連携を行っている。 その他、組織運営全般に係る様々な課題（リスク）についても、役員会議や役員懇談会を円滑に運営するための情報共有や調整の場として本部部長・課長が毎週開催している部課長会や、役員懇談会等における役職員との意見交換会を通じて把握しており、理事長の具体的な指示のもと各部署が適切に対応し、改めて役員懇談会等でそのフォローアップを行うとともに、状況に応じてチームを編成するなどして対応している。 さらに、日常的な教育施設における課題（リスク）については、その情報を必要に応じて理事長に報告し、理事長からの指示のもと、当該教育施設において適切に是正するとともに、他の教育施設に対しても情報提供や注意喚起を行っている。 【取組事例】 乗鞍では、平成 26 年 12 月 17 日に発生した大雪による停電及び道路閉鎖により施設が孤立したため、平成 27 年 1 月 4 日まで事務所を閉鎖した。 これによって本部との情報共有が途絶えることの無いよう、仮事務所での Wi-Fi ネットワーク環境の構築、パソコンの提供及び機構外部からグループウェアが使用可能となる設定変更等を行い、継続的な情報共有と適時適切な指示及び報告が可能となるよう迅速に対応した。 オ. 内部統制の現状把握・課題等への対応 a. 内部統制の現状把握 理事長は、役員懇談会等における役職員との意見交換を通じて、内部統制の現状及び課題等を把握している。 また、監査室による内部監査を通じたリスクの洗い出しも行っており、平成 26 年度においては、本部と 6 教育施設において内部監査を実施した。内部監査の結果については、被監査部門と情報を密に共有するとともに、必要に応じて本部担当部署とも連携して改善策を提案している。 なお、公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けているが、平成 26 年度においては、問題となる事象や通報はなかった。 b. 課題等への対応 役員懇談会等における役職員との意見交換を通じて把握した課題等については、理事長の具体的な指示のもと各部署が適切に対応し、改めて役員懇談会等でそのフォローアップを行うとともに、状況に応じてチームを編成するなどして対応している。 さらに、日常的な教育施設における課題については、その情報を必要に応じて理事長に報告し、理事長からの指示のもと、該当教育施設において適切に是正するとともに、他の教育施設に対しても情報提供や注意喚起を行っている。 ② 監事監査 監事は、監査室や会計監査人と連携を図りながら、機構の業務を対象とした監事監査を実施している。 監事監査においては、特に中期目標・中期計画を踏まえた事業や運営の方針の周知状況、業務の進捗把握・改善状況に注視した監査を行っている。また、監事は、監査計画書作成時、監査実施時、監査報告時等をはじめ、それら以外の場合においても適時に理事長との意見交換を行い、マネジメントが的確であるか確認を行っている。監事監査において把握した改善点等については、監査報告	及び運営の改善に関し、「新しい公共」型の管理運営については、試行施設以外の教育施設についてもこれまでの試行に関する報告を踏まえ、各教育施設のおかれた地域の実情に即し、それぞれの地域と連携した効果的・効率的な管理運営に取り組むこととしている。ブロック拠点の有効性については、より一層ブロック内の教育施設の特色化の促進や連携強化を進めるための指導助言や情報収集・発信に努めるとともに、公立施設や民間団体等への積極的な情報発信や連携協力の促進など、広域的な視点を活かした役割を担うことが期待されており、他のブロックにおいても広域主幹を試行的に配置することが望まれている。期間を限定した非常勤職員の確保方策については、引き続き、関係機関・団体等を通じた人材確保ルートの開発に努めるとともに、各教育施設で必要な人材とその人材を確保するために必要な条件について情報収集等を行いながら検討を進めているほか、多様な職務形態や必要な時に必要な人員を確保できるよう様々な採用の在り方などについて検討することとしている。	
--	--	--	--	--	--	--	--

				般の利用に供しているか。 ・施設のさらなる効率的・効果的な利用を実現するための方策についての検討が進捗しているか。 ・宿泊室稼働率が低く、今後もその向上が見込めない施設について、稼働率を高める取組が行われるとともに、様々な検討が進捗しているか。	書に記載するほか、役員会議等において適時に指摘している。 なお、平成 26 年度の監事監査報告書等においては、独立行政法人国立青少年教育振興機構監事監査規程第 24 条に基づく改善すべき事項はなかった。		
（２）各施設の役割の明確化及び運営の改善 本部を中心として、各施設の役割分担を行い、施設ごとに果たすべき役割を明確にするとともに、各施設の自己評価を適切に行い、運営の改善を行う。	（２）各施設の役割の明確化及び運営の改善 本部を中心として、各施設の役割分担を行い、一定の機能分化を図るなど、施設ごとに果たすべき役割を明確化する。また、施設の役割を踏まえ、各年度の業務実績について施設ごとに自己評価を行い、評価結果を各施設の運営の改善に反映する。	（２）各施設の役割の明確化及び運営の改善 本部を中心とした各施設の役割分担については、平成 23 年度に設置した「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」における「第一次報告」及びその後の議論等を踏まえ、役割の明確化を検討する。	（２）各教育施設の役割の明確化及び運営の改善 文部科学省の「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」の報告「今後の国立青少年教育施設の在り方について」（平成 23 年 2 月）において、早急に国立青少年教育施設が取り組むべき事項として、①効果的・効率的な施設配置のため各施設の特色・機能を明確化すること、②「新しい公共」型の管理運営の導入に向けた試行的実施に着手することなどが指摘された。 これを踏まえ、機構においては、平成 23 年 6 月 30 日に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）を設置し、①教育施設の管理運営や事業の企画・実施への多様な主体の参画（「新しい公共」型の管理運営）、②教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び管理運営の 2 点について調査研究を実施している。 上記 2 点に対応した取組を、教育施設及び地域ブロックにおいて試行的に実施した。当該教育施設においては、自己評価を行い、結果及び課題を取りまとめ、協力者会議で報告を行うとともに、各教育施設の運営改善に反映している。平成 26 年度は、平成 27 年 3 月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第二次報告）」として、これまでの調査研究の内容を取りまとめた。 ① 「新しい公共」型の管理運営の試行 平成 23 年度から平成 24 年度にかけて試行を実施した赤城及び淡路の 2 教育施設については、試行の結果を踏まえ、平成 25 年度から「新しい公共」型の管理運営を本格的に実施している。また、平成 25 年 1 月から試行していた大雪、阿蘇、那須甲子、妙高、若狭湾の 5 教育施設においては、先行 2 教育施設の結果も踏まえ、各教育施設の特色を生かして様々な取組を行い、5 教育施設ともに本格実施に移行を予定している。 各教育施設からは、運営協議会の委員が年間を通じて実際の事業やプロジェクトに参画し、委員の知識やネットワークを活用して新たな取組を実施したり、関係機関との連携が深まったりするなど、施設運営においてこれまでになかった多様な成果を上げることができたとの報告を受けており、教育施設の管理運営方策として、「新しい公共」型、すなわち地域に支えられた教育施設の管理・運営は十分有効であり、かつ今後どの教育施設においても欠くことのできない管理・運営の手法であることが確認できた。 平成 27 年度は、試行施設以外の教育施設についてもこれまでの試行に関する報告を踏まえ、それぞれの教育施設のおかれた地域の実情に即し、それぞれの地域と連携した効果的・効率的な管理運営に取り組むこととしている。 ② ブロック拠点の有効性 「今後の国立青少年教育施設の在り方について」（平成 23 年 2 月）では、現在の国立青少年教育施設について、「より効果的・効率的な施設配置を行う観点から、それぞれの施設が有する機能がある程度集約し、施設配置の在り方を見直していくことが必要である。具体的には、地域のブロックごとに拠点施設を設け」ることが考えられると指摘された。 これを踏まえ、平成 24 年 11 月より九州・沖縄ブロックに、平成 25 年 4 月から 12 月まで関東甲信越・中部・北陸地ブロックに、それぞれ広域主幹（エリアマネージャー）を試行的に配置し、協力者会議において、広域主幹からその取組や課題等について報告を受け、その有効性について検討を進めてきた。 広域主幹を配置することにより一定の成果を収めたことから、今後は、これまでの取組を踏まえて、より一層ブロック内の教育施設の特色化の促進や連携強化を進めるための指導助言や情報収集・発信に努めるとともに、公立青少年教育施設や民間団体等への積極的な情報発信や連携協力の促進など、広域的な視点を生かした役割を担うことが期待されている。 このため、他のブロックにおいても広域主幹を試行的に配置することが望まれている。 ③ 期間を限定した非常勤職員の確保方策 「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第一次報告）」（平成 24 年 3 月）では、教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び運営について、今後、国立施設として全うすべき役割を踏まえ、利用者のニーズ、地域の実情及び行政改革の観点からの合理				

				化についての要請等を十分考慮し、季節開設の実施に向けた具体的な検討状況を把握しつつ、引き続き、効果的・効率的な教育施設の配置及び運営について調査研究を進めることとされた。 効果的・効率的な運営のためには、いかにして質の高い季節雇用職員を確保するかが重要な課題であるため、期間を限定した非常勤職員の確保方策について具体的に検討することとし、平成 25 年 4 月より能登、中央、山口徳地及び大隅の 4 教育施設において、3 か年計画でその確保及び活用に関する試行を実施している。 試行の成果としては、いずれの教育施設においても、関係機関・団体や OB 職員をはじめ、様々な人脈を活用し人材発掘に努めたところ、人材発掘を通じて関係団体とのパイプが出来て、関係機関や団体との繋がりが深まったことがあげられる。これは、新たな人材確保のルートの発掘や、非常勤職員が継続できなかった際に後任の候補者を速やかに推薦してもらえるなどの成果も生み出している。 4 教育施設においては、引き続き、関係機関・団体等を通じた人材確保ルートの開発に努めるとともに、それぞれの教育施設で必要な人材とその人材を確保するために必要な勤務時間、期間、賃金その他の条件などについて情報収集等を行いながら、検討を進めている。 また、期間を限定した非常勤職員の確保方策のみならず、多様な勤務形態や必要な時に必要な人員を確保できるよう、様々な採用の在り方などについて検討することとしている。		
	(3) 各施設の自治体・民間への移管等 文部科学省が作成する工程表に沿って、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むとともに、一定の施設について、「新しい公共」の概念を導入し、効果的な組織運営を目指す。	(3) 各施設の自治体・民間への移管等 文部科学省が作成する工程表に沿って、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むとともに、効果的な組織運営を目指す観点から、「新しい公共」型の管理運営について、一部の施設で検証するなど具体的な取り組みを行う。	(3) 各施設の自治体・民間への移管等 文部科学省が作成する工程表に沿って、引き続き国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に向けた調整を行う。 「新しい公共」型の管理運営について、試行的に実施した施設については、さらに試行を深めるとともに、その他の施設についても、効果的・効果的な管理運営に努める。	(3) 各教育施設の自治体・民間への移管等 自治体・民間への移管の検討に資するため、文部科学省に対して最新の利用実績や宿泊室稼働率等の情報提供等を適宜行った。このほか、効果的な組織運営を進める観点から、「新しい公共」型の管理運営の試行に取り組むなど、調査研究を進めた。 また、「今後の青少年教育の体験活動の推進について」（平成 25 年 1 月 21 日中央教育審議会答申）においては、「体験活動の機会と場の確保という観点を踏まえつつ、より効果的・効率的な在り方について、更に検討を行う必要がある」と提言されている。 この答申を踏まえて、文部科学省において平成 26 年度実施された「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」に関して、資料提供や利用団体に対するアンケート調査の配布及び回収に協力するなど、文部科学省と連携して効果的・効率的な組織の運営の検討を行った。		
	(4) 施設の効率的な利用の促進 青少年教育に関する業務の遂行による施設の利用状況	(4) 施設の効率的な利用の促進 青少年教育に関する施設の利用状況を向上させるとと	(4) 施設の効率的な利用の促進 ①施設の効率的な利用の促進の観点から、青少年教	(4) 教育施設の効率的な利用の促進（表 10-6 参照） 機構においては、利用予約に関し、次年度利用案内等を学校や青少年団体等に先に配布するなどして、青少年利用の早期受付を促進しており、一般利用申込については、青少年利用に影響のない範囲で受け付けている。 平成 26 年度の総利用者数は、前述のとおり 5,103,385 人であり、各教育施設においては、「稼働率向上のための数値目標の設定及び行動目標」を設定し、機構全体で総利用者数 500 万人、全教育施設での宿泊室稼働率 50%以上を目指し、広報活動及び利用促進に努めた。 その結果研修支援における青少年利用については、中期計画に定める「青少年人口（0～29 歳）		

	を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、施設を一般の利用に供し、効率的な利用を促進する。加えて、国立オリンピック記念青少年総合センターをはじめ、施設のさらなる効率的・効果的な利用を実現するために必要な方策を検討する。その上で、宿泊室稼働率等が低く、今後その向上が見込めない施設については、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、一定期間の開設、休止や統合・廃止に向けた検討を行う。	もに、施設の効率的な利用の促進の観点から、青少年教育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設を一般の利用に供する。加えて、国立オリンピック記念青少年総合センターをはじめ、施設のさらなる効率的・効果的な利用を実現するため方策を検討し、必要な措置を講ずる。その上で、宿泊室稼働率等が低く、今後その向上が見込めない施設については、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、一定期間の開設、休止や統合・廃止に向けた検討を行う。	育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設を一般の研修利用に供する。 ②平成20年度に策定した「稼働率向上（利用者増加）のための対策」を踏まえ、本部と施設が一体となった取組を推進する。 ③国立オリンピック記念青少年総合センターを含む全施設の利用者数や宿泊室稼働率等を分析の上、更なる研修利用の促進と施設の効率的な運営を進める。	の1割程度の研修利用者を確保する」という目標を達成した。（5-1 頁参照） また、平成26年度は全施設で、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において示された宿泊室稼働率5割を上回る数値を確保しており、宿泊室稼働率が低く、今後その向上が見込めない施設に該当する施設はない。 今後も、各教育施設において設定した「平成27年度稼働率向上のための数値目標の設定及び行動計画」を目標に広報活動と利用促進に取り組み、各教育施設の実績について本部においてフォローアップすることとしている。		
表 10-6 総利用者数の推移						
年 度	宿泊利用者数	増△減	日帰り利用者数	増△減	合 計	増△減
平成18年度	3,037,877人	—	1,863,222人	—	4,901,099人	—
平成19年度	3,018,590人	△19,287	1,747,299人	△115,923	4,765,889人	△135,210
平成20年度	2,985,916人	△32,674	1,877,705人	130,406	4,863,621人	97,732
平成21年度	2,840,883人	△145,033	2,021,397人	143,692	4,862,280人	△1,341
平成22年度	2,898,365人	57,482	2,097,190人	75,793	4,995,555人	133,275
平成23年度	2,758,824人	△139,541	2,111,296人	14,106	4,870,120人	△125,435
平成24年度	2,865,988人	107,164	2,273,314人	162,018	5,139,302人	269,182
平成25年度	2,849,245人	△16,743	2,318,752人	45,438	5,167,997人	28,695
平成26年度	2,811,004人	△38,241	2,292,381人	△26,371	5,103,385人	△64,612

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価				
					業務実績			自己評価					
Ⅳ 財務内容の改善に関する事項 1. 自己収入の確保 利用者、利用の目的及び形態等を踏まえ、施設使用料等を見直すことなどにより、自己収入を確保する。その際、施設設置以来の青少年利用は無料という原則及び学校教育における青少年の体験活動等の重要性を十分考慮するものとする。また、積極的に外部資金や寄附金の増加に努める。	Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 収入面に関し、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保及び受益者負担の適正化の観点から、施設使用料や活動プログラムに係る費用等の設定を見直す。さらに、科学研究費補助金等の申請、国や民間企業等からの受託事業等の積極的な受入れ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。また、管理・運営業務の効率	収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運用を行う。また、自己収入の確保の観点から、前中期目標期間の収入実績及び「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」の提言をもとに検討し、利用者への一定の周知期間が必要であることに配慮しつつ、施設使用料や活動プログラムに係る費用等の設定を	＜その他の指標＞ 【予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画】 収入 支出 財務状況 （当期総利益（又は当期総損失） ・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。 ・また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。 （利益剰余金（又は繰越欠損金）） ・利益剰余金が計上されている	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P11-1～7（第 11 章 1～6）			＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P11-8（第 11 章 9）		評定	A			
				＜主要な業務実績＞ 1. 予算の状況（表 11-1 参照） （1）事業収入等の確保の状況 ① 平成 26 年度事業収入等予算額 1,563,757 千円 ② 平成 26 年度事業収入等決算額 1,696,978 千円 （対予算比 8.5%、133,221 千円増） （2）事業収入等の確保に係る主な取組状況 ① 近年の光熱水料費の値上り及び、施設の老朽化により改修費が年々増加傾向にあること等に伴い、センターの施設使用料について、平成 26 年 4 月より料金改定（10%～30%値上げ）を行った。 ② 青少年の体験活動に関わる指導者養成等の事業（養成、研修）参加費については、食費、シーツ等洗濯代を徴収している。また、教員免許状更新講習は、食費、シーツ等洗濯代以外に受講料を受益者負担として徴収している（1 時間あたり 1,000 円）。 ③ 平成 26 年度において、これまでの機構の業務について評価をいただいたことから、大口の民間出えん金（800,000,000 円）及び寄附金（200,000,000 円）を受け入れることができた。 平成 26 年度民間出えん金受入額：807,694,769 円 （平成 25 年度受入額：7,396,476 円、800,298,293 円増） 平成 26 年度寄附金受入額：294,576,454 円 （平成 25 年度受入額：83,657,020 円、210,919,434 円増） （3）予算の状況			＜評定と根拠＞ 評定：A 機構の業務について評価をいただいたことにより大口の民間出えん金及び寄附金を受け入れることができたため、それぞれ大幅に増額（民間出えん金 例年：7～8 百万円→平成 26 年度：808 百万円（約 800 百万円増）、寄附金 平成 25 年度：84 百万円→平成 26 年度：295 百万円（211 百万円増）となり、年度計画における目標を上回る成果が得られているとして、A 評定とした。 【予算、収支計画、資金計画】 自己収入の確保については、事業収入等における予算額 1,563,757 千円を上回ることを目標に、利用者数増加のための利用の促進やセンターの施設使用料の料金改定等の取組を行ったことにより、1,696,978 千円（対予算比 8.5%増）の収入額となった。						
				表 11-1 平成 26 年度の予算				（単位：千円）					
								区 分	予 算 額	決 算 額	差額△減額		
								【収 入】	(A)	(B)	(B)-(A)		

自己収入の取扱いにおいては、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。 2. 固定経費の削減 管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を目指す。	化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営を行う。	見直す。 さらに、科学研究費補助金等の申請、国や民間企業等からの受託事業等を積極的に受け入れ、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。 また、管理・運営業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営を行う。	場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。 ・繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画は妥当か。 ※解消計画がない場合 ・当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるか。 （運営費交付金債務） ・当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 ・運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析が行われているか。 （溜まり金） ・いわゆる溜まり金の精査において、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗	運営費交付金 施設整備費補助金 事業収入等 受託収入 寄附金収入 補助金 民間出えん金 その他の収入 前年度繰越金 計	9,161,638 325,253 1,563,757 — — — — — — 11,050,648	9,161,638 325,253 1,696,978 89,709 294,576 100 807,695 63,673 1,143,682 13,583,304	— — 133,221 89,709 294,576 100 807,695 63,673 1,143,682 2,532,656	また、平成 26 年度において、これまでの機構の業務について評価をいただいたことから、大口の民間出えん金（800,000,000 円）及び寄附金（200,000,000 円）を受け入れることができた。 ＜課題と対応＞ 今後も自己収入の確保等が課題であることから、引き続き、受益者負担の適正化を図るため、教育施設の施設使用料や活動プログラムに係る料金の見直し等について検討を行うとともに、民間出えん金や寄附金の増加に努める。	ていると認められるためA評定とした。 ＜今後の課題＞ 受益者負担の観点から、引き続き機構内で自己収入の増加方策について検討することが重要。 ＜WT 委員からの助言＞ 特になし			
			【支 出】 運営費 一般管理費 うち人件費 うち管理運営費 業務経費 事業費 基金事業費 受託事業費 補助金事業費 寄附金事業費等 施設整備費 計	(A) 10,725,395 6,244,845 4,326,334 1,918,511 4,480,550 2,180,550 2,300,000 — — — 325,253 11,050,648	(B) 11,180,096 5,642,942 3,722,344 1,920,598 5,537,154 2,964,823 2,572,331 89,709 100 71,487 325,253 11,666,645	(A)-(B) △454,701 601,903 603,990 △2,087 △1,056,604 △784,273 △272,331 △89,709 △100 △71,487 — △615,997						
			(注) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。									
			① 収入の主な増減理由 センターの施設使用料の料金改定（平成26年4月～）等、事業収入の確保に係る取組を行ったことによる増加である。									
			【経年比較】収入の経年比較 (単位：百万円)									
			区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度			平成 26 年度		
			運営費交付金	9,761	9,479	9,032	8,939			9,162		
			施設整備費補助金	4,689	214	393	267			325		
			事業収入等	1,582	1,417	1,612	1,617			1,697		
			受託収入	89	178	111	85			90		
			寄附金収入	22	73	54	84			295		
			民間出えん金	8	7	8	7			808		
			その他の収入	26	39	55	49			64		
			前年度繰越金	237	4	634	919			1,144		
			計	16,414	11,411	11,899	11,966			13,583		
			(注) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。									
			【経年比較】事業収入等の状況 (単位：千円)									
			区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度			平成 26 年度		
			事業収入等の決算額	1,582,060	1,417,250	1,612,239	1,616,753			1,696,978		
			事業収入等の予算額	1,502,740	1,517,767	1,532,945	1,548,274			1,563,757		
			予算額に対する決算額の割合	105.3%	93.4%	105.2%	104.4%			108.5%		
			② 支出の主な増減理由 人 件 費：給与水準の適正化等の影響による人件費の減。 事 業 費：電気料金等の値上げに伴う光熱水料等の増。									
			【経年比較】支出の経年比較 (単位：百万円)									

</

区 分	予 算 額	決 算 額	差額△減額
	(A)	(B)	(A)-(B)
【資金支出】	10,725,395	11,518,274	△792,879
業務活動による支出	10,725,395	10,914,871	△189,476
投資活動による支出	—	477,874	△477,874
財務活動による支出	—	125,529	△125,529
翌年度への繰越額	—	3,675,754	3,675,754
	(A)	(B)	(B)-(A)
【資金収入】	10,725,395	12,504,837	1,779,442
業務活動による収入	10,725,395	11,319,216	593,821
運営費交付金による収入	9,161,638	9,161,638	—
入場料等収入	1,563,757	1,696,138	132,381
受託収入	—	84,642	84,642
補助金等収入	—	86	86
寄附金収入	—	311,368	311,368
その他収入	—	65,345	65,345
投資活動による収入	—	377,926	377,926
施設整備費補助金による収入	—	368,868	368,868
有形固定資産の売却による収入	—	58	58
有価証券の償還による収入	—	9,000	9,000
財務活動による収入	—	807,695	807,695
民間出えん金	—	807,695	807,695
前年度からの繰越額	—	2,689,191	2,689,191

(注) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

投資活動による支出：施設整備費補助金等を財源とする固定資産の取得による支出の増。

財務活動による収入：民間出えん金の増。

4. 財務の状況

(1) 当期総利益（当期総損失）の状況

当機構における当期総利益（当期総損失）は、11,867 円である。

【経年比較】当期総利益（当期総損失）の状況 (単位：百万円)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当期総利益(当期総損失)	346	0	0	0	0

【当期総利益（又は当期総損失）の発生要因】

事業に係る運営支援業務など業務運営上必要となる外部委託費等について、業者への積極的な声掛けを行い、複数者応札への移行による競争性の確保を図ったほか、契約の分割化を行うなど契約内容の見直しを実施したこと等により、経費が削減されたため。

(2) 利益剰余金（繰越欠損金）の状況

当機構の平成 26 年度における利益剰余金は、1,674,673 円である。

(内訳)

前中期目標期間繰越積立金 1,163,954 円
 積立金 498,852 円
 当期未処分利益 11,867 円
 (うち当期総利益 11,867 円)

【経年比較】利益剰余金（繰越欠損金）の状況 (単位：百万円)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
-----	----------	----------	----------	----------	----------

					利益剰余金	372	2	2	2	2		
					(3) 運営費交付金債務の状況 平成 26 年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率は 0.0%であった。 また、平成 23 年度～平成 25 年度に交付された運営費交付金のうち、平成 25 年度末において未執行相当額として運営費交付金債務に計上していた 1,060,428,200 円のうち、260,081,079 円（基金事業 215,180,765 円、退職一時金 44,900,314 円）を平成 26 年度に執行した。 なお、未執行相当額（800,347,121 円）については、運営費交付金債務として平成 27 年度に繰り越し、執行する予定である。 (4) 溜まり金の精査の状況 平成 26 年度において溜まり金を精査した結果、該当はなかった。							
		1. 予算（中期計画の予算）別紙 1 のとおり。	1. 予算別紙 1 のとおり。									
		2. 収支計画別紙 2 のとおり。	2. 収支計画別紙 2 のとおり。									
		3. 資金計画別紙 3 のとおり。	3. 資金計画別紙 3 のとおり。									

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	短期借入金の限度額		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成 27 年度）2-3 行政事業レビューシート番号 0071、0072

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
		Ⅳ 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は 20 億円とする。 短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入に遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給や事故の発生などにより緊急に必要なとなる経費として借入することも想定される。		＜その他の指標＞ 【短期借入金の限度額】 ・短期借入金は有るか。有る場合は、その額及び必要性は適切か。	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務に関する自己点検・評価報告書 P11-6（第 11 章 5）	＜自己評価書参照箇所＞	評価	—
					＜主要な業務実績＞ 5. 短期借入金の限度額の状況 短期借入金の限度額は 20 億円である。 なお、平成 26 年度においては、短期借入金の実績はなかった。	＜評価と根拠＞ 評価：—	—	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5	不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
		V 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に 関する計画 なし		【不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に 関する計画】 ・不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に 関する計画は有るか。ある場合は、計画に沿って順調に処分に 向けた手続きが進められているか。	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P11-6（第 11 章 6） ＜主要な業務実績＞ 6. 財産の処分等の状況 保有地及び借地について、各教育施設の使用する土地及び建物（以下「施設等」という。）の有効利用に 関して、組織的かつ不断に把握・検討を行う体制を整備して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図るべく、平成 25 年度に、「独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会」を本部に設置した。 平成 26 年 11 月に同委員会を開催し、教育施設等の利用状況を把握し、事務事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているかの検討を行った。 その結果、施設等が有効利用されていることを確認すると共に、今後も見直しを継続して検討していくこととした。	＜自己評価書参照箇所＞ ＜評価と根拠＞ 評価：B 保有資産等利用検討委員会において組織的かつ不断に把握・検討する体制を整備しており、保有する施設が有効に利用されていることを確認していることから、B 評価とした。 【不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に 関する計画】 保有資産の見直しについては、前年度に引き続き保有資産等利用検討委員会を実施し、施設等が有効利用されていることを確認した。 ＜課題と対応＞ 今後も保有資産等利用検討委員会において、組織的かつ不断に自主的な見直しを行う。	＜評価に至った理由＞ 「保有資産等利用検討委員会」において、見直しや不要財産等の有無について確認が定期的に行われていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため B 評価とした。 ＜今後の課題＞ 引き続き、「保有資産等利用検討委員会」において不断の見直しが行われ、監事等の意見も反映されることが重要。 ＜WT 委員の助言＞ 法人全体で、引き続き見直しをしっかりと行っていただきたい。	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6	上記以外の重要な財産の処分等に関する計画		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		Ⅵ 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画 なし		＜その他の指標＞ 【上記以外の重要な財産の処分等に関する計画】 ・重要な財産の処分に関する計画は有るか。ある場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められているか。	＜実績報告書等参照箇所＞	＜自己評価書参照箇所＞	評価	—
					＜主要な業務実績＞ 計画なし。	＜評定と根拠＞ 評定：—	—	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7	剰余金の使途		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		Ⅶ 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充てる。 ①青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の充実 ②青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援の充実 ③青少年教育に関する調査及び研究の充実 ④青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進の充実 ⑤青少年教育団体が行う活動に対する助成の充実		＜その他の指標＞ 【剰余金の使途】 ・利益剰余金は有るか。有る場合はその要因は適切か。 ・目的積立金は有るか。有る場合は、活用計画等の活用方を定める等、適切に活用されているか。	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成26年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書P11-7（第11章7） ＜主要な業務実績＞ 7. 剰余金の状況 剰余金の状況については、下記のとおりである。なお、目的積立金の計上はない。 （1）利益剰余金の有無及びその内訳 利益剰余金 1,674,673円 （内訳） 前中期目標期間繰越積立金 1,163,954円 積立金 498,852円 当期末処分利益 11,867円 （うち当期総利益11,867円） （2）利益剰余金が生じた理由 ① 前中期目標期間繰越積立金 自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額であり、平成23年6月に文部科学大臣の承認を受けて計上している。 ② 積立金 平成23年度、平成24年度及び平成25年度決算時の「当期末処分利益」について、文部科学大臣の承認を受けて計上している。 （第2期中期目標期間終了後に国庫納付を行う。） ③ 当期末処分利益 事業に係る運営支援業務など業務運営	＜自己評価書参照箇所＞ ＜評価と根拠＞ 評価：B 適切に予算執行を行った結果、過大な損益は発生していないことから、B評価とした。 【剰余金の使途】 利益剰余金の内訳は、前中期目標期間繰越積立金、積立金、当期末処分利益である。 前中期目標期間繰越積立金は、自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額であり、平成23年6月に文部科学大臣の承認を受けて計上している。 積立金は、平成23年度、平成24年度及び平成25年度決算時の「当期末処分利益」について、文部科学大臣の承認を受けて計上しており、第2期中期目標期間終了後に国庫納付を行う。 当期末処分利益については、外部委託業務等の契約内容の見直しにより、経費が削減されたために生じた当期総利益である。 ＜課題と対応＞ 今後も中期計画に基づく適切な予算執行に取り組む。	評価 B ＜評価に至った理由＞ 剰余金については、過大な損益が発生していないことから、中期計画における所期の目標を達成していると認められるためB評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし ＜WT委員の助言＞ 特になし

					上必要となる外部委託費等について、業者への積極的な声掛けを行い、複数者応札への移行による競争性の確保を図ったほか、契約の分割化を行うなど契約内容の見直しを実施したこと等により、経費が削減されたため。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8－1	施設・設備に関する事項		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	V その他業務運営に関する重要事項	VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 別紙4のとおり		＜その他の指標＞ 【施設・設備に関する事項】 施設及び設備に関する計画・施設及び設備に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 ・利用者の安全の確保、バリアフリー対策など、利用者本位の施設整備が行われているか。	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成26年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P12-1～2（第12章1～2） ＜主要な業務実績＞ 1. 施設整備の実施状況 平成26年度の施設・設備の整備に当たっては、「施設整備5ヶ年計画」の見直しを行いつつ、各教育施設の施設利用者の安全・安心及び研修・宿泊施設等の環境改善を図るとともに、身体障害者等への対応、老朽化した地下重油タンクの更新、屋内運動場の天井落下防止対策や自動火災報知設備の改修など、利用者の安全対策を実施した。 また、大雨や台風、落雷で被災した各教育施設の災害復旧整備を実施した。実施に当たっては、工事中の利用者の安全確保を優先した。 （1）施設整備事業（施設整備費補助金） ① 平成25年度補正（58事業計： 303,467千円） （2）災害復旧（施設整備費補助金） ① 平成25年度補正（7事業計： 17,313千円） ② 平成26年度補正（2事業計： 4,473千円） （3）各所修繕 ① 平成26年度運営費交付金（計： 334,146千円）		＜自己評価書参照箇所＞ 平成26年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P12-2（第12章3） ＜評定と根拠＞ 評定：B 「施設整備5ヶ年計画」に基づき、利用者の安心安全のための施設整備を計画的に実施することが出来たためB評定とした。 【施設・設備に関する事項】 「施設整備5ヶ年計画」の見直しを行いつつ、本部が各教育施設と連携しながら計画的に各施設の保守・管理等を実施するとともに、基幹設備の老朽化に伴う危険防止対策を着実に進めたことから、中期計画における所期の目標を達成していると認められるためB評定とした。 ＜今後の課題＞ 教育施設は設置50年を経過する施設もあり、今後は、各教育施設の建物・基幹整備の老朽化対策として、長寿命化を主眼とする改修を行うとともに、温室効果ガス（CO2）の排出削減のために、省エネルギーが見込まれる設備・備品等の導入を重点的かつ計画的に推進することが急務である。また、施設が避難場所としての機能を果たすことから、早急に必要とされる施設整備を行うことが求められる。	評定	B
	1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施 （1）施設・設備は、青少年等に対する研修が効果的に実施されるよう、長期的視野に立って、その整備を計画的に推進する。 また、それらの管理運営においては、老朽化した施設・設備の改修や維持保全を確実に実施することで、安全の確保に万全を期す	1. 施設・設備に関する事項 （1）施設・設備に関する保守・管理の長期的な計画を策定し、当該計画に基づく保守・管理を行うとともに、利用者が安心・安全に体験活動ができる環境の整備及び自然災害等への対応の観点から、必要な施設・設備の改善等を計画的に進める。	1. 施設・設備に関する事項 （1）施設・設備に関する施設整備5ヶ年計画に基づき、保守・管理を適切に行う。また、快適な食・住環境の確保、利用者の安心・安全な体験活動に必要な施設・設備の改善等を進める。						

	る。					慮した施設整備を行っ た。																																																															
	（２）利用者 本位の快適な 生活・研修環 境の形成のた めの施設整備 を進め、特に 幼児、高齢者、 障がい者等に 対してやさし い施 設 と す る。	（２）利用者 本位の快適な 生活・研修環 境の形成のた めの施設整備 を進める。特 に幼児・高齢 者、身体障が い者等が円滑 に施設及びサ ービスを利用 できるよう、 関係法令等を 踏まえつつ、 計画的な施設 整 備 を 進 め る。	（２）利用者 のニーズを踏 まえ、特に幼 児・高齢者、 身体障がい者 等が円滑に施 設及びサービ スを利用でき るようバリア フリー化を進 める 。		2. 施設・設備の充実 （１）利用者に配慮した施設整備の状況 低年齢の利用者や高齢者、身体障害者に配慮し、3 教育施設で和式トイレを洋式トイレに更新したほか、4 教育施設で通路のバリアフリー化（自動ドア改修、スロープ設置等）を実施した。 また、9 教育施設で屋内運動場等の天井落下防止対策を実施したほか、5 施設で自動火災報知設備の改修、2 施設で浮き桟橋の改修、5 教育施設で非常用蓄電池の交換、2 教育施設で避雷器の設置を行い、利用者への安全対策を実施した。 （２）環境への配慮について ① 環境報告書 2014 の作成・公表 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年 6 月 2 日法律第 77 号）、同施行令」に基づき、平成 26 年 7 月に独立行政法人国立青少年教育振興機構環境委員会を開催し、環境配慮への方針、環境目標・計画、環境報告書の報告内容及び公表方法について審議・検討を行い、「環境報告書 2014」を 9 月に公表した。 ② 温室効果ガス（CO ₂ ）排出量削減等の取組（表 12-1 参照） 温室効果ガス（CO ₂ ）の排出の削減のため、LED 照明への更新（28 教育施設）、窓ガラスの遮熱コーティング（1 教育施設）を実施した。 表 12-1 平成 19～26 年度温室効果ガス（CO ₂ ）排出量 <table><tr><th rowspan="2">事 項</th><th colspan="8">温室効果ガス（CO₂）排出量（t）</th></tr><tr><th>平成 19 年度</th><th>平成 20 年度</th><th>平成 21 年度</th><th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th></tr><tr><td>電 気</td><td>7,954</td><td>7,728</td><td>7,640</td><td>8,307</td><td>7,768</td><td>9,264</td><td>9,818</td><td>10,463</td></tr><tr><td>ガ ス</td><td>3,841</td><td>3,618</td><td>3,712</td><td>4,321</td><td>3,925</td><td>4,198</td><td>4,233</td><td>4,159</td></tr><tr><td>重 油</td><td>7,904</td><td>7,628</td><td>7,280</td><td>6,952</td><td>6,148</td><td>6,030</td><td>6,106</td><td>5,838</td></tr><tr><td>灯 油</td><td>1,075</td><td>983</td><td>989</td><td>1,076</td><td>1,130</td><td>995</td><td>1,006</td><td>1,059</td></tr><tr><td>合 計</td><td>20,774</td><td>19,957</td><td>19,621</td><td>20,656</td><td>18,971</td><td>20,487</td><td>21,163</td><td>21,519</td></tr></table> ③ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄処分 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処分の推進に関する特別措置法（平成 13 年 6 月 22 日法律第 65 号）」に基づき、岩手山、磐梯、赤城、能登で保管されていた高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）を適切に廃棄処分した。 （３）エネルギー使用状況について 「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）」に基づき、平成 25 年度の省エネルギーの取組状況について、文部科学省及び経済産業省に報告を行った。 また、教育施設において同法に基づき策定した「管理標準」（エネルギーの合理的使用に関するマニュアル）によるボイラー、空調設備、受変電設備等の運転管理の実施、及び環境委員会にて策定した環境計画による節電対策やクールビズ、ウォームビズの実施など、省エネルギーの取組を引き続き実施した。 エネルギーの使用状況については、機構ホームページで公表している環境報告書において、省エネルギーの具体的取組として環境目標を設定し、環境負荷の低減に努めている。	事 項	温室効果ガス（CO ₂ ）排出量（t）								平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	電 気	7,954	7,728	7,640	8,307	7,768	9,264	9,818	10,463	ガ ス	3,841	3,618	3,712	4,321	3,925	4,198	4,233	4,159	重 油	7,904	7,628	7,280	6,952	6,148	6,030	6,106	5,838	灯 油	1,075	983	989	1,076	1,130	995	1,006	1,059	合 計	20,774	19,957	19,621	20,656	18,971	20,487	21,163	21,519	＜課題と対応＞ 今後は、引き続き利用 者本位の施設整備及び自 然災害への対応等、必要 な施設・設備の改善を計 画的に進める。	
事 項	温室効果ガス（CO ₂ ）排出量（t）																																																																				
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																																													
電 気	7,954	7,728	7,640	8,307	7,768	9,264	9,818	10,463																																																													
ガ ス	3,841	3,618	3,712	4,321	3,925	4,198	4,233	4,159																																																													
重 油	7,904	7,628	7,280	6,952	6,148	6,030	6,106	5,838																																																													
灯 油	1,075	983	989	1,076	1,130	995	1,006	1,059																																																													
合 計	20,774	19,957	19,621	20,656	18,971	20,487	21,163	21,519																																																													

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8－2	人事に関する計画		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
2. 人事に関する計画 業務のより一層の効果的・効率的実施のため、人員の適正かつ柔軟な配置、職員の専門性を高める研修機会の充実、新規職員の計画的な採用、人事交流や任期付任用、幹部職員の公募等の工夫により多様で優れた人材を確保し、育成する。また、職員の能力向上を図り、円滑な業務遂行を行うため、適切な人事評価制度を着実に運用する。	2. 人事に関する計画 (1) 方針 ①青少年をめぐる諸課題に総合的に対応し、より一層、その施策を効果的かつ効率的に推進するため、人員を適正かつ柔軟に配置する。また、本部及び施設ごとの業務の質・量に応じた定期的な人員配置の見直しを行う。 ②職員に対し、企画力、指導力、接客サービスの向上や施設の安全管理などを目的とした、多様で体系的な研修機会を設け、計画的な人材養成を行う。	2. 人事に関する計画 (1) 方針 平成24年度に改正した「人事に関する基本方針」に基づき、着実に人事計画を実施する。 ①人員の適正配置・見直し人員の適正配置を行うとともに、業務の質・量に応じた人員配置の見直しを定期的に行う。 ②職員の資質向上を図るための研修職員の企画力、指導力、接客サービスの向上などを図るための研修を計画的に実施する。また、外部での研修に積極的に参加させ	＜その他の指標＞ 【人事に関する計画】 人事に関する計画 ・人事に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 ・人事管理は適切に行われているか。 ・職員研修が的確に実施され、十分な成果が得られているか。 ・新規採用、人事交流、任期付き任用の活用など多様で優れた人材を確保するための取組が行われているか。 ・人事評価が適切に運用されているか。	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成26年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P13-1～5（第13章1）	＜自己評価書参照箇所＞ 平成26年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P13-5～6（第13章2）	B	＜評価に至った理由＞ 適切な人事管理、人員配置が行われており、中期計画における所期の目標を達成していると認められるためB評価とした。 ＜今後の課題＞ 4 法人で行う合同研修の内容については、お互いの法人の業務を理解できるような研修内容としていくとともに、職員相互の交流が図られることも重要である。 ＜WT委員からの助言＞ 職員の一人一人の能力を把握し、適材適所となるような人員配置に努めていただきたい。また、人事交流で各教育委員会から来ている職員に対しては、体験活動の重要性を理解していただき、その後の学校利用が増えるような結果となるよう期待する。	
				＜主要な業務実績＞ 1. 人事管理の実施状況 人事管理については、「人事に関する基本方針」に基づき、職員の資質向上、優れた職員の確保、主体的で意欲ある人材育成等を計画的に進めるとともに、職員の適性・能力・意欲等に相応しい職務又は処遇となるよう、公平・公正で計画性のある人事を行っている。 【常勤職員数】510人（平成26年4月1日現在） (1) 多様な人材の確保 ① 職員の新規採用 公募による選考採用により、平成26年4月に10人（本部5人、中央1人、那須甲子1人、信州高遠1人、立山1人、曾爾1人）の職員を採用し、平成27年4月に13人（本部8人、淡路1人、江田島1人、若狭湾1人、諫早1人、大隅1人）の職員を採用することを決定した。 さらに、平成26年4月に任期付きの職員を7人採用し、多様な優れた人材を確保した。 ② 所長人事の多様化 高い教養と教育的意識を有し、教育施設の運営責任者としての経営感覚に優れ、現下の喫緊の課題に対する的確な判断能力を有する者が所長として適当であることから、所長の人事については、多種・多様な人材を広く求めることとして、平成23年4月から公募による採用を行っている。平成26年度においては、平成25年12月に公募を実施し、その結果、民間団体等から3人の所長（大雪、赤城、淡路）を任期付にて採用した。 ③ 人事交流の実施（表13-1参照） 青少年教育機関として継続性を維持しつつ、効果的・効率的な法人運営を行うため、多様な人材の確保及び人材の育成・活用が必要であることから、「人事に関する基本方針」に基づき、文部科学省関係機関、地方公共団体、民間団体との間で連携の強化を図り、広く計画的な人事交流を行った。 表13-1 機関との人事交流の状況 (平成26年4月1日現在)	＜評価と根拠＞ 評価：B 【人事に関する計画】 「人事に関する基本方針」に基づき、平成26年度も適切な人事管理、人員配置の見直し等を着実にやったことから、B評価とした。 多様な人材の確保については、文部科学省関係機関、地方公共団体、民間団体と連携し、平成26年度は291人（受入れ：284人、出向：7人）の人事交流を行うとともに、10人の新規職員を採用した。 人員配置については、各教育施設所長等からのヒアリングを踏まえて、機構組織全体の中で必要な見直しを行うとともに計画的に人員削減を行った。 職員研修については、従前からの研修に加え、新たに管理系係長研修や5年経			

		③新規職員を計画的に採用するとともに、関係機関、民間団体との間での広く計画的な人事交流の実施、任期付任用の活用や幹部職員の公募等により、多様で優れた人材を確保する。 ④人事評価制度を適切に運用し、その評価結果を踏まえた処遇等への反映を図る。 （２）人員に関する指標 常勤職員について、その職員数の抑制を図る。 （参考） 中期目標期間中の人件費総額見込み １８，９８３百万円 但し、上記の額は「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成１８年法律第４７号）において削減対象とされた人件費を指す。	る。 ③人材確保 新規職員の計画的な採用、地方公共団体、教育委員会、国立大学法人、民間団体等との人事交流や任期付任用、幹部職員の公募などの多様な方法により、意欲ある優秀な人材の計画的な確保に努める。 ④人事評価 国における人事評価の趣旨等を踏まえ、人事評価を実施し、その評価結果を適切に処遇等へ反映させる。 （２）人員に関する指標 政府における総人件費削減の方針を踏まえ、組織・体制の見直しに伴う人員削減計画を着実に実施することとし、平成２６年度計画分の人員削減を実施する。		<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">受 入 れ 状 況</th><th colspan="2">出 向 状 況</th></tr><tr><th>交流先機関数</th><th>人事交流者数</th><th>交流先機関数</th><th>人事交流者数</th></tr><tr><td>文部科学省関係機関</td><td>33</td><td>145</td><td>3</td><td>7</td></tr><tr><td>地方公共団体</td><td>45</td><td>139</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>78</td><td>284</td><td>3</td><td>7</td></tr></table>	区 分	受 入 れ 状 況		出 向 状 況		交流先機関数	人事交流者数	交流先機関数	人事交流者数	文部科学省関係機関	33	145	3	7	地方公共団体	45	139			合 計	78	284	3	7										
					区 分		受 入 れ 状 況		出 向 状 況																														
交流先機関数	人事交流者数	交流先機関数	人事交流者数																																				
文部科学省関係機関	33	145	3	7																																			
地方公共団体	45	139																																					
合 計	78	284	3	7																																			
						【経年比較】他機関との人事交流の状況（各年度４月１日現在） <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">人事交流の受入状況</td><td>交流先機関数</td><td>95</td><td>85</td><td>82</td><td>80</td><td>78</td></tr><tr><td>人事交流者数(人)</td><td>350</td><td>325</td><td>307</td><td>289</td><td>284</td></tr><tr><td rowspan="2">人事交流の出向状況</td><td>交流先機関数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>人事交流者数(人)</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>7</td></tr></table> （２）人員配置の見直し 各職員の経歴、適性及び希望等や業務の専門性、困難さを把握して、組織全体として最も力を発揮できる人員配置となるよう、各教育施設所長等からのヒアリングを行った上で人員配置の見直しを行っている。 また、計画的な人員削減を推進するため策定した、平成 24 年度以降の人員削減計画に基づき、平成 26 年度においては、人事異動等による不補充により 4 人の人員削減を行った。 【人員削減の実施状況】 平成 24 年度 4 人（常勤職員数 520 人） 平成 25 年度 6 人（常勤職員数 514 人） 平成 26 年度 4 人（常勤職員数 510 人） （３）職員研修の実施（表 13-2 参照） 青少年をめぐる諸課題に総合的に対応するためには人材の育成が不可欠であり、職員の資質向上・意識改革を図る必要があることから、効果的な研修を積極的に取り入れ、計画的に実施するため、「人事に関する基本方針」に基づき、本部が主催する研修のほか、各教育施設が企画・実施する研修及び外部機関が主催する研修にも積極的に職員を参加させている。 ① 新たに実施した研修 平成 25 年度に本部主催及び他機関主催の研修を体系的に整理し、平成 26 年度には新たに次の研修を行った。 ア. 新任所長・新任次長研修 従前までの新任所長だけでなく新任次長も対象に施設の管理運営に必要な知識についての理解を深めることを目的とした階層別研修 イ. 管理系係長研修 管理系の係長級職員を対象に管理系業務の適正な執行について理解を深め、係長に求められる資質の向上を図ることを目的とした階層別研修 ウ. 5 年経験職員研修 採用から 5 年経験したプロパー職員を対象として、機構職員としての役割の再認識及び階層に応じた資質の向上を図ることを目的とした階層別研修 エ. 大型バス等運転講習 大型バス等の運転に関する知識及び技術の向上を目的とした実技講習 ② 本部主催及び各教育施設企画・実施の研修 表 13-2 のような研修を実施し、これらの研修によって教育事業や研修支援を行うにあたり必要となる知識や技能の向上を図った。 ③ 研修の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、効	区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	人事交流の受入状況	交流先機関数	95	85	82	80	78	人事交流者数(人)	350	325	307	289	284	人事交流の出向状況	交流先機関数	1	1	1	2	3	人事交流者数(人)	1	1	3	4	7
区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																	
人事交流の受入状況	交流先機関数	95	85	82	80	78																																	
	人事交流者数(人)	350	325	307	289	284																																	
人事交流の出向状況	交流先機関数	1	1	1	2	3																																	
	人事交流者数(人)	1	1	3	4	7																																	

		③新規職員を計画的に採用するとともに、関係機関、民間団体との間での広く計画的な人事交流の実施、任期付任用の活用や幹部職員の公募等により、多様で優れた人材を確保する。 ④人事評価制度を適切に運用し、その評価結果を踏まえた処遇等への反映を図る。 （２）人員に関する指標 常勤職員について、その職員数の抑制を図る。 （参考） 中期目標期間中の人件費総額見込み １８，９８３百万円 但し、上記の額は「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成１８年法律第４７号）において削減対象とされた人件費を指す。	る。 ③人材確保 新規職員の計画的な採用、地方公共団体、教育委員会、国立大学法人、民間団体等との人事交流や任期付任用、幹部職員の公募などの多様な方法により、意欲ある優秀な人材の計画的な確保に努める。 ④人事評価 国における人事評価の趣旨等を踏まえ、人事評価を実施し、その評価結果を適切に処遇等へ反映させる。 （２）人員に関する指標 政府における総人件費削減の方針を踏まえ、組織・体制の見直しに伴う人員削減計画を着実に実施することとし、平成２６年度計画分の人員削減を実施する。		<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">受 入 れ 状 況</th><th colspan="2">出 向 状 況</th></tr><tr><th>交流先機関数</th><th>人事交流者数</th><th>交流先機関数</th><th>人事交流者数</th></tr><tr><td>文部科学省関係機関</td><td>33</td><td>145</td><td>3</td><td>7</td></tr><tr><td>地方公共団体</td><td>45</td><td>139</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>78</td><td>284</td><td>3</td><td>7</td></tr></table>	区 分	受 入 れ 状 況		出 向 状 況		交流先機関数	人事交流者数	交流先機関数	人事交流者数	文部科学省関係機関	33	145	3	7	地方公共団体	45	139			合 計	78	284	3	7										
					区 分		受 入 れ 状 況		出 向 状 況																														
交流先機関数	人事交流者数	交流先機関数	人事交流者数																																				
文部科学省関係機関	33	145	3	7																																			
地方公共団体	45	139																																					
合 計	78	284	3	7																																			
						【経年比較】他機関との人事交流の状況（各年度４月１日現在） <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">人事交流の受入状況</td><td>交流先機関数</td><td>95</td><td>85</td><td>82</td><td>80</td><td>78</td></tr><tr><td>人事交流者数(人)</td><td>350</td><td>325</td><td>307</td><td>289</td><td>284</td></tr><tr><td rowspan="2">人事交流の出向状況</td><td>交流先機関数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>人事交流者数(人)</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>7</td></tr></table> （２）人員配置の見直し 各職員の経歴、適性及び希望等や業務の専門性、困難さを把握して、組織全体として最も力を発揮できる人員配置となるよう、各教育施設所長等からのヒアリングを行った上で人員配置の見直しを行っている。 また、計画的な人員削減を推進するため策定した、平成 24 年度以降の人員削減計画に基づき、平成 26 年度においては、人事異動等による不補充により 4 人の人員削減を行った。 【人員削減の実施状況】 平成 24 年度 4 人（常勤職員数 520 人） 平成 25 年度 6 人（常勤職員数 514 人） 平成 26 年度 4 人（常勤職員数 510 人） （３）職員研修の実施（表 13-2 参照） 青少年をめぐる諸課題に総合的に対応するためには人材の育成が不可欠であり、職員の資質向上・意識改革を図る必要があることから、効果的な研修を積極的に取り入れ、計画的に実施するため、「人事に関する基本方針」に基づき、本部が主催する研修のほか、各教育施設が企画・実施する研修及び外部機関が主催する研修にも積極的に職員を参加させている。 ① 新たに実施した研修 平成 25 年度に本部主催及び他機関主催の研修を体系的に整理し、平成 26 年度には新たに次の研修を行った。 ア. 新任所長・新任次長研修 従前までの新任所長だけでなく新任次長も対象に施設の管理運営に必要な知識についての理解を深めることを目的とした階層別研修 イ. 管理系係長研修 管理系の係長級職員を対象に管理系業務の適正な執行について理解を深め、係長に求められる資質の向上を図ることを目的とした階層別研修 ウ. 5 年経験職員研修 採用から 5 年経験したプロパー職員を対象として、機構職員としての役割の再認識及び階層に応じた資質の向上を図ることを目的とした階層別研修 エ. 大型バス等運転講習 大型バス等の運転に関する知識及び技術の向上を目的とした実技講習 ② 本部主催及び各教育施設企画・実施の研修 表 13-2 のような研修を実施し、これらの研修によって教育事業や研修支援を行うにあたり必要となる知識や技能の向上を図った。 ③ 研修の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、効	区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	人事交流の受入状況	交流先機関数	95	85	82	80	78	人事交流者数(人)	350	325	307	289	284	人事交流の出向状況	交流先機関数	1	1	1	2	3	人事交流者数(人)	1	1	3	4	7
区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																	
人事交流の受入状況	交流先機関数	95	85	82	80	78																																	
	人事交流者数(人)	350	325	307	289	284																																	
人事交流の出向状況	交流先機関数	1	1	1	2	3																																	
	人事交流者数(人)	1	1	3	4	7																																	

験職員研修等を行うことにより、職員として備えるべき職務遂行能力や業務に必要な知識・技能の向上を図ることができた。

人事評価については、人事評価実施要綱に基づき実施するとともに、当該評価を勤勉手当及び昇給に活用する等、適切な運用を行った。

＜課題と対応＞

多様な人材の確保については、本取組をより一層推進するため、平成 27 年度は、機構が実施する職員採用試験と併せて国立大学法人等職員採用試験も活用した採用活動を行う。

当機構の職員配置については、県や国立大学法人からの交流人事で成り立っており、全常勤職員の約 6 割が人事交流者である。近年、人事交流について消極的な機関があり、厳しい状況であるが、プロパー職員の養成は未だ発展途上であり、円滑な業務運営のためには、今後も人事交流が不可欠である。引き続き、関係機関に人事交流を働きかけていく。

職員研修については、今後も必要に応じて研修計画の見直しを行い、青少年教育施設の職員としての専門性の向上を図っていく。

人事評価については、今後、評価結果の人材育成への活用について検討を進めていく。

率的・効果的な業務運営のために、4 法人（国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教員研修センター、国立青少年教育振興機構）共同で次の研修を実施するなど職員の資質の向上を図った。

- ア．新規採用職員研修
- イ．ハラスメント防止研修
- ウ．ビジネススキル研修
- エ．独立行政法人制度研修

表 13-2 主な研修の実施状況・参加状況一覧

本部が主催した内部研修（機構全体を対象とした研修）

区 分	実施件数	参加者数
階層別研修（新任所長・新任次長、管理系係長、5 年経験職員等）	5 件	100 人
事業の指導に関する研修（ボランティアコーディネータ）	1 件	32 人
安全指導等に関する研修 （体験活動安全管理（山活動、水辺）、公用車運転）	3 件	66 人
実務研修（会計事務、野外炊事等）	3 件	108 人
接遇に関する研修（接遇・クレーム）	1 件	16 人
ハラスメント防止研修	1 件	24 人
実地研修（機構内の他の施設の事業等に参加することにより、職員の資質の向上を図る）	5 件	5 人
教養啓発に関する研修（放送大学）	3 件	49 人
計	20 件	400 人

各教育施設が企画・実施した内部研修

区 分	実施件数	参加者数
新任職員に対する研修（新任職員）	38 件	186 人
事業の指導に関する研修（体験活動、活動プログラム等）	85 件	923 人
国際性の涵養に関する研修（指導者交流セミナー）	2 件	32 人
企画力・マネジメント力に関する研修 （プログラム企画、タイムマネジメント等）	8 件	78 人
安全指導等に関する研修 （自衛消防訓練、救命救急、AED 講習、衛生講習会、大型バス等運転等）	156 件	2,017 人
実務研修（オリエンテーション、清掃点検等）	66 件	541 人
社会教育、学校運営に関する研修（社会教育主事、中央研修等）	4 件	46 人
接遇に関する研修	18 件	308 人
コミュニケーション能力に関する研修 （コミュニケーショントレーニング）	20 件	321 人
ハラスメント防止研修	13 件	267 人
教養啓発に関する研修	5 件	56 人
その他	5 件	82 人
計	420 件	4,857 人

各教育施設が参加した外部機関の研修			
区 分		参加件数	参加者数
階層別研修（中堅職員、係長級等）		55 件	66 人
事業の指導に関する研修（自然体験活動指導者養成等）		82 件	172 人
国際性の涵養に関する研修（指導者交流セミナー）		2 件	2 人
企画力・マネジメント力に関する研修 （企画力実践セミナー、青少年教育施設連絡協議会等）		20 件	26 人
安全指導等に関する研修（応急措置、危機管理等）		76 件	130 人
実務研修（会計事務、給与実務、無線等）		49 件	90 人
社会教育、学校運営に関する研修 （社会教育主事、中央研修等）		92 件	116 人
接遇に関する研修（電話対応、クレーム対応等）		2 件	14 人
コミュニケーション能力に関する研修（メンター養成等）		9 件	17 人
ハラスメント防止研修		5 件	5 人
教養啓発に関する研修（人権問題等）		16 件	23 人
その他（生涯生活設計セミナー等）		20 件	46 人
計		428 件	707 人

【経年比較】研修の実施状況・参加状況一覧

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
機構本部が主催した研修	実施件数	12	12	15	17	20
	参加者数(人)	244	196	303	420	400
各教育施設が企画・実施した内部研修	実施件数	311	281	308	359	420
	参加者数(人)	3,632	3,509	3,788	4,258	4,857
各教育施設が参加した外部機関の研修	実施件数	310	369	339	391	428
	参加者数(人)	569	591	614	689	707

（４）人事評価の実施状況

人事評価実施要綱に基づき、平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までを評価期間として、「能力評価」及び「業績評価」からなる人事評価を実施した。平成 26 年 3 月に行った「業績評価」の中間評価結果を 6 月期の勤勉手当に、平成 26 年 9 月に行った「能力評価」及び「業績評価」の期末評価結果を 12 月期の勤勉手当及び昇給に活用した。

引き続き平成 26 年 10 月から平成 27 年 9 月までを評価期間とし、同様の人事評価を実施している。

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8－3	中期目標期間を超える債務負担		
当該項目の 重要度、難易度	特になし。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		3. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運営業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。		＜その他の指標＞ 【中期目標期間を超える債務負担】 中期目標期間を超える債務負担 ・中期目標期間を超える債務負担は有るか。 有る場合は、その理由は適切か。	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P11-7（第 11 章 8）	＜自己評価書参照箇所＞	評価	—
					＜主要な業務実績＞ 8. 債務負担・積立金の使途 （１）中期目標期間を超える債務負担 該当なし。	＜評定と根拠＞ 評定：—		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8－4	積立金の使途		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
		4. 積立金の使途 前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人国立青少年教育振興機構法に定める業務の財源に充てる。		＜その他の指標＞ ・積立金の支出は有るか。有る場合は、その使途は中期計画と整合しているか。	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書 P11-7（第 11 章 8） ＜主要な業務実績＞ 8. 債務負担・積立金の使途 （2）積立金の使途 平成 23 年 6 月に文部科学大臣の承認を受けた前中期目標期間繰越積立金のうち、平成 25 年度末には、下記金額を計上していた。 平成 25 年度末 前中期目標期間繰越積立金 1,266,834 円 （内訳）自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額 1,266,834 円 上記の前中期目標期間繰越積立金のうち、平成 26 年度においては、下記金額を取崩額として計上した。 前中期目標期間繰越積立金取崩額 102,880 円 （内訳）自己収入により取得した固定資産の減価償却相当額 102,880 円	＜自己評価書参照箇所＞ ＜評価と根拠＞ 評価：B 積立金については、中期計画に基づく業務の財源に充てており、問題のある点は認められないことから、B 評価とした。 【積立金の使途】 前中期目標期間繰越積立金は、自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額であり、平成 23 年 6 月に文部科学大臣の承認を受けて計上している。 ＜課題と対応＞ 今後も中期計画に基づく適切な予算執行に取り組む。	＜評価に至った理由＞ 積立金については、中期計画に基づく業務の財源に充てており、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため B 評価とした ＜今後の課題＞ 特になし ＜WT 委員の意見＞ 特になし	

4. その他参考情報
特になし。